

令和5年9月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

令和5年9月 1日 開会

令和5年9月15日 閉会

飯 島 町 議 会

令和5年9月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

令和5年9月1日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集挨拶

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1 号議案 令和4年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 第 2 号議案 令和4年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 第 3 号議案 令和4年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 第 4 号議案 令和4年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 第 5 号議案 令和4年度飯島町水道事業会計決算認定について

日程第 9 第 6 号議案 令和4年度飯島町下水道事業会計決算認定について

日程第10 第 7 号議案 令和5年度飯島町一般会計補正予算（第5号）

日程第11 第 8 号議案 令和5年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第12 第 9 号議案 令和5年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第13 第10号議案 令和5年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第14 第11号議案 令和5年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第15 第12号議案 令和5年度飯島町下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第16 第13号議案 飯島町南田切地区町道南田切線その3道路改良工事建設工事請負契約の締結に係る専決処分の承認を求めることについて

○出席議員（12名）

1 番	伊藤 秀明	2 番	坂井 活広
3 番	折山 誠	4 番	坂本 紀子
5 番	宮脇 寛行	6 番	浜田 稔
7 番	三浦寿美子	8 番	堀内 学
9 番	星野 晃伸	10 番	片桐 剛
11 番	吉川 順平	12 番	久保島 巖

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																				
飯島町長 下平 洋一	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>松村 和夫</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>藤木真由美</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>片桐 雅之</td> </tr> <tr> <td>地域創造課長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>松澤 京子</td> </tr> <tr> <td>企画政策課財政係長</td> <td>小林 正司</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	大島 朋子	企画政策課長	座光寺満輝	住民税務課長	松村 和夫	健康福祉課長	藤木真由美	産業振興課長	堀越 康寛	建設水道課長	片桐 雅之	地域創造課長	久保田浩克	会計管理者	松澤 京子	企画政策課財政係長	小林 正司
副 町 長	宮下 寛																				
総 務 課 長	大島 朋子																				
企画政策課長	座光寺満輝																				
住民税務課長	松村 和夫																				
健康福祉課長	藤木真由美																				
産業振興課長	堀越 康寛																				
建設水道課長	片桐 雅之																				
地域創造課長	久保田浩克																				
会計管理者	松澤 京子																				
企画政策課財政係長	小林 正司																				
飯島町教育委員会 教育長 片桐 健	教 育 次 長 齊藤 鈴彦																				
飯島町代表監査委員 本多 昇	飯 島 町 監 査 委 員 事 務 局 長 (議会事務局長兼)																				

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	松下 知冬

本会議開会

開 会	令和5年9月1日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 町当局並びに議員各位におかれましては大変御苦勞さまでございます。 これから令和5年9月飯島町議会定例会を開会いたします。 本定例会につきましては、本多代表監査委員さんに御出席をいただいております。大変御多忙中のところ、よろしく願いをいたします。 9月定例会は、令和4年度各会計決算の認定など重要な議案審議が行われます。各議員におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じ慎重かつ精力的に御審議いただくとともに、円滑な議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。 開会に当たり町長から御挨拶をいただきます。 〔下平町長登壇〕
町 長	おはようございます。 令和5年9月議会定例会招集に当たりまして御挨拶を申し上げます。 令和5年8月7日付、飯島町告示第58号をもって令和5年9月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆様の御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。 また、本多代表監査委員さんにおかれましても、大変お忙しい中、御出席をいただき、併せて感謝を申し上げます。 新型コロナウイルスが感染症法上5類に移行して初めての夏休み、お盆を迎え、規制や観光で多くの方が町を訪れていただいたことかと思えます。 8月には山のイベント、ラブリー♡フェスタ、りんりん祭が盛大に開催されました。日差しの強さと、参加された皆さんの熱気も加わり、どれもにぎやかに熱く、楽しい時間を過ごされたことと思えます。 特にりんりん祭では、風鈴1万個の展示が確認され、見事ギネスに登録されました。世界一の認定をいただいたことは、町といたしましても大変うれしく思うところでございます。 いずれにしましても、住民の皆さんのお力がとても大きいことを改めて感じているところでございます。 今年は関東大震災が発生してから100年となります。関東大震災を振り返り、近い将来に起きると言われている南海トラフ地震など、これに備えて、改めて御家庭で避難場

所の確認や備蓄品の確認など防災について話し合いをしていただきたいと思います。

この9月3日には地震総合防災訓練を実施いたします。町全体での訓練は3年ぶりの開催ということで、家庭で行う訓練、隣組や自主防災会で行う訓練などの中で一つ一つの手順や内容を確認しながら実施していただければと思います。

防災・減災対策には地域の皆様の結束力が必要でございます。地域の皆様には、引き続き御協力をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

さて、国の経済状況に目を向けますと、4—6月のGDP速報値では前期比1.5%増、年率で6%増と3・四半期連続でプラス成長となっております。

物価高の影響やサービス消費の伸びが減少するなど個人消費が減少した一方で、自動車販売や訪日外国人の国内消費等が増加していることが要因とされております。

また、5月から6月の長野県の経済状況は、全国の景気動向が「緩やかに回復している」とされているのに対し、県内は「持ち直しの動きに弱さがみられる」とされております。

乗用車新車販売や公共投資は前年を上回っているものの、鉱工業の生産は足踏みがみられることや、住宅投資では前年を下回っています。

7月の有効求人倍率も4か月連続で前月を下回っている状況ですが、伊那管内の有効求人倍率を見ますと1.29で、前月からは0.01上回っている状況でございます。

こうした状況の中で、原油や原材料等の価格高騰も続いています。ガソリン価格対策の検討も政府でしている報道もありましたが、引き続き今後の国の動向や経済の動きに注視をしていきたいと思っております。

9月を迎え、本年度も約半年が過ぎようとしています。この間、政策方針に基づき取組を進めてまいりました。

例を挙げますと、子育て支援として、保育士の確保の必要性から定着支援金や宿舍支援金など処遇改善を行ってまいりました。保護者の皆様の負担軽減につながるよう保育園での紙おむつの処分を始めております。

また、Uターン者への支援として奨学金返還金補助金についても制度が整ったところでございます。

また、人口増対策においては、UIJターン就業・創業移住支援事業補助金制度を整えたほか、昨年度に引き続き飯島町に光をそそぐマイホーム取得補助金等を実施しております。既に補正を願ってきていますが、今議会でも追加補正を計上させていただいております。

そのほか、原油価格や電気・ガス料金等の物価高騰対策としてくらし復興券第6弾や低所得者世帯や子育て世帯への生活支援特別給付金事業を実施してまいりました。

今回のくらし復興券は、町民の皆様にお一人当たり5,000円分の復興券を直接お送りさせていただいております。10月末が使用期限でございますので、使い忘れのないように御利用をお願いいたします。

今後におきましても第6次総合計画基本計画の実施に向けてそれぞれの事業への取組を行ってまいります。

さて、本議会定例会に提案申し上げます案件は、決算案件6件、予算案件6件、契約締結案件2件、一般案件1件、以上15件でございます。いずれも重要な案件でございますので、何とぞ、慎重な御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。議会招集の挨拶といたします。

ありがとうございました。

〔下平町長降壇〕

- 議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により5番 宮脇寛行議員、6番 浜田稔議員を指名いたします。
- 議 長 日程第2 会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議をいただいております。議会運営委員長より会期は本日から9月15日までの15日間とすることが適当との協議結果の報告がありました。
お諮りいたします。
本定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月15日までの15日間とすることに決定いたしました。
会期の日程につきましては事務局長から申し上げます。
- 事務局長 会期日程説明
- 議 長 日程第3 諸般の報告を行います。
議長から申し上げます。
最初に、請願、陳情等の受理について報告いたします。
受理した請願、陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条第1項及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。
次に、例月出納検査における結果について報告いたします。
7月及び8月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありませんでした。
次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。
本定例会は決算議会でありますので、企画政策課財政係長に出席を願うことといたしました。
以上で諸般の報告を終わります。
- 議 長 日程第4 第1号議案 令和4年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第5 第2号議案 令和4年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 第3号議案 令和4年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 第4号議案 令和4年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 第5号議案 令和4年度飯島町水道事業会計決算認定について

日程第9 第6号議案 令和4年度飯島町下水道事業会計決算認定について

以上6議案を一括議題とします。

それでは、本6議案について提案理由の説明を求めます。

〔下平町長登壇〕

町長 それでは第1号議案から第6号議案までの令和4年度各会計決算認定議案6議案につきまして一括して説明を申し上げます。

令和4年度一般会計をはじめ6会計の決算につきましては、過日、監査委員の審査を経ましたので、ここに監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

また、決算書類といたしまして行政報告書等を提出いたしますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

なお、私からは決算の大綱を申し上げ、後ほど会計管理者及び上下水道事業会計につきましては所管課長から細部の説明をいたします。

初めに、令和4年度の日本経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつあり、緩やかな持ち直しが続く一方、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退の懸念などにより、我が国の経済を取り巻く環境は厳しさが増す状況が続きました。

政府は、こうした景気の下振れリスクに先手を打ち、経済を民需主導の持続的な成長路線に乗せていくため、物価高・円安への対応、構造的な賃上げ、成長のための投資と改革を重点分野とする総合経済対策を昨年10月に策定し、令和4年度第2次補正予算を編成、実行に移しました。

特に物価高については、類似の対策を講じ、その効果が表れてきたものの、依然として改善しない状況が続いており、こうした物価高から国民生活や事業活動を守り抜くため、予備費を財源とした物価高克服に向けた追加策を3月にまとめ、地域の実情に応じて負担感の大きい低所得者層などへのきめ細やかな支援が実施されたところでございます。

当町におきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策に優先的に取り組みながら、第6次総合計画2年目の年として8つの基本構想と2つの重点プロジェクトの実現に向け、一般会計、特別会計等を含め、おおむね計画どおりの行財政運営を行うことができました。これもひとえに町議会をはじめ住民の皆様の御理解と御協力のためのものであり、深く感謝を申し上げます。

さて、当町の全ての会計を合わせました歳出決算規模につきましては、総額でおよそ98億8,500万円となり、平成以降最大となった昨年度からおよそ4億3,000万円減少いたしました。これは、介護保険特別会計がおよそ3,600万円、水道事業会計がおよそ8,700万円増加した一方、一般会計がおよそ5億6,000万円減少したことが主な要因であります。

それでは、まず第1号議案の一般会計決算概要について申し上げます。

歳入総額はおよそ65億4,000万円、歳出総額はおよそ62億8,000万円となり、昨年度に比べ歳入で8.1%、歳出で8.2%、それぞれ減額となりました。

歳入歳出の差引きから翌年度への繰越しを除いた実質収支はおよそ1億6,000万円の黒字決算となりました。

また、単年度収支は前年度実質収支を差し引くためおよそ600万円の黒字決算となり、基金への積立金、起債の繰上償還、積立金の取崩しを勘案した実質単年度収支におきましてはおよそ5,000万円の黒字決算となりました。

引き続き新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策を講じつつ第6次総合計画の各事業を実施する難しい行政運営が求められましたが、事務執行の適正化や効率化、経常経費の削減に注意を払いつつ、住民の皆様にも御協力をいただきながら各事業に取り組んでまいりました。

次に令和4年度の主な取組と財政指標について申し上げます。

まず令和3年度からの繰越事業としましては、社会資本整備総合交付金事業の道路改良工事や舗装補修工事、旧学校給食センター解体工事など17事業、およそ7億円の事業を実施いたしました。

また、コロナ対策・物価高騰対策事業といたしましては総額でおよそ4億9,000万円の事業を実施いたしました。

コロナ禍における物価高騰の影響を受けた住民への生活支援と町内事業者の消費の喚起等を目的にぐらし復興券発行1億円事業を2回実施したほか、電力、食料品などの物価高騰による負担増軽減のため低所得世帯への給付金事業、農業者には新しい生活様式を踏まえたスマート農業化支援補助金など、各種施策を行い、個人や事業者を含め幅広い皆様への支援策を講じてまいりました。

次に第6次総合計画の基本構想実現のために実施した主な事業について説明を申し上げます。

1つ目に、「住民と行政の創合力による安全で安心なまちづくり」におきましては、交通安全関連は、高校3年生相当——18歳までの南信交通災害共済の加入掛金を全額公費負担とし、保護者負担の軽減を含め、交通安全対策の充実を図ったほか、防災関連では非常用電源が未配備の指定避難所へ蓄電器整備を進めるなど防災体制の充実を図りました。

また、消防団関連では、団員減少の課題を解決する1つの手段として年報酬や手当などの処遇改善を実施したところでございます。

2つ目に、「美しく快適な暮らしの環境を将来へつなぐ」では、環境関連として、令和

4年10月に飯島町カーボンニュートラル宣言を表明し、この達成に向け温室効果ガスの排出削減を推進する地球温暖化対策実行計画区域施策編の検討を進めたほか、環境循環ライフ構想にある小水力発電や木質バイオマスエネルギーの導入可能性について調査を行い、持続可能性、経済性の研究に取り組みました。

また、窓口業務関連では、マイナンバーカードの普及促進を図るため、時間外や休日受付を実施するなど、普及率向上に努め、全町民の56%以上が取得する実績となりました。

3つ目に、「誰もが健康で居場所と出番があり共に支え合える地域づくり」では、生涯を通じて安心して生活ができるよう、引き続き保健、医療、福祉、介護の関係機関が密に連携し適切な対応ができるネットワークの構築を推進するため、飯島版お助隊とも関わりの深い重層的支援体制整備事業への移行準備に着手いたしました。

現行の仕組みでは高齢者、障害者、子ども、生活困窮者の各分野に属性が分かれている各事業を各関係機関が一体的に相談、支援や地域づくり事業を実施するものであり、令和7年の本格実施に向け、スムーズに移行できるよう、引き続きこの体制整備の移行業務に取り組んでまいります。

また、新たな取組として生活困窮者等に対する相談・支援業務を社会福祉協議会へ委託する方式で実施したほか、住民税非課税世帯の75歳以上の高齢者に対し補聴器購入補助を実施することで支援が必要な方やその家族の方も安心して暮らせる地域づくりを進めてまいりました。

4つ目に、「地域特性を生かした産業の創造と振興のまちづくり」では、農業関連は、国の交付金を活用したスマート農業機械の導入補助や資材等の価格高騰に対する補助を実施したほか、近年の異常気象に伴う農作物被害に対し農業者が加入する国の収入保険の掛金補助を実施し、安心して農業生産に取り組めるよう農業者への経営支援を行ったところでございます。

また、南割用水の頭首工工事を令和3年度から繰越事業として実施したほか、県営事業では原井水路のり面工事、中央道跨水路橋改修工事を6橋実施し、農業生産基盤の強化等を図りました。

商工業関連では、コロナ禍における物価高の影響を受けた事業者に対しまして新型コロナウイルス対応営業力向上支援補助金、エネルギー価格高騰対策事業者支援補助金を助成することで事業継続支援に取り組みました。

また、企業誘致にも積極的に取り組み、赤坂地籍と石曾根地籍にそれぞれ企業を誘致することで今後の地域経済の活性化や雇用の創出を図ることができました。

5つ目に、「暮らしを支える強靱で快適なライフラインの創造」については、町道関連は社会資本整備総合交付金事業による継続事業の南田切線や地元要望である本郷飯島線の道路改良工事、高尾原北線の道路舗装補修工事を実施したほか、林道関連では県企業局の助成による林道横根山線の橋台補修や擁壁のり面整備工事を継続して実施したところでございます。

また、町営住宅関連では、将来的な統廃合を見据え入居停止となっている豊岡住宅の

一部について計画を前倒しして除却したほか、北梅戸住宅と陣馬住宅の一部について老朽化調査を実施いたしました。

なお、国道 153 号伊那バレーリニア北バイパス改良促進や与田切川・中田切川砂防事業による流域整備、また百間ナギで発見されたクラックの観測や崩落した場合の対策につきまして国県への働きかけを行い、継続して事業を推進していただいている状況でございます。

6 つ目に、「魅力向上で住みたい・住み続けたい地域づくり」では、観光関連は築 57 年を経過した御座松橋の改修、千人塚の城ヶ池周辺の老朽化した照明設備の更新、公園案内板の更新などを行い、観光地としての魅力アップを図りました。

自治組織への支援関連では、区や自治会からの申請に基づき交付していた自治活動保険加入補助金を地域づくり推進費と併せて一括交付したほか、自治会のごみステーション管理費も併せて一括交付することにより支払いや窓口の一本化を図り、自治会役員の負担軽減を図ったところでございます。

また、人口増プロジェクトの主要事業として創設した住宅取得や住宅リフォーム、民間宅地開発に対する各補助金につきましては、予想を上回る申請実績となり、人口減少に歯止めをかけるきっかけづくりとなりました。

7 つ目に、「子どもの元気」と「学びの力」でいきいき豊かな暮らし」につきましては、学校教育関係では引き続き新学習指導要領で位置づけられている情報教育を学ぶため ICT 教材機器やデジタル教科書などの整備を図ったほか、事故繰越事業となっていた学校給食センター給食配送車の更新を実施したところでございます。

また、生涯学習関係では、飯島成人大学センターと田切体育館の屋根等の補修を行い、指定避難所としての機能強化を図ったほか、33 年を経過した移動図書館車の更新を行ったところでございます。

8 つ目に、「将来像を実現する創造力にあふれた行政基盤づくり」におきましては、3 年ぶりにこども議会を開催し、将来を担う児童や生徒の皆さんからまちづくりに必要な御意見や御提案をいただきました。

また、行政改革関連では、4 月から組織機構改革により総務課に秘書広報係を新設し、さらなる情報発信強化や情報化、デジタル化を推進するため、DX を推進するための体制強化を図ったところでございます。

以上 8 つの基本構想を中心に関連する主な事業について申し上げます。

なお、令和 5 年度への繰越事業につきましては、継続事業の町道南田切線道路改良工事や飯島区朝待地区における農業用排水路改修工事など合わせて 9 事業、およそ 3 億 500 万円を次年度への繰越事業といたしました。

こうした多くの事業を実施する中で、財政指標の改善策としまして起債の繰上償還を一般会計においておよそ 7,200 万円実施いたしました。

また、基金につきましては、財政調整基金は定住施策関連補助金の財源として 6,200 万円の繰入れを行う一方、決算状況によりおよそ 4,100 万円を積み立てました。

減債基金は、起債の繰上償還に充当するためおよそ 7,200 万円の繰入れを行う一方、

当面の繰上償還財源分としておよそ 8,800 万円を積み立てました。

また、公共施設等整備基金は、役場庁舎議会棟の空調機器更新工事や移動図書館車購入事業等の財源としておよそ 6,800 万円の繰入れを行う一方、決算状況によりおよそ 8,000 万円の積立てを行ったところでございます。

今後も、物価高騰などの経済対策や近年の異常気象による豪雨災害などの突発的な災害等への対応、さらに町の公共施設の整備や老朽化に伴う維持管理費の増加、人口増対策などの新たな施策を考慮し、財政状況を見ながら対応する財源を確保しつつ、有効に活用してまいります。

次に当町の財政状況についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の各指標につきましては、令和 4 年度におきましても国の示す一定の基準を超えておりません。

また、実質赤字比率と連結実施赤字比率につきましても、黒字決算であったため、昨年同様、数字には表れておりません。

実質公債費比率は前年度より 0.6 ポイント減少し 8.4%、将来負担比率も 10.3 ポイント減少し 42.1%に改善されました。

そのほかの主な財政指標については、財政力指数が 0.38 と前年度に比べ 0.01 ポイント減少しております。

経常収支比率については、道路の維持補修費や人件費などに充当した経常経費充当一般財源が増加したほか、臨時財政対策債の減による経常一般財源が減少した結果、前年度に比べ 3.2 ポイント増加し 77.5%となりました。

次に第 2 号議案の国民健康保険特別会計の決算概要について申し上げます。

歳入歳出の差引き額はおよそ 2,100 万円の黒字となりました。

歳入では、基金の繰入れを行い、前年度に比べおよそ 400 万円、0.4%の増となりました。

歳出総額は前年度に比べおよそ 800 万円、0.9%の増となっております。

なお、被保険者数につきましては、令和 4 年度末では前年より減少しております。

また、保健事業につきましては、特定健診の受診率が年々上がっており、将来の保険給付費の抑制につながるものと感じております。

今後も被保険者の皆様の健康を守る医療保険者として健康予防活動に努め、国保会計の健全運営に努めてまいりたいと思っております。

次に第 3 号議案の後期高齢者医療特別会計の決算概要について申し上げます。

歳入歳出の差引き額はおよそ 300 万円の黒字となりました。

歳入総額は昨年度に比べおよそ 500 万円、3.3%の増となりました。

歳出総額は前年度に比べおよそ 490 万円、3.2%の増となっております。

なお、被保険者数につきましては、令和 4 年度末は前年より増加しております。

また、保険料の収納率につきましては、高い収納率を維持しており、皆様の御理解、御協力に感謝を申し上げる次第でございます。

介護予防事業と連携した保健事業につきましても定着してきており、今後も着実に進めてまいりたいと思っております。

次に第4号議案の介護保険特別会計の決算概要について申し上げます。

歳入歳出の差引き額はおよそ2,900万円の黒字となりました。

歳入総額は前年度に比べおよそ1,600万円、1.4%の増、歳出総額は保険給付費の減に伴い介護給付費準備基金への積立てを行ったことにより前年度に比べおよそ3,600万円、3.3%の増となりました。

今後は高齢化率の上昇とともに保険給付費の増加が見込まれることから、介護予防事業を推進するとともに、介護給付費準備基金への積立てを計画的に行うなど、引き続き適正な会計運営に努めてまいります。

次に第5号議案の水道事業会計の決算概要について申し上げます。

水道事業における給水人口はおよそ130人の減少となりましたが、使用料収入は前年度に比べおよそ200万円増加、費用については前年度よりおよそ360万円増加したものの、単年度収支はおよそ2,043万円の黒字決算となりました。

引き続き安全でおいしい水の供給を行うため、安定給水と健全運営に努めてまいります。

次に第6号議案の下水道事業会計の決算概要について申し上げます。

下水道事業における水洗化人口はおよそ60人の減少となりましたが、使用料収入は前年度とほぼ同額となりました。

費用については、前年度より2,540万円減少し、単年度収支はおよそ2,150万円の黒字決算となりました。

下水道事業は維持管理事業が中心となりますが、引き続き下水道の普及に努め、安定した料金収入を確保するとともに、健全経営を目指してまいります。

以上、第1号議案から第6号議案まで、令和4年度の各会計決算について概要説明を申し上げます。

地方行政を取り巻く情勢は、ウクライナ紛争等による世界的な物価高騰の影響を受け、国民生活はこれまでに類を見ないほどの困難な状況になっており、食料品や燃料、光熱費などの価格高騰は住民生活や地域経済に大きな影響を与えています。

コロナ禍の収束によりイベント等も実施されるようになり、町のにぎわいも復活してきております。第6次総合計画に掲げた町の将来像である「新しい発想で考えるアルプスのまち 豊かな未来・自然・暮らし」の実現に向け、コロナ禍により影響を受けた地域経済の復興や地域コミュニティの再構築を図りつつ、的確に状況を把握し、この町に暮らす全ての皆さんが安心して暮らせる豊かな町になるよう、細心の注意を払いながら健全な行財政運営に努めてまいります。

今後とも議員各位の一層の御理解と御協力をお願いし、適切な御審議の上、決算認定いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

ありがとうございました。

〔下平町長降壇〕

会計管理者	補足説明
建設水道課長	補足説明
議 長	暫時休憩といたします。再開時刻を 10 時 50 分といたします。休憩。
休 憩	午前 10 時 37 分
再 開	午前 10 時 50 分
議 長	<p>会議を再開します。</p> <p>ここで監査委員の決算審査報告を求めます。</p> <p>本多代表監査委員、お願いいたします。</p> <p>[本多代表監査委員登壇]</p>
代表監査委員	<p>令和 4 年度飯島町一般会計及び特別会計の決算審査を令和 5 年 7 月 27 日から 8 月 2 日のうち 5 日間にわたり実施しました。その結果を意見書としてまとめましたので御報告いたします。</p> <p>令和 4 年度飯島町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書を御覧ください。</p> <p>1 ページには審査の概要が、5 ページから決算の概要が記載されております。後日お目通しいただきますようお願いいたします。</p> <p>2 ページから御覧ください。</p> <p>審査の結果です。</p> <p>審査に付された各会計決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各基金の運用状況報告書については、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は誤りのないものと認めます。</p> <p>予算の執行及び財政運営状況はともに適正であると認めます。</p> <p>また、各基金の運用については、それぞれの設置の目的に沿って適正に運用されていると認めます。</p> <p>総括的意見です。</p> <p>令和 4 年度も新型コロナウイルス感染症の感染拡大は収まる気配を見せませんでした。ワクチン接種は進んだものの、6 月下旬からの第 7 波は感染力の強いオミクロン株、B A. 5 が感染の主流となり、10 月下旬からの第 8 波は波の期間が長期化した結果、新規陽性者数は過去最多となりました。</p> <p>このような中であつたが、感染対策と社会経済活動の両立、またウィズコロナ、アフターコロナを見据えた取組が進み、社会活動、経済活動は徐々にではあるが回復傾向となりました。</p> <p>しかし、急激な円安の進行による輸入価格の上昇やロシアによるウクライナ侵略を背景とした原油価格・物価高騰の影響により食料品や生活必需品、光熱水費、燃料等の価格は高騰、これにより家計は圧迫され、企業収益も悪化、住民生活や地域経済は大きな影響を受けた一年でありました。</p>

こうした状況の中、当町では、当初予算、前年度繰越予算に従った事業に加え、前年度に引き続き新型コロナウイルス対応として前年度からの繰越事業も含めた各種の対策事業及び原油価格や電気、ガス、食料品などの物価の高騰に対する生活支援と事業者支援 34 事業——事業費約 4 億 8,900 万円に取り組んできました。

今回の決算審査を通じ、各会計とも職員の皆さんが決められた予算目的に従いより効率的に真剣に取り組んできた、その努力を評価します。

全体の事業内容については、令和 4 年度の会計決算書、行政報告書及び行政評価書に基づいて決算状況を審査しました。

行政評価書については、第 6 次総合計画や実施計画との関係が示されるようになっていきます。今後も、第 6 次総合計画に掲げた施策の推進に向けて、より効率的、効果的な行政運営のため、有効に活用されることを期待します。

財政状況について、町税は町民税をはじめとする各税目とも増加したことにより前年度比 6.4%の増収となりましたが、国庫支出金は新型コロナ関連の補助金等の減少により 21.0%、地方特例交付金も新型コロナ関連の特別交付金の減少により 64.8%の減少となりました。

また、学校給食センター建設や庁内情報システム再構築の完了により基金繰入れや町債も減少となり、歳入歳出とも決算規模は縮小となりました。

公共団体の財政力を示す財政力指数は 0.38 と前年度より 0.08 ポイント減少となりました。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 77.5%と前年より 3.2%増加しましたが、良好な状況となっています。

実質的な公債費が財政に及ぼす負担を表す指標である実質公債費比率は 8.4%と前年より 0.6 ポイント減少となり、安定した状況となっています。

以上のとおり、これらの財政指標は財政状況が健全であることを示しています。

それぞれの会計収支について、一般会計においては各種補助金等を積極的かつ適切に活用し予算に沿った運営がなされたこと、特別会計においては各会計ともに黒字決算であることを確認しました。

財政調整基金などの基金の状況は、前年度に比べ全体で約 2,000 万円、0.9%の減額となり、年度末残額は 21 億 4,000 万円ほどとなりました。

財政調整基金や減債基金は、当初予算の一般財源不足分への充当や繰上償還のために取崩しを行いましたが、今後の備え等も考慮し積立ても行っています。

町の財政規模からすると、いずれも財政環境の変化への対応等の確保はなされていると考えます。

行財政運営に当たって、歳入に関しては、収納率が町税 99.1%、国民健康保険税 94.7%と、いずれも前年と同様に高い水準を維持しており、収入未済額の解消に向けた努力の結果が認められます。今後も、現状を維持しつつ、効率的な収納確保に努めてください。

歳出に関しては、外部委託の推進、指定管理者制度の活用などに積極的に取り組んでいると認められます。さらに経費の削減を図るとともに、効果的、効率的な予算の執行

に努めてください。

次に一般会計の当初予算は52億円、決算額は歳入65億4,000万円、歳出62億8,000万円となり、当初予算と比較した歳出決算額は10億8,000万円、20.8%増加しました。

主な事業は、くらし復興券発行1億円事業2億6,800万円、社会資本整備総合交付金事業による道路改良1億5,500万円、電力・ガス・食料品価格高騰緊急支援事業3,800万円、農業資材等物価高騰対策事業4,300万円、エネルギー価格高騰対策事業者支援事業3,600万円、飯島町に光をそそぐ住宅取得補助金ほか住宅関連補助事業8,300万円などがあります。

コロナ対策や大型事業に取り組む中、上記事業以外にも住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等の生活支援や中学校女子トイレ・グラウンド整備2,300万円も行っています。

実不用額が9,600万円となりましたが、入札などにより生じる不用額の把握し、必要に応じて補正を行い他の事業の財源としていることを確認しました。今後も、限られた予算の中で住民要望に応えるための財源を確保するため、不用額の把握に努めてください。

道路維持については地元要望212か所のうち164か所の実施、大雨や落雷への対応など、町民の安心・安全に対する取組がなされたことについて評価できます。

なお、社会資本の整備については、国の補助金等に頼らざるを得ない状況であり、各種補助金の情報を収集していることは確認していますが、一層の取組を期待します。

町には第6次総合計画をはじめとして様々な計画があり、それに沿った事業が実施されますが、事業実施に際しては30年先40年先といった長期的な視野を持ちつつ事業の有効性や持続性などを慎重に検討することが大事です。木質バイオマスエネルギー供給事業の導入計画が策定され、事業性について調査がされました。今後は、これを基に事業実施についての検討がされると思いますが、事業の実現については慎重に検討してください。

また、令和2年度に公共施設の個別管理計画が改訂され、これに従った公共施設管理がされています。施設の老朽化による維持管理費の増加や更新には多額の費用を要すること、人口減少により税収の減少が見込まれる中で、持続可能な財政運営を目指すためには、今後縮小が見込まれる財政規模でも維持できるよう、公共施設の見直しを検討していく必要があります。

最後に、令和5年度になり新型コロナウイルスが5類に移行し、社会経済活動は徐々にではあるがコロナ前に戻りつつあります。コロナ関連の事業がなくなり、財政規模もコロナ以前に戻ることが予想されるが、今後も第6次総合計画に掲げた施策の推進に向けて限られた財源が有効活用されることを期待します。

次に、令和4年度飯島町水道事業会計並びに下水道事業会計決算審査を令和5年6月23日に実施しました。その結果を意見書としてまとめましたので御報告いたします。

令和4年度飯島町水道事業会計並びに下水道事業会計決算審査意見書を御覧ください。

3ページから決算の概要が記載されております。後日お目通しいたきますようお願い

いたします。

1ページから御覧ください。

審査の対象、審査の期日、審査の方法は意見書に記載したとおりです。

審査の結果です。

損益計算書、貸借対照表等の決算財務諸表並びに決算報告書及びその他附属書類については、いずれも会計も計数に誤りなく適正に記帳されており、当会計年度における経営成績及び財政状況を正確に表示しているものと認めます。

また、現金預金、基金についても適正に行われていることを確認しました。

総括的意見です。

昨年度、上水道では、落雷による機器故障への対応、9月に与田切川上流で起きた土石流と見られる現象による取水停止、1月末の寒波への対応等、職員が対応に苦慮する事例が多かったが、断水に至る大きな災害や事故などはありませんでした。また、下水道では、移動脱水車の修繕や各種ポンプの交換等、施設設備等の維持管理を行ってきました。これら、年間を通じて積極的に水道の安全供給、下水道の維持管理に努めた担当職員の取組を評価します。

水道事業においては、給水量は増加したものの、有収水量は減少しています。老朽管の布設替え工事を行っているものの、地下での漏水が増えたことによるものと見られます。結果、有収率は79.7%と前年度比1.4%の減少でした。

また、中川村への用水供給を7月から開始しました。5万1,534立米を供給し、今後、供給量は増加の見込みです。

下水道事業では、つなぎ込み率86.5%と前年度比1.2%増加しました。下水道の普及状況は、処理区域内人口に対する水洗化人口比率が83.4%となりました。

今後も、水道管の漏水減少、安定供給のため老朽化した水道管の布設替えに取り組まれるとともに、中川村への用水供給にも確実に取り組んでください。

また、下水道に関しても適切な施設の維持管理に取り組んでください。

当年度の純利益について、上水道は2,040万円と前年度より70万円の減少となったものの、未処分利益剰余金については2億50万円となり、安定した経営状況です。

下水道については、純利益2,160万円と前年度より394万円減少ですが、未処分利益剰余金が6,410万円あり、安定した経営状況が続いています。

しかし、給水人口の減少による料金収入の減少や浄水場の建て替え、移動脱水車更新等の上水道や下水道に関する施設、設備などへの投資、企業債の元利償還等に多額の資金が必要となることを見込まれます。

また、水道事業に関しては、令和4年度より中川村への水道水供給事業が開始されました。下水道事業においても、今後、施設の更新時期を迎えることから、これらも含めた計画的な経営が求められます。

最後に、引き続き良質な水道水の安定供給、有効な下水道施設の維持管理が行われるとともに、先を見据えた計画の下、安定的な経営がされることを期待します。

次に、令和4年度飯島町財政健全化審査意見書及び上下水道事業会計経営健全化審査

を令和5年8月2日に実施しました。その結果を意見書としてまとめましたので御報告いたします。

1 ページの令和4年度飯島町財政健全化審査意見書を御覧ください。

審査の対象、審査の期日、審査の方法は意見書に記載したとおりです。

審査の結果です。

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠し適正に作成されているものと認めます。

個別意見です。

実質赤字比率と連結実質赤字比率は良好な状態にあります。

実質公債費比率8.4%は早期健全化基準の25%を下回る水準、将来負担比率42.1%は早期健全化基準の350%と比較すると健全状態にあります。

したがって、指摘すべき事項はありません。

次に3ページの令和4年度上下水道事業会計健全化審査意見書を御覧ください。

審査の対象、審査の期日、審査の方法は意見書に記載したとおりです。

審査の結果です。

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠し適正に処理されているものと認めます。

各事業会計とも資金不足になっていないことを認めます。

指摘すべき事項はありません。

以上で決算審査の報告を終わります。

議 長 本多代表監査委員は自席にお戻りください。

[本多代表監査委員降壇]

議 長 これから、ただいまの決算審査報告について質疑を行います。

なお、質疑事項は監査委員の職務の範囲を超えることのないよう御留意をお願いいたします。

それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

これで決算審査報告に対する質疑を終わります。

本多代表監査委員さんには、大変御苦労さまでございました。

ここで暫時休憩といたします。

休 憩 午前11時09分

再 開 午前11時10分

議 長 会議を再開いたします。

これから令和4年度会計決算6議案について一括して質疑を行います。

なお、議事運営上、ここでは総括的な事項につき質疑されることをお願いいたします。
質疑はありませんか。

議 長

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここでお諮らいたします。

第1号議案から第6号議案は、審査に時間を要するため9月15日の定例会最終日にこれを採決したいと思っております。

御異議ございませんか。

議 長

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本6議案については、9月15日——本定例会最終日に採決することに決定いたしました。

議 長

日程第10 第7号議案 令和5年度飯島町一般会計補正予算（第5号）

日程第11 第8号議案 令和5年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第12 第9号議案 令和5年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第13 第10号議案 令和5年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第14 第11号議案 令和5年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第15 第12号議案 令和5年度飯島町下水道事業会計補正予算（第1号）

以上6議案を一括議題といたします。

それでは本6議案について提案理由の説明を求めます。

町 長

〔下平町長登壇〕

第7号議案から第12号議案につきまして一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず第7号議案 令和5年度飯島町一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億134万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ58億8,363万8,000円とするものであります。

なお、債務負担行為の追加としまして、民間整備による住宅を借り上げ、その借り上げ料について補正をお願いするものでございます。

今回の補正につきましては、令和4年度の決算がまとまり繰越金や令和5年度の普通地方交付税が確定したことのほか、物価高騰による生活困窮世帯への経済対策や住民要望の高いマイホーム取得及び住宅リフォーム補助金、地元要望等に対応する町道の修繕経費等について予算措置を行うものでございます。

主な歳入の内容につきましては、前年度繰越金と普通地方交付税の額の確定に伴い合わせておよそ1億8,600万円、国庫支出金では新型コロナウイルスワクチン接種に関する国庫支出金が合わせておよそ1,100万円、県支出金では長野県価格高騰特別支援対策事業補助金におよそ640万円の総額を計上いたしました。

また、歳入の状況を見ながら財政調整基金繰入金 2,000 万円の減額を計上いたしました。

次に主な歳出の内容としましては、マイホーム取得等の住宅関連補助金に合わせて 6,800 万円、コロナワクチン接種事業におよそ 1,100 万円、スマート農業推進事業補助金に 600 万円、町道関係の構造物補修工事や舗装補修工事に合わせて 3,500 万円、利用者数の増に伴う病児・病後児保育業務に 600 万円の増額補正を計上いたしました。

そのほか、各種事務事業に対応する必要な経費を計上するものでございます。

続きまして第 8 号議案 令和 5 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,604 万 2,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 9 億 3,284 万円とするものであります。

今回の補正につきましては、令和 4 年度決算額が確定したことによる繰越金と人件費、保険事業費納付金の額及び過年度保険給付費等返還金の確定等による補正を行うものでございます。

歳入では、繰入金を 9 万 6,000 円減額し、繰越金を 2,145 万 1,000 円、諸収入を 468 万 7,000 円増額するものでございます。

歳出では、総務費を 9 万 6,000 円減額し、保険事業費納付金を 25 万 3,000 円、保健事業費を 6 万円、予備費を 2,582 万 5,000 円増額するものでございます。

続きまして第 9 号議案 令和 5 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 116 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 億 6,833 万 7,000 円とするものでございます。

今回の補正につきましては、令和 4 年度決算及び保険料徴収分の翌年度繰越金確定による後期高齢者広域連合納付金の補正と人件費の補正を行うものでございます。

歳入では繰入金を 109 万 6,000 円減額し、繰越金を 225 万 6,000 円増額するものでございます。

歳出では、総務費を 109 万 6,000 円減額し、後期高齢者医療広域連合納付金を 225 万 6,000 円増額するものでございます。

続きまして第 10 号議案 令和 5 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,543 万 3,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 11 億 5,036 万 8,000 円とするものでございます。

今回の補正につきましては、主に令和 4 年度決算額が確定したことによる繰越金と人件費、また過年度保険給付費等返還金の補正を行うものでございます。

歳入では、主に令和 4 年度決算確定に伴う繰越金を 2,876 万円、地域支援事業費に関する国県支出金及び繰入金を 346 万 2,000 円、また基金繰入金を 200 万円増額するものでございます。

主な支出では、地域支援事業費を 449 万 8,000 円、国庫支出金等の過年度分確定に伴

う返還金に2,913万5,000円を増額し、差額を予備費により調整するものでございます。

続きまして第11号議案 令和5年度飯島町水道事業会計補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては収益的収支に関する補正を行うものでございます。

支出につきまして、営業費用のうち総係費の人件費について人事異動等による調整として255万2,000円を増額し、支出総額を2億3,093万6,000円とするものでございます。

続きまして第12号議案 令和5年度飯島町下水道事業会計補正予算(第1号)について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収支及び資本的収支に関する補正を行うものです。

最初に、収益的収支に関する補正では、収入につきましては、営業外収益のうち他会計補助金について人事異動等による一般会計補助金として440万円を増額し、収入総額を4億4,113万3,000円とするものでございます。

支出につきましては、営業費用のうち総係費の人件費について人事異動等による調整として714万8,000円を増額し、支出総額を4億4,465万3,000円とするものでございます。

続きまして、資本的収支に関する補正では、公共下水道新規加入金20件分について収入支出それぞれ1,376万円を増額し、収入総額を5億3,446万6,000円、支出総額を6億7,939万円とするものでございます。

その他細部につきましては、第7号議案の一般会計については担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第8号議案から12号議案の特別会計及び公営企業会計につきましては御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

〔下平町長降壇〕

企画政策課長 補足説明

総務課長 補足説明

住民税務課長 補足説明

健康福祉課長 補足説明

産業振興課長 補足説明

建設水道課長 補足説明

地域創造課長 補足説明

教育事業 補足説明

議 長

これから令和5年度補正予算6議案について一括して質疑を行います。

なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

7番

三浦議員

職員の減が常勤で5人あったということで、影響についてお聞きをしたいと思います。

総務課長 影響っていうとちょっとあれなんですけど、実情で申しますと、新規採用職員を含めた見込みで計上してあったんですけども、予算の編成以降に予定になった職員が退職されたってところがありまして、実質的に減になっております。

副町長 定員管理計画の人数と比較をしますと、今はマイナス1という現状でございます。

議 長 今、総務課長が申しましたように、予算計上時と、その後で退職申出のあった分につきましては、できるだけ採用した人数との差を埋めるために会計年度任用職員を充てたりとか、そういうことをしながら今は補っておる状態でございますので、実質的に足りないところもございます。

議 長 よろしいですか。(三浦議員うなずく)

議 長 ほかにありませんか。

議 長 [挙手者なし]

議 長 ないようですので、質疑はここまでとさせていただきます。

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 これで質疑を終わります。

議 長 ここでお諮らいたします。

議 長 第7号議案から第12号議案は審査に時間を要するため、9月15日の定例会最終日にこれを採決したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

議 長 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、本6議案については9月15日——本定例会最終日に採決することに決定いたしました。

議 長 日程第16 第13号議案 飯島町南田切地区町道南田切線その3道路改良工事建設工事請負契約の締結に係る専決処分の承認を求めることについて

議 長 を議題といたします。

議 長 本案について提案理由の説明を求めます。

議 長 [下平町長登壇]

町 長 第13号議案 飯島町南田切地区町道南田切線その3道路改良工事建設工事請負契約の締結に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

町 長 令和5年6月27日、飯島町財務規則の規定により一般競争入札に付した当該工事につきまして地方自治法第179条第1項の規定により7月25日付で建設工事請負契約の締結に係る専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により本議会において報告し、承認を求めるものでございます。

町 長 細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく議審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

建設水道課長 補足説明

議 長 これから質疑を行います。

議 長 質疑はありませんか。

議 長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p>
議 長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから第 13 号議案 飯島町南田切地区町道南田切線その 3 道路改良工事建設工事請負契約の締結に係る専決処分の承認を求めることについて採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。</p>
議 長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>異議なしと認めます。したがって、第 13 号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>以上で本日の日程は全部終了しました。</p> <p>本日の会議を閉じ、これにて散会といたします。</p> <p>御苦労さまでした。</p>
事務局長	<p>御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)</p>
散 会	<p>午後 0 時 12 分</p>

令和5年9月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

令和5年9月5日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
吉 川 順 平	<ol style="list-style-type: none"> 1 子供の食事について 2 マイナンバー一体化に関する町の見解について 3 リニア中央新幹線と三遠南信自動車道の影響について 4 令和5年4月3日 町長訓示（町の現状と政策）について
伊 藤 秀 明	<ol style="list-style-type: none"> 1 今までと、これからの町政について 2 木質バイオマス分散型事業について 3 レディースファームについて 4 空家対策（特定空家）について 5 家庭エアコン購入補助について
宮 脇 寛 行	<ol style="list-style-type: none"> 1 基幹産業の農業支援について 2 飯島流ワーケーション事業について 3 公共施設等総合管理計画について
星 野 晃 伸	<ol style="list-style-type: none"> 1 飯島町の企業誘致を問う 2 飯島町の歴史保存について 3 防災訓練について
折 山 誠	<ol style="list-style-type: none"> 1 町長2期8年の課題の総括（6月定例会一般質問で指摘に終わった課題の答弁を求める）
坂 本 紀 子	<ol style="list-style-type: none"> 1 営業部の取り組みは何だったのか。 2 令和3年度環境循環ライフ構想が発表された。このそれぞれの政策の検証を問う。 3 民生児童委員との懇談会から見えた事。

○出席議員（12名）

1 番	伊藤 秀明	2 番	坂井 活広
3 番	折山 誠	4 番	坂本 紀子
5 番	宮脇 寛行	6 番	浜田 稔
7 番	三浦寿美子	8 番	堀内 学
9 番	星野 晃伸	10 番	片桐 剛
11 番	吉川 順平	12 番	久保島 巖

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																		
<p>飯島町長 下平 洋一</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>松村 和夫</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>藤木真由美</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>片桐 雅之</td> </tr> <tr> <td>地域創造課長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>松澤 京子</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	大島 朋子	企画政策課長	座光寺満輝	住民税務課長	松村 和夫	健康福祉課長	藤木真由美	産業振興課長	堀越 康寛	建設水道課長	片桐 雅之	地域創造課長	久保田浩克	会計管理者	松澤 京子
副 町 長	宮下 寛																		
総 務 課 長	大島 朋子																		
企画政策課長	座光寺満輝																		
住民税務課長	松村 和夫																		
健康福祉課長	藤木真由美																		
産業振興課長	堀越 康寛																		
建設水道課長	片桐 雅之																		
地域創造課長	久保田浩克																		
会計管理者	松澤 京子																		
<p>飯島町教育委員会 教育長 片桐 健</p>	<p>教 育 次 長 齊藤 鈴彦</p>																		

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	松下 知冬

本会議再開

開 議	令和5年9月5日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席 ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。 これから本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配付のとおりです。 日程第1 これから一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 なお、一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願いを いたします。 11番 吉川順平議員。 〔吉川議員質問席へ移動〕
11番 吉川議員	おはようございます。 通告により始めさせていただきます。 今回は、子どもの食育活動について、それから現在国民の間で問題になっております マイナンバーカードと保険証の一体化に関する町の見解について、それから4月に町長 訓示がありました——職員に対して——その現状と政策についての2項目、合計4件に ついて質問したいと思いますけども、通告にあります最後の町の現状と政策については 意味が分からんという部分がありましたので、課長のほうからもありましたので、これ は町の政策の中のレディースファーム——後ほど同僚議員の2人ほど質問されますが—— 「レディースファーム」とは書いてありませんけどレディースファームのことについて 資料的にも補足してありますので、また7月に議員研修で行ってきた内容も御説明申 し上げて、御容赦いただきたいというふうに思っております。 したがいまして、後半に重点を置いていきたいと思っておりますので、1番と2番に ついては一問一答という形の中で簡潔にお答えをお願いしたいと思います。御協力をお 願ひいたします。 それでは始めます。 質問事項1「子供の食育活動について」。 初めに、分厚い資料になっておりますが、この説明資料でありますP1とP2であり ます。 P1、「食育とは何か」ということで、独立行政法人教職員支援機構ということで、文 部科学省の特設ウェブページにも同じことが出ております。 テレビで見いただいている方はちょっと資料がなくて申し訳ございませんけれども、

「食育って何？」っていうことで、そこに書いてございます。「朝ごはんちゃんと食べる？」「みんなで一緒に食事してる？」「食べる時挨拶してる？」「食事のお手伝いしてる？」っていうことで、その下にありますように、感謝の心、食事の重要性、社会性、心身の健康、食品を選択する能力、食文化と、こういうことで、食育で身につけることになっておるわけでありまして。

2ページには小中学校が系統的に学ぶ学活題材一覧表というものが出ております。

学年によってこれだけ変化してくるということで、これは目標でありますけれども、上側の段が目標ということで、先ほど1ページで申し上げた項目でございます。

例えば1学年では、食事の重要性では給食が大好きになれるか、食品の選択能力では野菜と友達になれるか、社会性については初めての給食になってくるということであります。

それが6年生になりますと、心身の健康という形では健康と食事ということを考え、食品選択能力では栄養のバランスを考え、社会性については楽しい会食ができるという形になります。

中学3年になりますと、食事の重要性については便利な食環境と自分の食生活、あるいは受験が迫ってまいりますので受験と食事ということ、それから社会性については環境や資源に配慮した食生活ということで、学年が増すにしたがってどんどんこういう形になって変化してくると、こういう形でございます。

補足資料でございました。

それでは質問に入ります。

食育に関する教育の現況についてということで、1—1、食育の重点的な学習の内容はどのようなものか、保育園、小学校、中学校、それぞれの回答を望みます。よろしくお願ひします。

〔片桐教育長登壇〕

お答えいたします。

飯島町の食育についての取組は、第3期食育推進基本計画にのっとりながら各教育段階において具体的に実施されております。

保育園においては、食に関わる体験活動を重視し、具体的には野菜を使って調理をしたり、地域生産者との交流を行っております。

小学校においては、総合的な学習の時間を使い、米や野菜作りの収穫までを、地域の方々や生産者の方々との交流を通して、その苦労や思いを感じながら食への関心が高まるよう取り組んでおります。

中学校においては、地域を学ぶ活動の一端として職場体験を通しての農業体験を行い、職業としての農業を学びながら食への関心を高めていく活動に取り組んでおります。

いずれにしましても、子どもたちが地域の方と触れ合い、汗を流し、実体験を通しながら学ぶことで食への関心を高めていく学習活動が重要なのだと思っております。

〔片桐教育長降壇〕

農業の大切さ、食の大切さ、ぜひともこれからも引き続きよろしくお願ひをしたいと思います

教育長

吉川議員

思います。

次、家庭における食育への支援についてであります。

先ほどありましたように、朝食を取らない児童生徒がいることへの対策は、学校側、町としてやっているのでしょうか。

教育長

お答えいたします。

昨年度の家庭の生活習慣アンケートによると、朝食を「ほとんど食べない」と答えたお子さんが小学校では2名、中学校では4名、「時々食べない」と答えたお子さんは小学校で13名、中学校で12名になっておりました。

現状で学校においてでき得ることは、朝食を取ることの重要性について各担任や養護教諭、栄養教諭などから繰り返し子どもたちに話をしたり、保護者に対しても家庭の生活習慣アンケートや食育便りを通して情報発信すること、そして朝食をきちんと取ることが子どもたちの充実した学校生活を支えるために大切であることをお伝えしているところであります。

付け加えになりますが、朝食を取ってきたというお子さんの中には菓子パンをかじってきた等のも含まれている可能性がありますので、今後は、引き続き朝食の中身についても考えながら取り組んでいただけるよう、保護者の皆さんにもお願いをしていきたいと考えております。

吉川議員

子どもが朝食を取らないという形の中では重要な支援かと思っておりますので、1—3と4は同じようなことでありますが、これから重点的に行うべきと考える家庭への食育というものは——1と3と4は一緒でありますけれども、どういう支援が必要なのかお答えください。

教育長

食育は子どもたちからお年寄りまでの全ての町民に関わる課題であるということを踏まえ、学校や保育園における食育支援の取組についてお答えさせていただきます。

学校や保育園においてでき得るのは、子どもたちの実情を保護者の皆さんに情報提供すること、そして食が子どもたちの生活や学習意欲につながっていくのだということ、さらに行く行くは子どもたちの命を支えていくものであるということを確認していただくことなどだと思っております。

具体的には、先ほどもお話ししましたが、生活習慣アンケートや食育便りを通して保護者の皆さんに子どもたちの状況を御理解いただき各家庭における実践に役立てていただいたり、給食献立を通して地産地消や郷土食、季節の料理に触れていただいたり、食育支援を行っているところであります。

学校や保育園においては、子どもたちの食について、より意識化し、関心を高めていくための啓蒙活動が中心になるのだと思われまます。その効果はすぐに明確に表れるものではなく、時間が必要な取組だと考えられますので、このような取組を繰り返し、継続的に行ってまいりたいと考えております。

吉川議員

町側、あるいはこちらから言うのではなくて、やはり家庭でも——やっぱり家庭の親も大事なんですよ、食育なり、こういったことは、ですので、テレビを御覧になっている家庭の皆様は、ぜひとも子どものために食育というものを大事に、一緒になって努

力していただきたいなあとっておるわけでありませう。

教育長

次に1―5、学校給食の目的と意義についてどのように捉えているかお答えください。
お答えいたします。

一堂に会して食事をしながら友達との会話を楽しみ、食への関心を高め、学校生活を充実したより豊かなものにしていくこと、また食を通して健康に意識を向け、心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らしていくことができるようにすること、そして食を通して食文化や食に関わる方々への理解を深めていくことが大きな目的や意義となるのだと考えております。

吉川議員

非常に学校給食は大事であります。今までも同僚議員がいろいろ学校給食については質問をしておるわけですが、後ほど出てまいりますけれども、地産地消、やはり地元のふるさとの農産物、こういったものを小さい子どもさんの頃から植え付けるって言っちゃ失礼ですけども、どういうものがあるかっていうことが大事になってくるかと思っております。

それで、1―6の季節ごとの地場産の農産物を給食にどのくらい取り入れているかということで、これは令和4年の私の一般質問でもやりましたけど、それと大きく変わっているのかどうかということで、資料の3ページと4ページです。ここに細かい表を出してあります。

これは令和4年度の飯島町管内の農産物の事業実績ということで、JA取扱いでありますものを調べました。どのぐらいの農産物があるんだろうということであります。

黄色くマーカーしてあるのが売上高順位ということであります。

皆さんは米がかなり多いで米が一番じゃないかって思っておりますが、裏面、4ページを見てもらいますと、岩間でやっているナメコ、これが売上高では1位なんです、米ではなくて。売上高ですよ、6億円ぐらいあります。米は2億5,000万円ですか、それぐらいということで、かなり差がございます。

ナメコは全国で3位ぐらいに入っていると思っておりますけれども、そんな形で、あとは花があつたりし、野菜は非常に細かい品目がありますので、いろいろありますから、そういうこと、それから果樹の関係、いろいろと出ております。

そういうことで見ていただくと、まだまだ学校給食にはいろいろ行っていないんじゃないかというふうに思っておるわけで、こういう表を出させていただきましたので、これらの学校給食にJAと一緒に供給をしなければならんということで、資料として出させていただきます。

したがいまして、学校給食における旬産旬消ということで、地産地消の現状についてお願いをしたいと思います。

教育次長

それではお答えいたします。

地場産――飯島町産の農産物、主にお米、野菜、果実は、令和4年度実績で全体量の約48%を取り入れております。

なお、お米につきましては年間を通して全て町内産を取り入れており、野菜、果実は、春はキュウリ、アスパラ、夏はキュウリ、トウモロコシ、秋はサツマイモ、リンゴ、梨、

冬は白菜など、季節ごとに飯島町産の農産物をできる限り優先して取り入れております。

また、年間を通して学校給食で使用する量の多い農産物の中でキャベツ、タマネギ、大根、ニンジンなどは、なかなか町内産が手に入らないため町外産を取り入れているところがございます。そのような場合でも、まずは町内産を優先し、それからJA上伊那さんなどを通じてできる限り上伊那産のものを取り入れるよう努めているところがございます。

また、吉川議員さんからの資料の中ではナメコが売上高1位ということで、ナメコにつきましても、給食センターにつきましてもは年間の使用料の100%、町内産を使用しているという状況でございます。

吉川議員 ほとんど町内産ということで、ありがたいわけでございますけれども、ぜひともさらに一層の導入をお願いしたいということでもあります。

それで、ちょっと飛びますが、関連がありますので1—9です。令和4年6月6日の一般質問で申し上げましたが、やはり供給するにはどうしてもコーディネーターが必要なんです。

今、学校給食の会議をやっておるようでありますけど、やはり農家から仕入れて、それでそれを学校給食に持ち込むと、このコーディネーター、人事的にもちょっとお金がかかるわけでもありますけれども、学校給食における人的なコーディネーターの設置の必要性を感じるということでありまして、私としても人材確保のために一生懸命努力をして一緒に考えたいと思いますが、この関係について、コーディネーター、どうでしょうか。

ぜひともお願いし、生産者と学校給食を結びつける、要するに宮田の学校給食センターがやっておるような形の中で、やはりそういった人が必要じゃないかというふうに考えます。どうでしょうか。

教育長 今御指摘のとおり、昨年6月議会においても同様の御質問をいただいているところであります。

現在は給食センター内の栄養教諭が地産地消に関わるコーディネーター的な役割を担っているところでありますけれども、現状の人員体制の中でその役割を担っていくことは困難な状況であります。

また、栄養教諭は異動の伴う職であり、持続可能なコーディネーターの役割を担うことは難しいと判断しております。

地産地消を推進し、飯島町全体の食育を推進していくためには、地域の実情や農業事情に詳しい方々がコーディネーター役となっていただくことが望ましいのではないかと考えております。

吉川議員をはじめ農業について豊かな知識をお持ちの方々を中心にして、コーディネーター役の方の設置を私どももお願いしたいところであります。

吉川議員 ぜひともお願いをしたいと思います。

質問1—7と8はちょっと飛ばさせていただきます。すみません。

次に行きます。

質問事項の2番「マイナンバー一体化に関する町の見解について」ということで、初めに資料のP5とP7であります。

これは、皆さん見ておりますが、信濃毎日新聞が7月から8月にかけて——今も出ておりますけれども——8月12日までの3枚ほどを出してあります。

特に7月30日は「マイナ保険証一本化の方針 混乱に拍車」「24年秋」強まる見直し論」という形の中で「県内23市町村が「延期・撤回を」という形が出ておりますし、6ページも「マイナ 全国市区町村長アンケート」「保険証廃止「延期を」4割」ということ、それから8月12日についてはマイナ事務負担が重いと、各市町村の90%ぐらいがあるという記事でございます。

そんなわけで質問に入りますが、2-1、当町におけるマイナンバーカードの取得率と健康保険証とのひもづきの人数と比率について分かるでしょうか。

住民税務課長

お答えをいたします。

当町におけますマイナンバーカードの取得率でございますけれども、8月25日現在で取得率は68.4%、人数では6,152名となっております。

健康保険証とのひもづき人数と比率につきましては、各健康保険組合で行っておりますので全体の把握は難しいところでございますけれども、町として把握している部分について申し上げます。国民健康保険では1,930人中827人、比率で42.9%、後期高齢では1,945人中757人、比率では39.9%でございます。

その他の企業保険の関係につきましては、それぞれの健康保険でないとは数は分かりませんので、よろしく願いいたします。

吉川議員

2-2、当町におけるマイナンバーカードに関する個人情報の流出等のトラブルはあるのかどうかお答えください。

住民税務課長

当町では、幸いなことにそのようなトラブルは1件もございません。

今後とも利用者の方の登録の際に間違いが起きないように、引き続きマイナンバーカードの交付事務には慎重に取り組んでまいります。

吉川議員

ぜひとも今後も注視していただき、お願いしたいと思っております。

2-3、全国的にマイナンバーカードの自主返納も急増しているという記事がございます。当町の実態は、自主返納はありますか。

住民税務課長

当町における自主返納につきましては、8月1日現在でございますけれども、1件——お一人の方がございました。その際に返納された方への聞き取りを担当のほうで行いましたけれども、自主返納の理由につきましては、健康保険証としての利用に反対の意思表示をするためとのことでございました。

また、その後、自主返納された方はございません。

吉川議員

2-4、全国市区町村アンケートが7月と8月に実施されたという新聞記事でございますが、当町のアンケートについての報告、あるいは2024年秋に現行保険証を廃止しマイナンバー一体化に関する国の方針について町の見解をお答えいただきたいと思っております。

住民税務課長

共同通信社の全国市町村長アンケートにつきましては、当町では回答しておりません。しかしながら、信濃毎日新聞社が行ったアンケートにつきましては、アンケートの内

容として、マイナンバーカードの自主返納件数を集計しているか、またその件数は、それからマイナ保険証の一体化についてどう考えるか、マイナンバー情報の総点検について課題となっていることや政府に要望したいことは何かといった内容でございました。こちらにつきましては、町の見解としまして、信濃毎日新聞社のアンケートの際には、国のスケジュールに基づいて予定どおりという回答をいただきましたけれども、その後の報道にもありますように、まだ課題がいろいろあるように思われます。

2024 年秋に現行の保険証を廃止しマイナンバーカードに一体化するという政府の方針につきましては、慎重な対応をしていただきたいというふうに考えております。

吉川議員

今回社文のほうでまたマイナンバーカードの陳情申請が出てきておるわけでありまして、また町民の皆さんは非常に不安がっているという形でございます。ぜひとも慎重に結論を出していただきながら、また国のほうの施策がありますので、それと併せながらお願いをしたいと思います。

最後の質問に入ってまいりますけれども、4月3日の年度当初の職員向けの町長訓示がございました。町の現状と政策について職員は理解しておってもらいたいというん旨の町長からの訓示でございました。

その中からピックアップして資料を作っておりますけれども、特にリニア中央新幹線と三遠南信自動車道の開通が飯島町へもたらす経済発展、人口への影響をどう考えているのか、飯島町が単なる通過点にならないために今後どうするのかということで、8ページに資料を出してございます。

御承知のとおり、東京から飯田まではリニアができますと45分、飯田から名古屋までは25分、逆に東京から向こうへ回る軽井沢は1時間、それから長野市から東京は1時間半という形になっております。

それと、東三河、浜松、遠州を含めて、そこにありますように人口200万人、経済規模は20兆円、上伊那管内は人口約35万人、経済規模は約1兆6,000億円ということが言われております。

したがって、先ほどのどうとらえていくのか、今後どうするのか、お答えください。

町長

飯島町が発展するという事は、飯島町に興味を持って住みたいという方々が増えること、これが1つの大きな政治目標になろうかと思っております。そして、将来においてそういう環境になるチャンスが今訪れている。日本の中でもこれだけのチャンスが訪れている場所はないんじゃないかなというふうに思います。飯島町だけではなくて、伊那谷全体にそのチャンスが訪れると、したがって今の行政はそれに向けての施策をどンドンドンドン打っていくことが大事だと、そのように心得ております。

まずは三遠南信自動車道なんですけれども、これは道路ですから、高規格道路ですから、中央道と新東名と東名、東海道、それから国道1号線、それを突っ切れば港湾にも出るし国際空港にも出るという、これを串刺しにした道路が南アルプスの山をぶち抜いてつながっていくと、そういうことで大きな経済圏につながる。

先ほど吉川議員がおっしゃいましたように、人口200万人、経済規模で20兆円という

大きな経済規模のところへつながる。したがって、三遠南信自動車道に期待することは物流でございます。これからの物流の物すごく循環した部分。

そして、もう一つの伊那谷に変化を与える大きな起爆剤となるのはリニア中央新幹線です。これは都市圏へ1時間以内でつながるということでございます。東京、名古屋、大阪へも1時間ちょっとということで、長野県の中で一番都市に近い場所になる。しかも、国家プロジェクトでありますから、東京と大阪を結ぶ新しいリニア中央新幹線が新しい幹線になるわけですね。その中央に位置するというところでございます。

したがって、場所的にも日本の東京と大阪を結ぶ中央に位置するという地の利、この地の利を生かした人的交流、これが大いに期待されるわけでございます。

行政の地方創生の中で一番の目的とするところは、都市と地方との関係人口の創出、あるいは都市と農村との交流、こういった部分を地方の地域がその部分で魅力ある場所になれるかどうかということが大きな政治課題になるわけでございます。

そのために、今、私たちはいろいろの布石を打っております。それは中長期を見据えたもの、あるいは短期的に対応しなきゃいけないもの、いろいろのものを取りそろえてミックスした政策を打っております。

1つは、リニア駅の北側にできるバイパス、いわゆる本郷で止まっている伊南バイパスをリニアの駅までつなげると、こういうことでございます。ただつなげるだけではなく、リニアの駅が長野県の伊那谷に来たということで、伊那谷全体にその効果を展開させるためには2次交通の確立が必要。

2次交通というのは先ほど言ったリニア北バイパスのことなんですけれども、そこへ安定した生活交通の1つを構築していきたいと先日の知事との対談の中でもお話しし、知事もそれは重要だと、こういうお話をいただきましたんですけども、その4車線ある左側——左右の左側、これを公共交通専用レーン——当然ほかの車も追い越して走っていてもいいんですけれども、5分から15分おきぐらいに5人~10人乗りぐらいのマイクロバスをどんだん北回り、あるいは辰野のほうからは北回りから南回り、こういう高速道路を自動運転で——今研究されておりますけれども、近い将来、当然自動運転ができると思います。そういったものを整備すべきであると、こういうお話をさせていただいております。これが一番大きな広い視野を持った政策でございます。

その他、飯島流ワーケーションという施策を打っております。これは、都市の方々が田舎へ来て、やっぱり心癒やされる自然環境、田園風景、その中で生まれている文化、そういったものに触れることにおいて都市の方々の心を癒やす、そういった提案をしていけるということがワーケーションの趣旨でございます。リニア時代を見据えた中での設備をi iネイチャー春日平に昨年設置させていただきました。

また、これと同様に、千人塚の櫻山におきましてもテレワーク事業ができておりまして、都会の方々が旅行、癒やしに来て仕事ができる環境をつくっているということが櫻山の特徴でございます。

そして、そういう関係ができて、さあ果たして、飯島へ魅力を感じて、地域の方々とも知り合いになって、魅力を感じて定住してもらうこと、これが2番目に望んでいる

ことです。段階的には2番目3番目に望んでいることなんですけれども、その方々のお仕事をやっぱりつくってあげなきゃいけない。特に女性の仕事は、都会に比べて田舎というのは職種が非常に少ない。そういったことで、子育てに入られた女性に対しまして子育ての都合のいい時間に合わせて農業の働き場所、あるいは農業に接する機会、こういったものをつくっていかうというふうに思っております。

農業も、これからは女性の力、あるいは力というよりも発想、アイデア、そういったものが非常に必要になってきます。これからの農業のもうかるところは、やはり6次産業までつなげていくこと、1次産業で作ったものを加工して、それを販売する、そこまで持っていけばもうかる農業っていうものができるんですけれども、それには、やはりこれからの若い女性の知恵、ノウハウ、アイデア、そういったものが必要だろうなということで、これはレディースファームということの今準備をさせていただいております。

そのほか、飯島町におうちを造っていただきたい、若い方々、49歳以下の方を対象に飯島町でマイホームという施策を打っておりますけれども、御承知のとおり200万円ずつの補助金をさせていただいております。ぜひ若い人たちが、もともと飯島にいた後継者が、外へ出ている人が帰ってきてほしいと、こういう願いでございます。

また、今おられる方が新しいおうちをどこか宮田か駒ヶ根へ造るのではなくて、飯島町におうちを建ててもらいたいと、こういう施策で、後継者を確保するためのマイホーム施策をやっておるわけでございます。

その他、飯島町で子育てしやすいように、保育園の給食の無償化とか、おむつを保育園で全部扱うとか、そういったきめ細かな今必要なところも政策として取り入れております。

いずれにしても、そういった施策を通じて交流人口、関係人口を増やしていこうということの中の施策を打っておるわけでございます。

決して伊那谷のリニアの駅が通過点になるということにはさせないように、これは飯島町だけじゃなくて、リニア北バイパス期成同盟会に加盟している高森町、松川町、中川村、飯島町と連携して、やっぱりそういった带状に魅力を発信できるような形をつくっていかなければならないと、こういうふうに思っているところでございます。

吉川議員

ぜひとも飯島町だけではなく伊那バレーの地域とタイアップしてもらってやるということ、それから今の施策を物にしてもらうということで、4-1にありますように、田舎暮らしのランキング——これは答えはいいですけど、ランキングが上がっているということなんですけれども、実際に移住者がつながってくるのかっていうことにちょっと疑問があります。私は注視して見ていきたいと思えます。

4-1はよろしいです、回答は。

次、4-2、最後です。

先ほど言いましたように、これはレディースファームの内容であります。これもお答えはいいです、私のほうでちょっと御意見を申し上げますので。

町の補助金を前面に出しておるということで、事業を遂行していると。

補助金が先ではなくて、全ての事業については、やはりやる気のある人の発掘が大事

じゃないかと。なかなかそういう方がおらないわけで、先ほどのコーディネーターの話もあるわけですが、やはりそういったことを私ども議員も考えながら、最優先で重要と考えておるといふふうに、これは意見です。そういうことでお願いしたい。

昨年の施策については、今、言うまでもなく、新築、リフォームに200万円補助、人口増目標、保育園給食費無償化、0～3歳児の家庭の上下水道費補助、女性の働きやすい職場づくり、保育士の処遇改善、子育て支援、先ほどありましたレディースファーム、こういった支援が今までに出てきておるわけです。ぜひとも物にしてもらいながら、徐々にですけど段階を踏んでやっていただきたいと思っております。

これからですが、令和5年7月23日～25日、先ほど申し上げましたように議員研修で今日お見えの議員の方々と大分のほうを中心に行ってまいりました。

今、町長の施策にありますバイオマス発電、これはどうなっているかっていうことで、株式会社グリーン発電大分、地域資源、バイオマス発電設備の大きな施設を見に行ってきました。

2つ目、福岡県に苅田町ってあります。飯島もそうですが、多文化共生プランをやっている苅田町、特にベトナムとかフィリピンとか、かなりの数が来ている町であります。それをどうやっておるのかという視察。

それで、最終日にはレディースファームのウーマンメイク、これも令和4年6月に一般質問で私が取り上げまして、3つの研修をしてきたわけでありましたが、どれも下平町長の掲げている施策の研修でありました。

結論から申し上げますと、先ほど述べましたように、事業を起こすには、やはり人材確保とトップリーダーであります。やる気のある人材の発掘が重要と、研修に行った全ての議員が重要と認識していると思えました。人材の次は事業の内容でございます。これが一番の結論であります。

それでは、今回の視察研修の感想と意見を述べさせてもらって、後ほどまたレディースファームが同僚議員から2つありますので、御説明に代えさせてもらって、お願いをしたいというふうになります。

余談でございますが、平山さんにつきましては、2人目のお子さんが生まれるっていうことで、行き会えないのかなと、私もコンタクトを取っておりましたけれども、ちょうど来週生まれるっていう大きな体もちまして見えましたが、無事7月28日に女の子が生まれたそうであります。おめでとうございます。また、いろいろお世話になりました。感謝の念に堪えません。

令和4年6月6日の一般質問で取り上げました今後のレディースファームの手法として、特に視察での感想、トップリーダー的なレディースの発掘、作物の選定の重要性、販売方法、どこへ売するのか、販売流通をしっかりと検討して実施してもらいたいということで、またレディースの人集めをどうするのか、ここら辺が一番の課題だと思っておりますので、一緒になってまた検討させていただきたいというふうに思っております。

資料が分厚くなっております。簡単に触れさせていただきます、時間もありますので。

P9、ウーマンメイク株式会社、平山亜美さん、ウーマンメイク代表取締役社長でご

ざいます。女性の感性や知恵で農業を女性が輝くステージにという形であります。

P10、まとめとポイント、女性の視点や強みを取り入れ作業効率や生産性をアップ、事業拡大だけでなく女性の働きやすい環境づくりを意識する、愛情はたつぷりと、野菜づくりは子育てと同じであります。3Kに代表されるような古い農業スタイルの変革、これが大事だということであります。

さて、11 ページ、ウーマンメイクとはということで、2015年7月7日に発足し、大分県の地図にありますように国東市にあります。

水耕ハウス栽培であります。先ほどありました3K、虫も嫌い、そういったことで水耕栽培を取り入れております。

リーフレタス、ハウレンソウ、80アール。

26名のパート女性を扱っております。

P12、自己紹介、平山亜美さん、大阪府の出身でございまして、ちょうど私たちも見ましたAPU——大分県別府の立命館アジア太平洋大学を卒業して日本電産株式会社に入社し、化粧品会社にも入社し、2014年6月に第1子を出産し、2015年7月にウーマンメイクを起業、代表取締役役に就任して、書いてありませんが、せんだって——9月に第2子を出産しております。

起業のきっかけは、書いてありますように、やっぱりストレスなく働きたいということ、先ほど町長が申されたように子育てしながら働きたいということで、やはり同じ立場の人も働きやすい環境をつくりたいということで、かなりの設備投資をしながらレタス・ハウレンソウ栽培をしておるということであります。

14 ページには理念が書いてあります。

15 ページ、2016年に事業を開始しております。

最初は30アールからスタート、リーフレタス。

1億5,000万円の国の強い農業づくり交付金を使っております。

1日2,000~2,500袋、12名程度で6,000万円の売上げ。

それが現在、2021年に規模拡大しながら50アールにハウレンソウが増えまして、4億7,000万円の設備投資、これも国の産地パワーアップ事業交付金を利用しながら7,000万円の売上げをしているということであります。

P17、なぜこれがうまく行ったかっていうことが議員の方々からもありましたが、ここに書いてあります。

上原グループっていうのがあります。代表の上原隆生さん、この方も御一緒にしていただきました。

ここにありますように、共同集出荷場、これは、小ネギとミカンをやっている上原農園でありますけれども、その男の方とのタイアップ、要するに販売協力をしている。規模拡大後は、作業所は別ではございますが、隣接敷地内にこれがあって、やはり女性だけではできない部分があるんです。ですから、こういう男の方の力が大事ということになっております。

そんなことで、18 ページに主要取引先。

ちょうど大分空港が近くにありますが、これは非常に立地がいいです。ほとんど全国へ飛ばしちゃう、ネギも含めて、野菜も含めて。

ここにありますが、イオングループは北海道まで、それからガスト、すかいらく、セブン-イレブン、カスミ、ヤオコーとか、いろいろありますが、これは全部直送です。バイヤーと話をしながら直送をかけている、こういう販売方式ですね。全国を飛び歩いて、上原社長が全部歩いてやっているという状況であります。

最後の19ページには、受賞をしております。今は亡き安倍首相の写真がございました。農林水産大臣賞、内閣府の女性のチャレンジ賞、APECのベストアワード日本代表にもなっておるということで、優れた方でございます。

そんなことで、これをまねしろということではなくて、結論的には、先ほど申し上げたとおりであります。

それで、今日会場にお見えの——またこれに関係してきますのでちょっと御紹介申し上げますけれども——飯島町内でやはり先駆的にやっていただいておりますレディースファームががございます。今日お見えになっておりますが、本郷地区の「おいもちゃん」というグループであります。御紹介申し上げたい。一社本郷地区営農組合の6次産業部会——先ほど町長も言った6次産業部会の「おいもちゃん」でございます。

これは今までの飯島町の中ではほかにはないと思います。発足の令和3年度からメンバー9名で、職種は様々で、実際に会社にお勤めの方はおりませんが、地元におる方々でやっております。

サツマイモの「べにはるか」、令和4年——昨年は700本、干し芋加工販売、それから道の駅販売、各種イベント販売をしております。

令和5年度——今年は「べにはるか」を1,300本植えて——倍以上です。仲間を増やし、自給率アップを目指して9月、これから収穫、10月上中旬から販売開始になっています。

年々業績を上げております。みんなで頑張っておるんです。評価したいと思います。

でかい施設もいいわけですが、やはりこういった身近なところでやっているという形の中で、私も聞いておりますが、町の支援金はぜひとも補助をさらに手厚くお願いしたいというふうに思っております。

それと、もう一つ、先ほどありましたウーマンメイクのように、やはり男手が必要不可欠、ウーマンメイクは上原農園とのタイアップ、「おいもちゃん」は地区営農組合と一緒にやる、飯島方式は地区営農組合の関係がよいと思っております。

そんなことで、いろいろ要望が来ております。そんなことを参考にさせていただきながら、後続の同僚議員からまたレディースファームのことがありますので、ぜひともこんなことを参考にさせていただいて、これからの施策に生かしていただきたいと思っております。

以上、終わります。

議長
吉川議員

聞かないんですか。

いいです。意見でいいです。

ああ、そうですか。それじゃあ、せっかくですので、ちょっと感想だけ（笑声）、それ

町 長

じゃあ感想だけ、答弁をお願いします。

今まで農業っていうのは、自分で作って、その商品の販売をJAに委ねていたと、こういう完全に1次産業止まりという、そういった体制が大きな農業の形だったろうなというふうに思っております。

そして、主に飯島町は米なんですけれども、米の消費がだんだん減ってきているということ、また高齢化、後継者がいないと、こういうことの中で、誰がそれを担っていくのかということについての課題等、いろいろな課題が今は認識されております。

その中で、農業は駄目だと思ふとそれまでなんだけれども、農業はこれから伸び代があるという観点から見ると、やはり6次産業までつないだ生産、加工、販売、そういったものを中心に新しい発想の中で農業を展開していく、あるいは新しい技術、そういったものを取り入れながら農業を展開していくとなると、非常に利幅のある、将来性のある農業の形が見えてくるのではないかな、実際に、現に日本の中で動いておるところがございます。

先ほど御紹介がありました。飯島町でも一生懸命女性の方々が集って楽しく生産し、加工し、販売していると、こういう形ができてきました。そのほかにも、イチゴ等を生産するんですけども、それを加工、販売までつなげているという芽が出てきております。そういった方々にもっともっと支援をしていきたいと思ひます。そうした人に、幾らかでも多くの方々に参加していただくため、まずは農業に興味を持っていただくところから始めたいなというふうに思っております。

やる気のある人は大事なんですけれども、それは出来上がったところへ行ってみると、やる気のある目がざらざらした人がそこへ集まってきてお話ししているわけです。しかし、そのようになるまでは、まだそういう状況ではない、スタートの頃、第1段階、第2段階、第3段階、いろいろの段階を踏みながらそういった形が出来上がったものと思ひますので、まずは女性の方々に農業にもっと興味を持ってよと、そういう機会を提供していくというところから始めていくのがレディースファームの信念でございます。

議員さん方もしっかり勉強されてきたということでございますので、またそれぞれの勉強の知恵、知識をお教えいただきたいなというふうに思ひます。

ありがとうございました。

吉川議員

終わります。

〔吉川議員復席〕

議 長

1番 伊藤秀明議員。

〔伊藤議員質問席へ移動〕

1番

伊藤議員

それでは通告に従いまして5点の質問をいたします。

その前に訂正箇所がありますので、1—1番のところに「候補者」とありますが、これは立候補予定者でありますので、訂正をお願いいたします。

前回——6月の一般質問では、町長は3期目の出馬をまだ明らかにしていませんでしたが、後日、出馬を表明しました。11月の町長選が近づくとつれ、町民の話題も選挙の

話になるかと思えます。

そこで町長に質問をいたします。

1—1としまして、8月15日の長野日報に立候補予定者は「現町政を「アイデアや行動力は素晴らしいが、住民の意見を聞かずに短期間で政策を決めるところがある」と指摘し、」との記事がありました。初めに、そのことが事実かどうかを確認して、事実なら、そのことに対してのコメントというか、感想を伺います。

〔下平町長登壇〕

町長

お答えいたします。

「アイデアや行動力は素晴らしいが、住民の意見を聞かずに短期間で政策を決めるところがある」、「アイデアや行動力は素晴らしいが、住民の意見を聞かずに短期間で政策を決めるところがある」、これは何度読んでも不可解でございます。

民主主義が成熟した政治において——特に地方の政治なんですけども、日本の国もそうなんですけども——町長が独断的に独裁的に政治を決定して進めるということは、まずあり得ない。

町長は、しっかりした方針でこういうことをやりたいなと思わなければいけない。

それを、まず役場では担当課に相談します、どういう方法ならできるのか検討してほしい。

役場課内で、専門課内で、それは検討されて、じゃあそういう目的を達成するんだしたらこの手法で行きましょうと、これが提案されます。

うん、そうか、よし分かった、そしたらもっと多くのほかの課長さんたちにも聞いてみようということの中で、今度は課長会にかけられます。それぞれの分野を取り締まっている課長さんたちがそれぞれの立場でその政策と手法について検討する、これが課長会でございます。課長会でこういう方法で行きましょうというものが決まります、じゃあ、それで行こうかと。

そしたら、それを議会全員協議会にお諮らいするわけです。御説明申し上げます。

あるいは、その後、本会議で議員の皆様様に審議していただきます。

町長は町民の代表です。議員の皆様方も町民の代表なんです。これを民主主義の社会では二元代表制といいます。日本のどこへ行っても二元代表制です。

町長部局と議会というものが1つの政策について意見を述べ合い、そして、それが最終的に予算づけされて事業が執行できるということになります。

あるいは、それに加えてパブリックコメントを取ったりアンケートも取ったりします。

課題一つ一つにアンケートを取るようなことはしません。町民の代表たる皆様方がおる議会の中でお諮らいをしているわけです。

住民の意見を聞かずに決まることが今までにあったでしょうか。そういう民主主義のルールはきちっと踏んだ中で常に政策が実行されております。

この発言された人が本当にそういうことを言ったのかというのは、非常に不思議で、もっと違うんじゃないかなというふうに思います。行政経験を積まれた方、あるいは町長部局にもおった方、そういった方がこの発言というのは、本当に不可解。本当はそん

なふうに言っていないんじゃないかなと、町長はアイデアがあり行動力があり決断力があるというふうに言いたかったのではないのかなというふうには今は解釈しておるところでございます

〔下平町長降壇〕

伊藤議員 私もこの記事の内容が事実であるか当人に伺って確認しようと思っていたんですけど、ちょっと時間的になくて、どういうことと言われたのかっていうことを聞いたかったんですが、記事もどういうふうに表示して、こういう記事になっていますが、そこら辺もちょっと不明なので悩むところであります。

町のシステム等をまた再認識して、こういうことはない町長の意見——意見というか、現実だということがよく分かりました。

次、1—2、今までの町政運営での見直す施策や反省すべきことはあったでしょうか。なければいいです。もしあるのならばお答えください。

町長 2期8年間の政策運営につきましては、実行されてきた政策につきましては、それぞれの時代時代に政策を行い、それを実行してきたということで、おおむね順調に進んできておるのかなというふうに思っております。

ただ、反省すべきといいますか、残念であったということは大きなものがあります。それはコロナ禍の3年半です、2期目のほとんど、80%がコロナ禍であったということ。

したがって、コロナ禍において生活や経済の自粛を要請された中でね、人と人との交流ができないし、お話しもできない、こういう中で政治を行う。じゃあハード的なものを造って、皆様方に御提案して、よし、やろうということはできます。

しかし、私が8年間の一番最初に思ったのは、もっとこの町を元気ある町にしていきたいと、こういうことの目標においては、やっぱり住民の方々がわいわいがやがや話合って、それで1つのことを楽しんで、そういう全体の盛り上がりということを想定していたんですけども、それがかなわなかった。

もろに食らった営業される事業者の方々もおられます。本当にそんなことは想定していなかったんじゃないかなと思いますけれども、経済的なそういった影響は大きかった。

しかし、地域のコミュニティーを維持するっていうことにつきましては、隣組しかり、自治会しかり、区会しかり、思うように人と人との交流、みんなで盛り上げる、みんなで楽しむということがこの3年半できなかった。おかげで隣組の結婚式の方法や葬式の方法までがらっと様変わりした。昔の、こういった「向こう三軒両隣」5戸10戸、そういったつながりが、もういいんじゃないのというような風潮が表れてきた。

この部分は、飯島町の施策、飯島町営業部はそういった方々の集まりで底力を表す、そういった形だったんですけども、そういった部分では非常に残念な残念な、取り戻せるなら取り戻していただきたい3年半だったなあとというふうに思うところがございます。

伊藤議員 3年半のコロナ禍は、全国が同じ状況であります。飯島だけがコロナになったわけではありません。その中でいかに行政施策を進めていくかっていうのは非常に難しいと思いますが、そこが町長の力量といいますか、実行力といいますか、限定されますけれど

も、その中で頑張れることがあれば頑張るのが理想かなと思います、それは大変厳しいと思います。

それで、1―3は飛ばして1―4に入っていきます。

1番の議題は、これは3期目、町長が続投した仮定で話を進めていますので、御了承ください。

3期目、続投した場合、やってみたい新しい施策はあるんでしょうか、もしあったら具体的にこれとこれをまた新しくやりたいということを伺います。

町長

3期目をもしやらせていただくとしましても、政治の方向性の根幹は変わりません。飯島町の魅力、ここに住んでみたいという魅力を増やしていくこと、それはいろいろの手法があります。

その中で、やっぱり私たちの持っている資源、先人から受け継いだ、あるいはもっと前から、この自然環境のところに生れ落ちたいという自然環境の資源というものをもっともっと生活や経済に取り入れていくということは、変わりありません。それを数段高めていかなければならないなと思っております。

資源というのは、森林資源、川である水の資源、きれいな風景を醸し出している田園資源、それとそこに住む人々の人材資源、この4つを、しっかりといろいろな部分で力を発揮していただき、魅力を磨き、発信し、飯島町独特のまちづくりにしていくということにつきましては、変わりはありません。

そういったことで、その部分の細かなアイデア、今取りかかっていることはありますけれども、それは部分的なことではございますので、大きな柱は変わらないということを今はお伝えしたいと思います。

伊藤議員

分かりました。

1―5に入ります。

この質問も非常に私としてもちょっと悩んだんですが、事実ですので質問します。

6月21日の長野日報に「性根を据え直し、初心に戻って力いっぱい町政運営に臨みたい」ということが載っていました。

よほど思い当たる節がなければ、このような言葉が普通は出てこないと思います。どのようなことがあってこのような発言をしたのかを答えられたら教えてください。拒否しても結構ですので、よろしくお願いします。

町長

それは重要なところに目をつけていただいたなというふうに思うんですけど、1期の1年目2年目は、町長はこういうことをやりたいですよ、こういうことをやりたいですよとただ発信すればいい、それを役場の担当の皆さんが、こうしてやろうか、ああしてやろうか、あるいは議会の皆様がそれに協力していただいて事業が進んできました。

それが2期目になると、いろいろ芽が出てきております。それを最終的にぐっと束ねてまとめ上げる。これは1期目の何かやりたいなという、そういった気分ではなくて、責任感において、今出てきた芽をしっかりと将来に向けて形にしなければならない、仕上げなければならないという部分での心構えでございます。

伊藤議員

それでは2番に入ってまいります。

その前に、木質バイオマス発電はCO₂の増に影響を与えないカーボンニュートラルという発想で造られ、大気中のCO₂、温度上昇を制御するものとして注目されている再生可能エネルギーであります。

その一方で、よいことばかりではありません。

デメリットとして、まず発電効率が悪いことです。林野庁では、エネルギー効率は大規模発電で30%ぐらいしか使えなくて、あとは無駄になるということを言っています。

次に初期費用がかかることです。ボイラーは欧州に比較すると本体価格が6～8倍、総工費は欧州に比べて10倍近い費用になります。

ほかに、燃料コストが割に合わない、燃料がボイラーに合わない、FIT期間が終了すれば十分利益が得られない等々、非常にハードルの高い事業と思われませんが、町の考えているバイオマス発電について伺ってまいります。

2-1、木質バイオマス分散型事業のロードマップを見ると、令和5年——今年後期に補助金申請とありますが、申請はしたのか、交付決定はしたのか、そこら辺がどうなっているかを伺います。

町長 環境循環ライフ構想におきますバイオマス発電事業につきましては、昨年度、国の補助金事業を活用しまして実現可能性を調査させていただきました。3年から5年をめどに実現可能な木質バイオマス利用における町の森林資源量や各施設のエネルギー利用量を調査したものといたします。

調査についての結果につきましては担当課長より説明を申し上げます。

地域創造課長 補助金申請をしたかということで、結論から申し上げますと、補助金申請は行っておりません。

経過を申し上げますと、昨年度行った木質バイオマスエネルギー供給事業導入計画策定業務におきまして、当初我々が考えていたバイオマス発電事業、これは実現するのが厳しいとの調査結果が出たところでございます。

また、今ある公共施設で使用している灯油などの化石燃料を木質バイオマス利用に切り替えることで経済性や持続可能性を担保できる施設があるので、こちらの取組を行ったほうがよいという調査結果もいただいたところでございます。

現在、有力候補とした施設が利用している化石燃料を再生可能エネルギーに切り替えるためには初期投資の費用をどのくらいで回収できるか、また施設の今後の業務の継続や施設の改修等も踏まえまして事業化への検討を行っている段階でございますので、現時点では来年度の事業化に向けた補助金申請は行っていないというところでございます。

伊藤議員 調査の段階で、まだ具体的には動いていないということでありませぬ。

これはなかなか事業としても厳しいのかなと思います。成功すればいいですけどね、赤字になって、岡谷ですか、結局始まったけど駄目だということ、非常にハードルの高い事業かなと思っております。

3番のほうに移っていきます。

3-1、現時点のレディースファーム施策の進捗状況は、また今後の見通しと課題を伺います。

町長

まずレディースファーム施策の概要についてお答えいたします。

当町においては、近年、年間の出生数が減少しておりまして、子育て世代、とりわけ女性の町への定着を図る必要があると思っております。

そこで、子育て世代の女性の就労の場として時間的な自由度があり子どもの口に入る安全な食べ物を自ら作れるなどのことから農業に着目し、農業の現場で子育て世代のお母さんたちが働きやすく活躍してもらえることを目的に取り組んでいることがレディースファームでございます。

現在の進捗状況と今後の見通しにつきましては担当課長から御説明いたします。

産業振興課長

それでは私のほうから、進捗、また課題等についてお話をさせていただきます。

レディースファーム事業については、3つの事業を中心に現在進めております。

1つ目は就労モデル事業で、子育て世代のお母さん方の働く場づくりのベースとなる施設園芸事業の経済性について検討をしております。資材類の高騰による施設への投資額に対し収支バランスが整うかが課題となっております。

2つ目は女性のアイデアや女性目線での商品開発や農産加工についてです。

今年6月よりまめっ子ワークショップという講座を開催しております。町内の女性グループや農産加工事業所の皆様に講師に農産加工品の製造を体験していただくもので、農産加工品への興味を持っていただくきっかけづくり、また加工事業所への就労の糸口や加工品製造の技術の伝承につながればと考え、実施しております。

今回は託児も準備したわけですが、参加者は8名でありました。課題としましては、開催の時間帯等、多くの方が参加しやすい環境整備が必要かと考えました。

3つ目は労働環境の整備としまして女性の就農環境改善支援事業であります。農業の現場で働きやすい環境の整備をすることにより、子育て世代のお母さん方の雇用のきっかけとなればと考えております。

レディースファーム事業を進める中で課題となっているのは雇用側と就労側のマッチングであります。どのようなマッチング方法があるのか、広く多方面の取組事例や関係組織との打合せを現在は進めておるところでございます。

伊藤議員

3-2に入っていきます。

子育て世代とレディースファーム懇談会を開催したそうですが、その中で具体的な意見、要望等が出たのか、出たならどんなようなことが出たか、簡単に説明をお願いします。

産業振興課長

先般、保育園において24名の保護者の方に御出席をいただき懇談会を開いております。レディースファームについて御説明し、意見交換を実施いたしました。

具体的な意見としましては、子どもの体調不良などによる急なときでも休暇が取りやすいこと望む意見、また9時から午後3時までの保育園の時間に合わせて勤務ができればという意見、また子どもを連れていけるまたは託児所がある職場があるといいなというような意見などがだされました。また、農業の現場への就労について、子育てや家事を行わなければいけないので体力的に厳しいこともあるかなというような御意見も頂戴いたしました。

分かりました。

3-3に入ってまいります。

同僚議員からも議員研修の話がありましたが、そのときにレディースファーム——ウーマンメイクを見たときに、もし水耕栽培をするならば地下水があるところを第一に選んでくださいよということで、水耕栽培を飯島がやるかどうかは分かりませんが、もしやるとするならば水道代がばかにならないので地下水のあるところを考えてくださいという意見がありました。これは参考意見として言っておきます。

3-4、今回の議員研修で3か所を視察してきましたが、一番感銘を受けたことは、中心者（事業立ち上げ者）の考え方、計画力、実行力、思い入れ、努力、情熱を強く感じました。

その中の1人の経営者は、地域住民説明会のときには、こういう事業を始めますよっという説明をするのではなく、住民に理解、協力、賛同していただくために説得し、住民に納得してもらい事業を立ち上げたと話していました。

この感想は結構です。このことを参考にして、新しい事業とか、継続の事業、大事なことなので意見を言っておきます。

次に空き家問題の話に移ってまいります。

まず写真を御覧になってください。

まず特定空家の説明をいたします。

このまま放置すれば倒壊など著しく安全上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、周辺的生活環境の保全を図るため放置することが不適切であるという状態、これを特定空家といいます。

写真を見れば、①番、これはもう空き家というよりも悲惨な状況であります。この写真は私のうちの近くの写真であります。この①番の丸の中、部屋の中はもう悲惨な状態であります。これは、もう見苦しい。

②番、②番も空き家であります。もう草が生い茂って、もう何十年と住んでいない。

それで③番、③番は、もう所有者がどこかへ行ったんだか、分かっているのかも分からないですけども、もうこれは20年以上ですかね、もう長い間、草も刈っていない、木もどんどん伸びているという非常に見苦しく、景観を損なっております。

④番、④番は、住んでいた夫妻がもう亡くなって、後継ぎはいますが連絡がうまく取れなかったりとか、あとをどうするかっていうことも決まっていないような状況であります。

現在、増え続ける空き家は社会問題になっております。2013年の全国の空き家は820万件、全体の約7分の1が空き家でした。これが20年後の2033年には2.6倍の2,150万件で、全戸数の3分の1になるとの予測があります。

町でも空き家の調査をしてありますね。全部で210件の空き家があります。それで、アンケート結果を見ますと、1番目に修繕すれば活用できる空き家が78件で38%、2番目に大幅な修繕をすれば活用できる空き家が64件で30%、3番目に危険な状態の空

き家が37件で18%、この1から3までの合計が179件、全体の85%で何らかの対策が必要となり、飯島の空き家も問題を抱えております。

そこで空き家対策がどうなっているかを伺ってまいります。

4-1、現在、空き家は何件あるか、これは210件と分かりました。その中に特定空き家は何件あるのかを伺います。

また、特定空き家に指定された場合、改善を勧告され、改善されないと固定資産の優遇措置が適用されず、固定資産の額を6倍払うことになるということが決まっております。そういうことを特定空き家の所有者に知らせているのかを伺います。

建設水道課長

空き家対策につきましてお答えをさせていただきます。

現在、特定空き家は何件あるかということでございます。

特定空き家の定義は、議員に今御説明していただきましたが、町で組織いたします協議会に諮り、町が総体的に判断し、特定空き家に認定をしていくものでございますので、現在、特定空き家に認定している空き家についてはございません。

正確に言いますと、南街道の空き家が解体できましたので、現在は無いということでございます。

次に特定空き家等への認定や……。あ、失礼しました。

固定資産税の優遇措置につきましての御通知でございますけれども、空き家所有者への意向調査または改善指導の通知の中で所有者や管理者へ内容についてお知らせをしているところでございます。

伊藤議員

4-2、空き家対策特別措置法第11条、空き家等に関するデータベースの整備と正確な情報を把握するため必要な措置を講ずるよう努めるものとするという法律がありますが、飯島町はデータベースができていますのかを伺います。

建設水道課長

データベースについての御質問です。

飯島町では、御質問のデータベースにつきましては、既に整備し、管理しております。

主な整理の内容につきましては、所在地、所有者や管理者、構造、外観写真、管理の状況や管理者の意向の調査内容などをデータベース化して整理してございます。

伊藤議員

データベースがあるということで、承知しました。

4-3、同法第6条3項には「市町村は、空き家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。」とありますが、空き家対策計画があつて、もし変更した場合には公表しているかを伺います。

建設水道課長

平成31年3月に飯島町空き家等対策計画を策定し、現在、町のホームページで公表しております。今後変更等ございましたら、同様に公表してまいります。

伊藤議員

4-4、同法第6条第2項第8号に関し、空き家等に関する相談件数は町に今までに何件あったかを伺います。

建設水道課長

空き家に関する相談の件数でございますけれども、特措法の条項は第6条第2項第7号かもしれませんので、また御確認をお願いいたします。

計画策定後、適正に管理されない空き家に対し、苦情も含めました町への相談件数は今までに16件ございました。

伊藤議員 その 16 件の具体的な中身が——これは通告欄にはないですが——もし答えられたらお願いします。

建設水道課長 苦情は置いておきまして、一番多いのは、やっぱりこれからの管理、どうやって管理していったらいいかという御相談が一番多いものでございます。

伊藤議員 分かりました。
4—5は4—3とダブっていますので省略します。
4—6、空き家対策協議会というものがありますが、どういうことを協議しているか、実施状況は定期的に協議しているのか、構成員は誰かを伺います。

建設水道課長 飯島町空き家等対策協議会は、町の空き家対策計画や特定空き家等への措置について所掌するとともに、町内の空き家についての意見交換や法的措置に関する助言、ときには現地調査を行い、問題の解決に向けた検討を行うなど、空き家対策全般にわたり協議いただいております。
令和元年6月の協議会設置からこれまでに4回の会議を開催しましたが、途中、コロナの流行もございまして開催を見送った時期もございました。
会議は協議の必要性に応じて開催しており、定期的な開催はしておりません。
協議会の委員につきましては、専門知識を有する皆さんにお願いしており、司法書士会、建築士会、不動産組合、警察署、社会福祉協議会、長野県の6団体からの推薦者と町長の7名で構成されております。

伊藤議員 分かりました。
4—7、現在1件の行政代執行をしていますが、これはもう既に終わっていますね。
特定空き家がないということで、これはほかにする予定はもうないということで認識しました。
4—8に行きます。
所有者不明の空き家があるかと思いますが、そういう空き家はどのような対策をしているかを伺います。

建設水道課長 やはり、所有者不明の空き家については、なかなか頭を悩ますところでございます。
当町には相続放棄により所有者や管理者が不明となっている空き家がございます。この空き家につきましては、空き家等対策協議会でも対応を協議しているところでございます。
今年4月に土地、建物等の利用に関する民法の見直しが行われました。所有者不明の土地、建物についての管理制度が創設されたものです。
これよりまして利害関係者または都道府県知事及び市町村長は弁護士や司法書士など管理人を選任するよう裁判所へ請求できることとなり、管理人は、管理に加え、裁判所の許可を得れば不動産を売却すること、また建物であれば取り壊すなどの処分を行うことができるようになりました。
今後につきましては、この制度を研究いたしまして、所有者不明の空き家への対策を検討していきたいと考えているところでございます。

伊藤議員 ぜひその制度を使いまして所有者不明の空き家が1件でも少なくなるようお願いしま

す。

5-1に入ります。

最近の夏の暑さは命に危険が及ぶ暑さになっています。昔と違い、エアコンがなくてはならない状況になっております。

生活保護家庭、住民税非課税家庭、独り親家庭、高齢者家庭、生活困難者など、その方に向かって省エネ対策補助金等を使って町でも支援を——金額、お金ですけど、全額とは言いませんが、2万円とか3万円の補助をしたらよいかと思いますが、考えを伺います。

健康福祉課長

それではお答えいたします。

まず生活保護世帯のエアコン購入費用に関する取扱いについては、厚生労働省の通知に基づき長野県が対象世帯に対して助言、指導をしているところでございます。

生活保護世帯のエアコン購入に関する基本的な考え方としては、エアコンも日常生活に必要な生活用品に含むため、保護費のやりくりによって計画的に購入していただくものであり、困難な場合には社会福祉資金貸付制度を活用して購入することも可能としているところでございます。

生活保護開始時に持ち合わせがない場合など、特別な事情がある場合に限りエアコンの購入費用を支給することも可能としている、このような状況になっております。

住民税非課税世帯、独り親世帯、高齢者世帯等に対して町としてエアコン購入費用に直接補助する補助金等の制定をすることについて考えてはおりませんが、国の交付金を活用した住民税非課税世帯に対する給付金の支給ですとか、第6弾飯島町くらし復興券の交付を行っているところでございます。こちらのほうを生活に必要な費用に充てていただければというように考えております。

なお、心配な高齢者の方の様子伺いをする際については、熱中症についても予防行動が取れるように声かけ等を行っている状況でございます。

伊藤議員

高齢者とか、エアコンがなくて大変な思いをしている家庭があると思いますので、町のほうから声をかけていただいて、何らかの対策を取っていただきたいと思います。

5-2、今は生活困難者とか独り親とか高齢者を対象に言いましたが、一般家庭にも同様のエアコン——まだエアコンのないうちもかなりありますよね、戸を全部開けておけば風が入るでいいんだとか。でも、それでは、これからはちょっと命に関わる危険な暑さになってくるので、飯島としても補助金を、エアコンを設置する方には2万円補助しますとか、町長、どうですか、考えをお聞かせください。

住民税務課長

今一般家庭の設置のことを御質問いただきました。

一般家庭へのエアコン設置の補助制度の創設につきましては、現在のところ予定をしておりません。

ただし、長野県では、信州省エネ家電購入応援キャンペーンというのがございまして、期間中に対象店舗において一定の省エネ性能を有するエアコンなどの対象製品を購入した方に対してポイントを交付する取組を展開しておりますので、そちらを御活用いただきたいと思います。

内容について少し触れさせていただきますと、対象期間は令和4年8月1日から令和6年1月31日までの期間中でございます。

それで、エアコンの場合については1万円～4万円のキャッシュレスポイントを交付するというもので、町内の地域協力店が3店舗ございますので、また御利用の際にはこちらのほうへお問合せをいただければと思います。

伊藤議員 説明はありましたが、そういう制度があることを全く高齢者とか一般家庭はほとんど知りません。ですから、広報でも結構なんで、こういう補助がありますよ、使ってくださいよということの広報をぜひお願いします。

行政だけ分かっているけど、一般住民はそんな制度があるのかい、そんなことは知らんよっていう人ばかりだと思いますので、ぜひ町の仕事として、こういう制度がありますんで使ってくださいってどんどん——期限もありますんで、期限を過ぎたら意味がないので、ぜひPRをよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

〔伊藤議員復席〕

議長 長 ここで休憩を取ります。再開時刻は11時5分といたします。休憩。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時05分

議長 長 会議を再開します。

一般質問を続けます。

5番 宮脇寛行議員。

〔宮脇議員質問席へ移動〕

5番

宮脇議員

それでは通告に従いまして一般質問を行います。

私はずっと同じようなことを聞いて耳にたこができると言われるかもしれないですけども、やはり1番目として「基幹産業の農業支援について」、特にこれは、どうも町が行っている支援っていうのが大規模農家または農業法人等を対象にした事業で、どうも小規模の農家または兼業農家のところに届いていないような気がするということ、これは先ほど来ありましたレディースファームについても、どうもどこかそんな感じが私は腹の中にちょっとありますので、そんなことで「基幹産業の農業支援について」。

2つ目は「飯島流ワーケーション事業について」、これは、町長の先ほど前議員の答弁にもありましたけれども、6次総の中では非常に大きなテーマテーマであると思っておりますし、地元の施設であるということもあって、これもしたいと思っております。

3番目は新しいんですけども「公共施設等総合管理計画について」、この件、3つについて確認をしたいと思っております。

初めに「基幹産業の農業支援について」確認します。

1として、多面的機能支払交付金は金額、率とも年々減少してきております。令和4

年度では要望額 3,970 万円に対しまして交付額が 2,730 万円ということで、1,240 万円も少なくなりました。近年は確実に減少幅が増加しておりますけれども、本年度のこれに対する要望金額と交付金額を確認します。

また、圃場整備から 50 年が経過する中で、改修の必要な水路があちこちで確認されております。前回の一般質問では交付金額が要望とかけ離れている場合は多面的機能支払交付金以外の補助金での検討を行うということが言われましたけれども、それに当てはまる補助金があったかどうかについて確認をします。お答えください。

〔下平町長登壇〕

町長

お答えいたします。

要望金額につきましては 3,988 万円でございます。交付見込額につきましては 2,600 万円でございます。約 65%となっております。

交付金以外の補助事業等の検討につきましては担当課長から説明させていただきます。

〔下平町長降壇〕

産業振興課長

それでは私のほうから交付金以外の補助事業についての状況を答弁させていただきます。

交付金以外の補助事業等につきましては、上伊那地域振興局の農地整備課とも随時相談をしております。できるだけ町や地元負担の少ない事業の検討を今進めております。

先日、上伊那地域振興局の農地整備課と町内の農業用施設において改修が必要な箇所を一緒に見て回る現地調査を行い、アドバイス等をいただいております。

そのうちの 2 か所については、早速県のほうから連絡が入りまして、県の緊急農地防災事業で改修工事を実施していただけるという御返事をいただきました。

今後も国、県など有利な補助事業を模索しながら農地基盤の維持に努めてまいりたいと考えております。

宮協議員

大変うれしい回答をいただきました。

そうですね。このことは、私も地元を歩いてみて、前回も言ったかと思えますけれども、水口から 30 メートルほど下へ行くと水がどっかへ消えちゃってなくなっちゃう、こういうようなところが何件ありますので、ぜひ今後も積極的にこれに取り組んでいただいて、改修工事が確実に進むようお願いをしたいと思います。

次に国による水田活用の直接支払交付金についての確認をいたします、1—2 になりますけれども。

前回の一般質問では、5 年間の水張りルール及び畑作物への転換について、見直しの影響が考えられる農家と経営体へ具体的な対象地を示してアンケートを行ったということを確認いたしました。

これは農家基本台帳の変更ということが必要になってくる、それから今後も営農ということを考えている地権者っていうのが多くいるんじゃないのかなという中で、何とかこの情報が届くようお願いしたいということで議会の一般質問の中で触れたわけですが、どう対処したか確認します。お答えください。

産業振興課長

水田活用の直接支払交付金は、地権者ではなく、耕作者にこの交付金が支払われるも

のでありますので、今回の見直しによって直接的に影響を受ける耕作者の方は限られてまいります。現在は該当となる耕作者の皆様と調整を重ねているところでございます。

また、国による水田活用の直接支払交付金の制度見直しにつきましては、水田を耕作している各農家へのチラシや有線テレビ、SNS等で幅広く案内をさせていただきました。地権者も含め、多くの方にこの情報を今までも発信してきているところでございます。

宮協議員

対象が耕作者ということで、今のところ町側から地権者に対しての案内はしていないということでありましたけれども、なかなか今言われたようなことで理解してこのことについて検討するっていうのはちょっと難しいのかなと思います。

ぜひ、今回もまたお願いしますが、地権者に対してもそういう方向であるということが町から直接届くような形を何とかお願いして、この件については終わらせていただきます。

次に1—3に移ります。

国は畦畔を有しない農地や用水供給設備を有しない水田を交付対象から除外することを決定いたしましたけれども、当町では当該水田は何ヘクタールあるかということを確認いたします。

産業振興課長

まず、今回の水田活用の直接支払交付金の見直しで、現在のところ交付対象外となった水田はございません。

今後5年に一度も水張りが行われなかったところが対象外となってまいります。

具体的な水張りのルールにつきましては今ようやく国から示されましたので、それに従い対象農家へ御案内をこれからさせていただきたいというふうに思っております。

宮協議員

分かりました。状況については今課長のほうからお聞きして、今後これからのについての確認をしていくということであります。

そのことについてはこれで終わりにして、次の畑地化についてのことを確認します。

1—4になりますけれども、やはり前回の一般質問で確認したわけですが、畑地化は農家の要望を取りまとめており、現時点で変更農地はないということを確認しました。

その後、この状況に変化があるかどうか確認します。

産業振興課長

前回——6月の議会だったかと思いますが、御質問を頂戴しました。

現在の状況について報告しますが、今回の国が推奨している畑地化は国が求める要件を満たした水田に対して行われるものであり、現在は対象となる農家の要望について調整を図っているところでございますので、現時点においてこの制度により変更決定された畑地はありません。

なお、現時点では209筆22ヘクタールの畑地化の調整を行っているということを御報告させていただきます。

宮協議員

分かりました。

現状は209筆で22ヘクタールの調整をしているということでありますが、結論としてこの数値が確定するのはいつ頃になるか、ちょっと確認をしたいと思います。

産業振興課長 国の新しい指針、制度でありまして、今、いつという明確なところはお示しできませんが、今年度の中で示されてきます。

また明確になったところで、各農家、また該当者にお伝えを申し上げていきたいというふうに考えております。

宮協議員 ありがとうございます。状況等は分かりましたので次の質問に移っていきます、

1―5でありますけれども、農業振興総合対策事業のスマート農業推進事業で4件分400万円の予算が承認されております。

それで、9月の補正予算では要望増ということで増額の補正予算案が提出されましたが、どのような施設が多いのか、また小規模農家や兼業農家の要望があるのか、確認をいたします。お答えください。

産業振興課長 スマート農業推進事業で要望のある設備につきましては、内容になりますが、直進アシスト機能付トラクター等が4件、ロボットラジコン草刈り機が4件、そのほか自動水門等が2件、計10件となっております。

なお、小規模農業者や兼業農家からの要望が1件、この中に含まれております。

宮協議員 ありがとうございます。

どうも、直進型のトラクター、それからロボット草刈り機、それから自動水門、これらについては、先ほどちょっと触れました大企業って言えるような農家さん、そういうところの希望がやっぱり多いのかなと思います。

ただ、小規模農家や兼業農家の要望が1件あったということは、私はゼロ件なのかなというふうに思ったわけですが、1件あるということで、少し先ほどの思いとは変わって、何とか弱い農家についての支援っていうところに少し触れてきているのかなと思います。

今後、こんなような取組をぜひ兼業農家や、それから小規模の農家の方も活用できるような支援策っていうのを検討していただくことを希望しまして、この件については終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

次に1―6に行きます。

令和4年度の事業で4区に2台ずつのリモコン草刈り機が貸与されました。これは有効に活用されていると思うわけですが、現状での稼働時間は何時間になっているか、また、やはり同じような感覚で小規模農業者や兼業農家での使用時間はどのくらいあるかについて確認します。

産業振興課長 ただいま各区に貸与いたしましたリモコン草刈り機につきまして御質問をいただきました。

各地区でのラジコン草刈り機の稼働時間は、8月中旬までで、飯島地区で69時間、田切地区で31時間、本郷地区で125時間、七久保地区で274時間、合計でおおよそ500時間となっております。

まずは各地区で積極的な使用と運用の仕組みづくりが進んでおるところでございます。

続いて、小規模農業者や兼業農家での使用時間については、恐れ入りますが、把握はしておりませんが、各地区の実情に合わせまして小規模農業者や兼業農家の土地も含め

宮協議員

た運用が検討されているというふうに思っております。

私もリモコン草刈り機の操作について講習を受けてきました。結構難しいなと思います。

さらに、各地区では、やっぱり機械等の故障につながるような使われ方をされたくないということもありまして、オペレーターをつけての使用というふうに進んでいると思っております。

そんな中で、どうも使われているところは、どちらかというところ耕作放棄地って言っちゃいけないですね、作物を作っていない場所で広範囲に草が生えているようなところに使われているっていうのは何か所か確認しました。できればこれが何とか農業者に使われる方向にできるだけ動いていくと、今の稼働時間の500時間がさらに増えるかなと思っております。

そんなような指導をぜひ各区のほうにもしていただいて、有効的に活用し——のり面での農作物っていうのも結構あります。果樹だとかについては結構ありますので、ぜひそんな形で活用される方向で、できれば指導していただく、こういうことが重要ななと思いますので、ぜひそんな取組をしていただくことを希望して、これについても終了していきます。

次に小規模就農者の収入状況についてちょっと確認していきたいなと思っております。

1-7になります。

近年は移住就農者が何人かおいでになります。その方々は収入が厳しいということも何件か聞いております。

特に、収入が厳しいことより、自治会の活動にも参加できない場合がある、人によっては、どうも自治会費が納められない、区費も厳しいという中で、自治会を抜けるしかしようがないねっていう、そんな声も何件か聞くわけでありまして。

それで、近年の就農者の件数とその収入状況を行政側はどのように把握しているのか、また増収につながるような指導や提案、これらはどのように行われているかについて確認します。お答えください。

産業振興課長

新規就農者につきましての御質問をいただきました。

移住された就農者に限らず、新規就農については経営が軌道に乗るまでの間は収支が厳しい傾向があり、行政としても農業次世代人材投資事業等を通じてしっかりと支援をしているところでございます。

なお、令和5年度以降に収納した方は、現時点ではおりません。

行政としましては、行政の立場で支援していることもあり、経営が軌道に乗るまでの間は県やJAとの協力しながら定期的な面談や技術的な経営指導等を行っております。

特に新規就農においては地元と協力して地域特有の条件や情報を活用することで成功への可能性が高められますので、そのような部分も含めて指導に力を入れていきたいというふうに考えております。

宮協議員

令和5年って言えば、まだ9か月ぐらいしかたっていないわけですけども、具体的な支援としてこんな問題がある、それからこのような対応をしていただければ助かる

なっているようなもの、具体的なものとして今日話していただけるようなものはお持ちでしょうか。

産業振興課長

農業、特に新規就農って言えば、やはり収入をいかに得ていかなければいけないかというの課題かと思います。

例えば品目、できるだけ高収益の品目を選ぶということもあろうかと思いますが、あとは、やはり収入を安定させるためには面積的なこともあろうかと思いますが、できるだけ多くの面積をやっていくこと。それと、農業っていう特異分野の中では、できるだけ年間を通じていかに収入を得ることができるか、こういったところが課題ではないかと思います。そこら辺も踏まえまして就農者と相談の機会、懇談を持っております。

宮協議員

今は、行政側の懇談の中身として、品目的な問題、それから面積の問題、それから一年を通じて収入が得られるような作物っていうことだったんですけども、品目的な問題っていうのは、どうしても設備投資っていうことと一緒に考えていかないとちょっと問題があるかなと思います。

それから、面積的なものでは——私の近所の人の例を言いますと、夏場は4時半頃になると薄明るくなって仕事ができますよね。その時間には、もう畑へ来て仕事をしています。一旦うちへ帰ると、ゆうべ作った出荷物を各所へ配送する。それから、日中は仕事の都合でお昼を食べているのかいないのか分からないような状況で日中の仕事をします。夜は世間が見えなくなるまで野にいます。それから帰ってあしたの出荷の準備をします。よくこれで体がもつなあっていうぐらい働いています。

面積的なものっていうのは非常に過労っていうのを心配するところがあります。そういう意味で、支援として、軌道に乗るまでの間、何か金融的な優遇措置が何とか設けられて支援ができればいいのかなっていうような思いをするわけで、そんなこともぜひ検討していただいて、せっかく来ていただいたけれども倒れちゃってやめざるを得ないっていうことのないような対応をぜひ検討していただきたいなということをお願いして、本件については終了いたします。

次に「飯島流ワーケーション事業について」確認をします。

新型コロナウイルス感染症が5月に5類に移行され、利用が拡大されていくことを前回の一般質問でも確認させていただきました。

現状の利用状況はどのようになっているか確認をいたします。

町長

飯島流ワーケーション事業につきましては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されてから4か月が経過しております。世の中もコロナ発生前の状況にだんだんに戻りつつある中で、飯島町のトレーラーハウス、ワーケーション事業につきましては、8月は多くのお客様に御利用をいただきました。

予約状況と詳細につきましては担当課長から説明いたします。

地域創造課長

それでは8月末時点の実績と予約状況について申し上げます。

実績としましては、4月は宿泊数が22泊の48名、5月は26泊の82名、6月は6泊の22名、7月は10泊の45名、8月につきましては54泊の189名と多くの皆様に御利用いただいたところでございます。

9月以降の予約状況につきましては13泊の65名となっております。

これらの実績と予約を合計いたしますと131泊の451名ということになります。本年度の年間宿泊目標値150泊と比較してみますと、進捗率が87%となります。

なお、8月末までの宿泊稼働率は19.3%でございました。

年間の目標を上回る実績が出せるよう引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

宮脇議員

今も8月がすごいなと思ってちょっと確認をさせていただいたわけですが、この中にリピーター——2回以上こちらを利用した方ってというのがいるかどうか、それからもう一つ、企業向けに営業をかけているという状況をお聞きしているわけですが、今のところ企業向けの実績ってというのがあるのかどうか、この2点について知っていたらお答えください。

地域創造課長

まずリピーターにつきましては、数字等はちょっと統計を取っておりませんので分かりませんが、ああこの方は2回目だとか3回目だっていうのは担当のほうで分かっているところがありますので、何名かリピーターの方はおいでになるというふうに把握しております。

それから企業のほうの関係でございますが、なかなか当初の目的のような形にはなっておりませんが、令和4年度におきましては東京方面に6社訪問して名古屋方面に13社、ですので19社、令和4年度は訪問しております。また令和5年度——今年度におきましても東京方面に2社、名古屋方面に5社ということで、それぞれ企業のほうにお伺いしてワーケーションの資料を説明しながら、ぜひ御利用いただきたいという営業を行っております。

モニターツアー等で来ていただいた企業も何社かおいでになりますし、個人的に利用された方もおいでになります。

それで、企業によっては、会社というよりも、労働組合といいますか職員組合というところ、そういうところで宿泊券を10枚単位で買っていただいて御利用いただいているところもございますので、だんだんに企業さんを相手にした宿泊という取組も進んでいるのかなというふうに思っておりますが、実際にはまだまだかなというところも感じておりますので、一生懸命頑張っていきたいと思っております。

宮脇議員

リピーターがあるってことはうれしいことだね。これも多分家族単位の方かなと思います。

それから、企業向けの営業活動につきましては、最終的にはその辺のところを重点に取り組むということが町長のほうからもありましたので、ぜひこれについては、実績を上げるための努力、これをしていかないと、どうも定住促進にはつながってこないかなという感じがしますので、ぜひその辺を進めていただきたいなと思っております。

2つ目に行きます。

今年の夏は、本当に統計を取って以来最大の夏日、猛暑日が続いたという非常に厳しい夏でした。

夏場の気温が高く、熱中症の危険性もある中での農業体験っていうのは非常に厳しい

というふうに考えます。

そんな中で、今回8月に189名、こちらの方々は農業体験のどのようなプログラムを行ったのか、またそのヒーリング効果っていうのが確認されていたかについて確認します。

地域創造課長

6月以降に行われた農業体験プログラムについてお答えさせていただきたいと思えます。

6月4日には田植体験を、それから6月17日～18日、それから7月8日～9日、この期間につきましては農家さんのお手伝い地域貢献型プログラムとして果樹の摘果、草刈り体験を行いました。それで、8月につきましては22日に野菜の収穫体験を実施しております。

改めて宮脇議員をはじめ参加者受入れに御協力いただいている農家の皆様に感謝申し上げるとともに、今後とも御協力いただきますよう、よろしくお願ひしたいと思っております。

夏場を実施しました農業体験プログラムにおけるヒーリング効果につきましては、ストレスチェックを実施した参加者のデータを、今、順天堂大学の大学院に提供しているところでございます。

現在、大学において詳細な分析中ではございますが、農業体験プログラムによりストレスが緩和され、一定の活力が生まれた可能性があるという連絡を受けております。

これから実りの秋となりますので、いろんな農業体験メニューを設定し、多くの方に参加いただくよう取り組んでまいりたいと考えております。

宮脇議員

この猛暑の夏場にもストレスチェックでヒーリング効果があるんじゃないかという大学からの報告があるということで、私なんかは、もう11時半頃になると、これはもう駄目だなとストレスがたまる方向ですね、そういう状況だったんで、年のせいかもしれないですけども、私の感覚値は随分違うなあと思っています。

ぜひ、これから農作業は収穫に入ります。このことについて確実なデータが取れるように取り組んでいただければと思っています。

それでは、これについては以上で終わりました、次に飯島町公共施設等総合管理計画について確認をしていきます。

3-1としまして、将来的に人口の減少が予測される中で、公共施設の更新などに関わる財政負担の軽減、平準化を目的に公共施設等総合管理計画が作成されたことを2か月ぐらい前に確認しました。

これは目標達成のために進捗管理と点検の評価に基づき計画の随時見直しと充実に努めることとしているが、現状の進捗状況についてどのようになっているか確認をします。

企画政策課長

お答えいたします。

公共施設等総合管理計画につきましては、全国的に公共施設の老朽化対策が大きな課題となる中、今後の人口減少等による利用需要の変化や長期的な視点を持って財政需要の平準化や施設の最適な配置を実現することを目的に、施設の更新や統廃合、長寿命化などを計画的に行うための基本的な方針を示しております。

国から全ての自治体に対しまして要請がありまして、各施設を管理します所管課の意向を基に策定したものでございます。

当計画では、令和元年度時点の公共施設延べ床面積7万123平方メートルを基準としまして、令和12年度までに延べ床面積でおよそ4,200平方メートルを削減し、およそ6万6,000平方メートルとする目標としております。

進捗状況としましては、昨年度実施しました旧学校給食センターや豊岡住宅の一部を除却した実績がある一方、新学校給食センターの建設や飯島小学校給食配膳室の増築など増加の要因がありまして、令和4年度末では7万530平方メートルとなっております。したがって、計画策定時より面積は増加している状況でございます。

宮協議員　そうですね。取壊しと新築ってということが交互に行われている状況の中で、なかなか厳しい状況かなと思うわけですが、そんなことを頭に置きながら3—2のほうに移っていきます。

本計画は随時必要な見直しを行うとともに議会への報告やホームページへの掲載により住民への公表を行うというふうにしておりますけれども、議会や住民の承認は不要と考えているのか確認します。

企画政策課長　当計画の位置づけとしましては、個別計画というものに当たります。議会の議決を必要とする計画ではありませんけれども、策定時にはパブリックコメントや議会全員協議会での説明をしてきております。

公共施設の除却や統廃合につきましては町民の皆様への影響が大きいものと考えておりますので、受益者をはじめまして地域の皆様の御理解と御協力が不可欠であるものと考えております。

実際に除却等を実施する段階におきましては撤去費用等に係る予算をお認めいただかなければなりませんので、その際には議会での御審議をいただくこととなります。

宮協議員　特に公共施設等につきましては住民の方の理解が必要と、協力も必要だということで確認をしたわけですが、この頃、福島原発の処理水について、国のほうが示した漁業者の理解をなしにして処理することはあり得ないということを言ったことがいろいろ波紋を呼んでおりますね。それで、町側が考える住民の理解ってということ、これは非常に判断の基準が難しいと思うわけですが、その辺のところについてのお考えがあればお聞きしたいと思います。

副町長　公共施設の管理計画につきましては、個別計画でございますので議会の承認は要らないとなっておりますが、策定時には住民の皆さんにお示しをしたりということによってきております。議会の皆さんにも全協で説明をしたというふうに理解をしております。

ただし、老朽化した住宅の関係につきましては、それぞれの皆さんのところへお示ししたりして、除却の関係ですとか、そういうものをしていかなければなりませんし、例えば住民の皆さんに直結した公民館ですとか体育館だとか、そういうものにつきましては、住民の理解ということになりますと、説明会を開いて説明するとか、そういうことが必要なんだろうなというふうに考えておりますので、今後そういう事態が生じれば、ここへ相談させていただくとともに、そういうことをやっていくということになるん

じゃないかというふうに考えております。

宮脇議員

ま、課長は、いや、ちょっとそこまで自分は答えられないなと思ったんで、多分副町長が答えたんだなど、そんなふうに思いますけれども、理解っていうことって非常に難しい言葉だなと思うわけですね。

やむなしと思うけれども、具体的に例えば田切区の公民館を何とかしろということになったら、いや、理解……。難しい言葉だなと、区から公民館がなくなったらどうすりゃいいのかなとかって、そんなようなことまで関係するわけで、本当に丁寧な説明をする中で理解を得るといえることが必要かと思っておりますので、理解っていうことに対してちょっとくぎを刺しておきたいなと思っております。

次に3番目です。

この計画では、先ほどのように削減計画につきましては令和12年までに段階的に床面積を4,200平米削減というふうになっております。

それで、施設の基本的な方針っていうのが資料の中にありまして、それを確認したわけですが、多くが今後も継続して使用されるため各種改善による長寿命化というふうになっております。

学校関係施設では統合、小中一貫教育の検討というふうに記載しておりますし、医療施設は管理・運営方法の検討、消防施設は詰所の在り方検討というような形の中で、どうも削減の対象から外れるというふうを考えられます。

そんな中で具体的な削減方法っていうのが現状でどの程度あるのか、もしあれば報告をいただきたいなあと思っております。

企画政策課長

お答えいたします。

計画期間の令和12年度末までに取壊しや譲渡を計画している主な施設を申し上げます。

町営住宅では舟久保と豊岡、中学校ではプールとプールの更衣室、教員住宅では新屋敷、南町、中町、与田切公園ではプールの技術室、機械室など、千人塚では緑風荘、また旧田切保育園、こまくさ園、日曾利の消防団詰所などでございます。

ほかにも利用状況、劣化状況等を見ながら除却等を検討する施設がございます。

宮脇議員

具体的に今挙げていただいたものについてでございますけれども、関係する住民への説明っていうのはいつ頃のお考えなのか、もしあればお聞かせください。

企画政策課長

それぞれ、こういった除却や譲渡も含めてですけれども、事務を執行していくのは所管課がそれぞれ対応してまいります。

計画がありましても、その計画どおりに行くかは、またその状況にもよりますけれども、時間をかけて皆様にしっかりと説明をしながら取り組んでまいらなければならないということございまして、計画している期間より数年前からそういった説明をしながら取組を進めていくといったことが大事かなと思っておりますが、具体的にそれぞれの――例えば、町営住宅で言えば豊岡は除却が進んでいる部分もございまして、そういったところではもう進んでおりますし、これからのところは、また随時説明をしながら進めてまいるといったところかと考えております。

宮脇議員　　そうですね、多分相当議論をする必要があるかなという施設も今お聞きした中にはありますので、ぜひそんな方向で、できるだけ早い時期に所管課とのつながりを密にさせていただいて、早い時期から説明して理解を得るようにしていく必要があるのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

最後であります。

3-4、今、具体的な部分についてはお聞かせいただきました。

それで、過日、議会全員協議会の中で借り上げ型住宅事業を始める方針っていうのが示されました。この中で、町や建設業者の利点っていうのは、ああいいなあというふうに説明を確認したわけですけども、本計画の中に載っているっていうような話がありませんでした。

それで、この話がないということは、借り上げた町営住宅が具体的に方向で検討している中で、これらの施設の有効活用の見込みっていうのがどこかにあってそこに触れていないのかどうか、その辺をちょっと確認できればと思います。

建設水道課長　　新たな住宅施策の借り上げ型町営住宅の事業でございますけれども、こちらについては、耐用年数が過ぎて老朽化が進む既存住宅の更新の手法として実施するものでございますので、廃止となる既存の町営住宅の活用のほうは考えておりません。

また、これが具体的に進んでいく段階において、こちらの公共施設の計画については時点修正をしていく予定でございます。

宮脇議員　　分かりました。

具体的になって初めて計画の中に入れるということの中で、できれば目標の達成っていうのに算出できるような形に早くなればいいかなと、そんなふうに思います。

以上で私の一般質問は終了いたします。

[宮脇議員復席]

議　　長　　ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

休　　憩　　午前11時56分

再　　開　　午後　1時30分

議　　長　　会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

9番　星野晃伸議員。

[星野議員質問席へ移動]

9番
星野議員　　それでは通告に従いまして一般質問を始めます。

今回の一般質問に当たり、最近飯島に参入された企業2社を訪問し、会社の見学も兼ねてお話を聞いてまいりました。

株式会社クギンさんは田中常務さん、新日本薬業株式会社さんは角田社長さん、田中常務さんとは子どもの頃からお付き合いがあり、またお父さんには大変お世話になり、

よくしていただいております。角田社長につきましては、飯島町に別荘を建てて、かれこれ40年のお付き合いになります。この2社とも今回の一般質問にお名前を借りますということで了解を得ておりますので、御承知おきください。

2社とも、話を聞きますと、飯島町に進出を決めたのは、飯島町の広報によるものではなく、クギンの常務さんはお母様からの土地の情報ということでお聞きしました。また、新日本薬業さんに関しては飯島町の知人から土地の情報を得たと聞いております。

伊那市には企業誘致の係があり、各企業を訪問したりし、そういったことをして企業誘致を進めています。

現在、飯島町ではどのような企業誘致の広報をしたりして各都道府県へ誘致の働きかけをしているのかお聞きします。

〔下平町長登壇〕

町 長

お答えいたします。

町は、飯島町第6次総合計画に掲げる地域の特徴を生かした企業誘致のため優良企業の誘致を進めております。

広報としては、長野県が運用する長野県企業立地ガイドへの町の情報、各種支援制度を掲載しております。

また、町のホームページの企業誘致に関するものとしては、商工業振興事業補助金の企業誘致促進事業及び工場等用地取得事業の御案内、公有財産の売却、貸付等の情報提供を行っておるところでございます。

〔下平町長降壇〕

星野議員

ただいまホームページというお言葉がありましたけれど、この2社のお二人とも口をそろえて言われたのは、ホームページが非常に見づらいと。

やはりホームページを作る以上、企業側の立場になってホームページを作っていたきたい。

また、同議員の中にもパソコン等のプロフェッショナルもいますので、そういった点も使っていただき、見やすいホームページの開発が必要かと思えます。

株式会社サイネクストさんに140万円ほどの契約金を払ってホームページを作ってもらっているわけですが、その中で、やっぱり見やすいホームページっていうのを、やはりこちら側の丸投げではなく、しっかりとした内容を考えていただきたいと思えますが、いかがでしょう。

総務課長

ホームページについての御意見をいただきました。

今、事業者向けのメニューから進んでいただいて、企業の皆さんへのページを作っているところでございますけれども、具体的にどういうふうに見づらいのとか、どの辺がちよっと不便だなとか、そういう御意見をまたお伝えいただきまして、担当のほうで検討をさせていただければと思えますので、また御意見をいただければと思えます。

星野議員

分かりました。

企業誘致に当たり、飯島町にはかなり水資源というものが豊富にあります。漠然と企業誘致を進めるのではなく、飯島町の売り、例えば水ですけど、そういった企業を選ん

で全国から誘致を運ぶというようなお考えはないのかお聞きします。

産業振興課長 ただいま議員から1つ提案をいただきました。

星野議員 水資源しかり、また自然もあります。また農産物等もごございます。十分こういう飯島の強みを生かした中で企業誘致につなげていきたいというふうに考えております。

星野議員 それでは1—3に入ります。

議長 町内の企業推進に当たり、土地計画などの中で企業の工業用の確保の土地とかがあるのか、またそういう計画があるのかお聞きします。

星野議員 ちゃんと立って。

産業振興課長 はい。すみません。

産業振興課長 それでは1—3の質問にお答えをさせていただきます。

飯島町、また飯島町土地開発公社が保有する産業用地は、平成17年から保有している新田工業用地、また平成20年から保有していた陣馬工業団地など、長年保有していた土地の売却を何とか済ませることができました。

今、町公社が保有する産業用地は、造成中のものを除けば旧丸井醸造跡地の1箇所となります。

また、民間宅地のうち役場が把握している空き地、空き工場の物件は数件ありますが、状況としては品薄な状況と言えます。

誘致に必要な土地の確保ですが、一昔前のように工業団地を大規模に造成、分譲することの是非もありますので、今後は土地開発公社理事会等で御意見を伺いながら用地確保の検討をしていきたいと思っております。

当面は進出を希望する企業の意向を伺う中で産業適地へ誘導してまいりたいと考えております。

星野議員 参入する企業をというより、土地をまず用意して、こういう土地がありますよというふうにしたほうがいいと思っておりますけど、その点はいかがでしょう。

産業振興課長 今申し上げたとおり、一昔前は大きな工業用地を造って、そこに企業を呼んでくるというところでしたが、やはり今までの経験からも、大きな工業団地を造ってもすぐにはなかなか来ない状況もございました。そういった塩漬けの状態を続けるということがいいかどうか、相手の希望に沿った造成を行うということも1つであります。

それと、企業が今進出する中で、要件として、1つに雇用、2に支援策、3に物件というような話もあります。

飯島町、また上伊那を見ていくと、雇用について言いますと、今どこの企業も募集をたくさんかけているんですが、なかなか人が集まらないという状況にもございます。ですから、例えば100人必要な企業が来たとしても果たしてそれに応えられるかどうかというのもございます。

今の土地の関係、それらいろいろな状況を踏まえて、今後の工業用地造成については十分検討をしていきたいというふうに思っております。

星野議員 やはり、魅力ある企業が来れば自然に人は集まると思っておりますので、その点もしっかり考えていただくようお願いいたします。

1—4に行きます。

新日本薬業の社長さんにお聞きしたんですが、土地の造成に当たりオーダーメイドとありますけれど、これがどんなものなのか、また新日本薬業さんの造成費は当初の予算よりかなりできた状態で減らされたという話を聞きましたが、なぜそのようなことが起きたかお聞きします。

産業振興課長

まずオーダーメイドの関係でお話をさせていただきたいと思います。

過去に、今ちょっと話が出ている新日本薬業さん——陣馬工業団地のほうに入っていたいただきましたけれど、これは、以前、陣馬工業団地の売出しの際に新たに進出を希望される企業の要望に応じ区画を切り直す対応が陣馬工業団地ではありまして、これをオーダーメイドの造成として考えておりました。

それで、一般的にオーダーメイドは、進出する企業と協議を重ねて企業が望む場所、面積、予算を考慮した造成計画を作成し造成地が完成しますので、既存の工業団地以外については全てオーダーメイドとなってくるところであります。

すみません、ちょっと2つ目の御質問をもう一度お願いします。

星野議員

当初、造成の金額がかなり、金額が出来上がると減らされたっていうように社長が言われているんですが、その金額の差っていうのは、最初に見積もった金額とかなりの誤差があったということですが、その点はどういうことかお聞きします。

議 長

答えられますか。

星野議員、通告にないので、その辺のところも、ちょっと資料的に用意できるかどうか……

星野議員

はい。

議 長

副町長、大丈夫ですか。

副 町 長

いや、それを言おうと思っていました。

星野議員

はい。分かりました。

議 長

資料がちょっとないと思いますので。

星野議員

それでは1—5に入ります。

町民と企業とのトラブル、最近では七久保の通学路を通勤時にかなりのスピードで通過する車があるので注意してほしいというようなことを住民の方からお聞きしました。

また、進出した企業との調整や住民とのトラブル等については、町側の丁寧な説明が大切だと思いますが、その点はいかがでしょう。

産業振興課長

今、地域、また企業とのトラブルの対処につきまして御質問をいただきましたが、もしトラブルが発生し、企業または住民の方から役場に御連絡いただいた際には、現地を確認し、原因の解消及び調整を図っております。

あわせて、そういった事案が発生した場合、報告書を作成し、関係する部署間でも課題を共有し、再発防止、課題解決に努めておるところでございます。

また、企業と住民のトラブルを未然に防ぐため、誘致した企業と地元自治会との懇談の場を設け、必要に応じて協定書を交わすなど、地域のルールや慣例を相互に共有するよう努めていただいております。

トラブルの原因は企業の努力や住民の理解で解消できるものばかりではございませんので、適宜住民と企業の間で町が立ち、解消及び調整にできる限り努めてまいりたいと考えております。

星野議員 これも新日本薬業さんの社長さんからお聞きしたんですが、町長と面談して——企業誘致の際に——大阪の倉庫のほうがもういっぱいになってしまったので早急に飯島町のほうに倉庫を建てたいという願いをしたらしいんですが、半年以上も連絡がなかったということをお聞きしました。

やっぱり企業さんとの人間関係が大切だと思います。そういった信頼関係を生むためにも、そういう現場ないし住民の方のトラブルが発生した際には町長自らが出てお話をしたほうがいいかと思いますが、その点は町長いかがでしょう。

町長 ある企業との情報のいきさつにつきましては、昔のことになりますので、今ここで明らかにできませんけれども、しかし、そういった情報はすぐに課で対応したりしている、これは、はずです、半年もそんなおいしい話を放っておくことはないです。

しかし、今回のその企業につきましては、知人の方々がある程度先導して町の所有地をどうだということの中で進んでいったような気がしております。町が紹介するっていうよりも、そういう方々が紹介して進んでいったように思います。

町長が出て行って話をしたとか、そういうことではないような気がしております。

また、しかるべきときには町長の出番があると思っておりますけれども、まずは担当の皆さんが地域の方々とよくお話しし、企業側も地域の方への説明責任というのは、これは十分あると思います。

また、町としても住民に町側の説明責任というのがあると思います。

また、企業と地域の方々との調整も、その責任があるかなというふうに思っております。

そういう形の中で今までの企業誘致というのは進んできたように心得ております。

町の不足の部分があるぞと云えば、それは、またもう一度訂正しなければならないかなというふうに思っております。

星野議員 ぜひ、やっぱり人間同士、顔を会わせて話をする、やはり飯島の代表は町長ですので、町長がやっぱり現場に出るっていうことが大切かと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

それでは2—1に入ります。

飯島町の歴史の保存、また町民への公開はどのような計画でされているのかお聞きします。

教育長 お答えします。

歴史資料、それから考古資料、民俗資料の保存と公開のため、飯島町歴史民俗資料館を設置しておるところであります。

飯島町歴史民俗資料館には飯島陣屋と飯島町陣嶺館があり、資料の保存、公開は主に陣嶺館で行っていますが、ふだんは職員が常駐していないために予約を受けて御覧をいただいているという状況であります。

星野議員

それでは2-2と2-3を共に質問させていただきます。

お手元に資料がありますが、昭和61年8月に「飯島町の百年」という雑誌が発行されました。約40年たちます。この間にもやはり高齢化が進み、お亡くなりになる方もおいでになっておると思います。

現在は、この広小路ですけど、駅から上がってきたところなんですけど、大体この写真を見るとああ私の小学校の低学年の頃はこういうふうだったなというのを思い出すわけですけど、現在、そういう方、要するに90歳、80の後半から90歳の方がお亡くなりになってしまうと、このような写真等がどんどんなくなっていってしまう。

昭和の初期の写真——飯島の古い歴史に関しては、江戸時代からのものに関しては大変あると思うんですけど、あると思っても、やっぱり昭和の初期の写真とかがどんどんなくなっているという状況があります。

これはたまたま私の所属しております商工会のOB会の皆さんが非常に懸念されて、今話の聞けるうちにこういう写真を集めて話を聞けたらいいなど。

やはり、それには大変人材もかかると思いますけれど、町が呼びかけて、せめて写真だけでも集めるような形にして、好きな方はいらっしゃるので、そういった飯島の昭和初期の歴史というものを大切にさせていただきたいなと思いますけど、そのようなグループづくりというのはいかがでしょう。

教育長

ありがとうございます。

飯島町の昭和初期の歴史を知るための現物資料としては、農具ですとか養蚕の道具、おけ、鍋、げたなどの生活用具が寄贈されているほか、飯島村、それから七久保村の行政文書が保存されているというところでもあります。

昭和60年から61年にかけて飯島町郷土研究会の町内外の152名の方、15団体の協力で1,300枚以上の古い写真を集め、770枚を掲載した写真集「飯島町の百年」を刊行いたしました。

今後は、このすばらしい成果のデジタル化、データベース化が課題と考えております。

さらに、星野議員のおっしゃるとおり、もちろんこれ以外にも古い写真をお持ちの方がいらっしゃると思いますので、そうした写真を収集し、未永く保存し、活用できるよう、文化財調査委員会にも御意見をお聞きしながら検討してまいりたいと思っております。

星野議員

お亡くなりになる前にその写真のいきさつやなんかを聞ける状況がまだありますので、大変時間も短くなっております。ぜひそういった点で飯島の歴史を大切にさせていただきたいなと思いますので、よろしく願います。

では3-1に入ります。

先日、飯島の防災訓練が大規模に行われたと思います。

毎年、自治会主導で実施されておりますが、問題や課題はなかったのか。

避難時には情報の伝達というものが非常に大切だと思います。

私も先ほどの訓練の状況を見に幾つかの自治会のほうを回らせていたしました。

飯島区の成人大学におきましては、飯島区の区会の皆さんがコロナ下の中でも訓練を

されていて、とてもスムーズな対応ができておりまして、例えば重軽傷者の部屋とか乳児の避難場所とかというものの確保がスムーズにできていて、よく頑張ってくれているなあと思いました。

気になったのは、有事で施設の停電が起きちゃった場合に電気はどうなっているのかなということも1つ思いました。

それとまた、訓練終了後にだけ本部のほうに無線で連絡ということがありましたけれど、相互の情報っていうか、やり取りっていうのをもう少し増やしたほうが緊急時には役立つかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

総務課長

地震総合防災訓練、今年度は9月3日に実施をいたしました。

こちらについては、町の訓練計画に沿って各家庭での訓練や自主防災会での訓練、また消防団や役場職員の訓練をそれぞれ実施したところがございます。地域の皆様に大勢参加していただいて実施ができました。感謝を申し上げます。

訓練の実施に際しては、今年は自分の命は自分で守る、地域の支え合いで逃げ遅れゼロということを掲げまして、地震発生後、身の安全を守る各家庭での訓練、その後、隣近所への声かけですとか避難訓練を行っております。

各自主防災会におきまして必須訓練として安否確認と情報伝達訓練を行っていただいたところです。

その後、避難所開設、それから運営訓練ですとか防災資機材の組立て、それから要配慮者の名簿の作成ですとか消火栓の訓練、地域の実情を踏まえた訓練内容をそれぞれ実施していただきました。

情報伝達の部分は、確かに最後のところで御報告をいただいておりますので、実際のところは途中途中も出てくることがあろうかというところは想定しているところがございます。

訓練を実施する中での問題ですとか課題については、今月中にまた各自主防災会から訓練実施報告書を御提出いただくことになっております。その報告を受けまして——11月頃開催予定をしておりますが——第2回の防災全体研修会におきまして各自主防災会と情報共有ですとか次の訓練に向けて意見交換を行うこととしておりますので、その中でまた確認をしていきたいというふうに思っております。

星野議員

災害時にはやっぱりトップダウンの連絡というのも大事かと思っておりますので、役場側からどのような支持を出すかというようなことの訓練も大切かと思っておりますので、お願いします。

3-2に入ります。

飯島町の中には外国人の方も多数住んでおられます。その中には日本語の分からない外国人の方もいらっしゃると思いますが、そういう方たちにも訓練に参加してもらったり、どのような情報を伝達して日本語の分からない外国人の皆さんたちも災害に遭わないようにしているのかお聞きします。

総務課長

訓練の周知につきましては、各自主防災会の会議を通じて周知をしております。

また、そのほかに広報いいじま8月号ですとか町のホームページ、防災行政無線や有

線音声告知を通して参加の呼びかけを行ったところでございます。

御質問にありました外国人の皆さんにつきましては、なかなか個別の案内が困難でございますので、町のホームページの翻訳機能を介しまして周知を行っているところでございます。ホームページには翻訳機能がついておりますので、そちらで、何だ、言葉を選んでいただけて読んでいただくというようなところで周知をしているところでございます。

星野議員 先日、私たちも研修に参りましたけれど、やはりこれもまた人だと思えますよね。そういう外国人の皆さんに対応できるやはり人材も必要かと思えますので、その点も、町の中で探していただけて、そのような災害時にはそういう方をお願いして何とか災害を未然に防ぐような形をお願いしたいと思えます。

以上で私の質問を閉じます。

ありがとうございました。

〔星野議員復席〕

議 長 3番 折山誠議員。

〔折山議員質問席へ移動〕

3番

折山議員

通告に従いまして質問を行います。

質問事項「町長2期8年の課題の総括（6月定例会一般質問で指摘に終わった課題の答弁を求める）」という項目について伺ってまいります。

前回——6月の一般質問では、8年の総括として町長の実績と積み残したと思われる課題について伺いました。

その折の質疑、答弁を通じまして、町長は2期8年で多くの実績を残されてきたことも明らかになりました。中でも子育て支援、福祉、移住・定住、コロナ対策などの施策には力を注がれて一定の成果を上げられたものと、私も、前半、評価をさせていただきました。

しかしながら、今向き合ふべき課題に対して町長は多くを語られることはなくて、残りの時間にせかさながら私のほうで一方的に課題を指摘したところでタイムアップというようなことになってしまいました。

そこで、今回は——私の周りの町民の皆さんの声だと思って聞いていただければいいんですが——思う町政の課題、前回提示をいたしました質問について町長の胸の内を語っていただきたく、伺います。

前回の質問でやり取りしながら感じたんですが、町長は私の予想を超えて雄弁だということが分かりましたので、今回は十分に語っていただくため、質問項目はこの1点に絞り込みました。

6月の実績に対する答弁同様に、課題についても町長自らの言葉で十分に胸の内を語っていただきたいと願いながら、質問要旨1—1、移住定住政策を問う。

これは、リフォーム補助など多額な一般財源を伴う支援は、当町では永続的には困難と思われ、これまで大きな成果、効果を上げてきた人と人を結ぶネットワークの構築な

どに施策の重点を置くべきではという要旨について伺ってまいります。

若者の移住・定住促進のためにマイホーム取得、リフォーム支援など大きな補助事業を創設して人口減少に一定の歯止めをかけられたことは私も評価をする一方で、多額の一般財源を要するこの施策はいつまで継続できるというふうにお考えなのか、財政的に。今回の補正も含め、かなりの額に上る、そういった不安を感じます。

そこで、以前の人と人をつなぐネットワークの構築でありますとか、与田切川の清流を水源とする美しいおいしい水道水、こういった自然豊かな生活環境などの魅力をあらゆるチャンネルで発信しながら、以前は一定程度の成果を上げてきた、そういった手法が後退してしまって、お金の魅力にウエートを置き過ぎた政策のように感じますが、その点、町長の所見を伺います。

〔下平町長登壇〕

町長

飯島町への移住は、例年、一定数おります。昨年度におきましては52名の方が移住されております。

昨年度より若者世帯の人口増を目指して飯島でマイホームとした住宅関連補助金を実施しております。ただいま大好評をいただいております。これら補助金が飯島町への移住・定住のきっかけ、あるいは決め手になった方もおられます。一定の効果があつたと思っております。

ここ数年は、新型コロナウイルスの影響により、移住施策として人と人を結びつけるような事業というのは思うように実施することができませんでした。多くの方に移住・定住してもらうためには、住宅取得などのハード面への支援と人と人を結びつけるようなソフト面の醸成、この2つを両輪とした政策をバランスよく動かしていかなければならないと考えております。

この補助金につきましては非常に人気が高いんですけども、よそから来る方ばかりではございません。飯島に在住する方、若い方々がリフォームしたい、そういった件数が非常に増えております。

例えば、親から受け継いだ住宅に不備等があつた場合には、もしかしたらほかの市町村へ行く可能性が十分でございます。飯島町の長男が隣町へ流出した件数がございます。そういった方々に、御両親と、また若い後継者世帯が相談しながら新しい住みかを構築していくということが大事だと思っております。

この支給する対象年代を49歳以下としておりますのは、まだ出生の可能性のある年代だということで政府の中で指定されているんですけども、飯島町の人口の特徴はゼロ歳～14歳の子どもたちが非常に少ないということです。

非常に少ないというのはどこと比べて非常に少ないのかということなんですけれども、飯島町は人口約9,000人です。宮田村は同じく人口約9,000人です。そこで、ゼロ歳～14歳が飯島町は約1,000人です。宮田村は約1,200人おられます。200人多いわけですね。

また、飯島町と近隣の中川村を比べたときに、中川村は飯島町の約9,000人の半分、約4,500人が人口でございます。そして、ゼロ歳～14歳は約600人おられます。

同じ比率に直しますと1,200人という数字になってきますね。そうすると、飯島町はゼロ歳～14歳を産み育てる御家庭が非常に少ないということになります。

まずは、人口増という全体のことよりも、将来の可能性等を含めた中で、この世代、子育て世代を増やす必要がある。そのためには、住居というものを飯島町へ構えていただく、これが第一の政策かなというふうに思っております。

現に人気を呼んでおりますので、今後その実質的な数字が表れることを期待しております。

しかし、この施策をいつまでも続けているわけではございません。3年の時限立法にしております。今年度は2年目です。様子を見ながら3年目というところへ突入できればなあというふうに思っております。

これは、最終的には様子を見ながら、議会の皆様方と相談しながら進めてまいりたいと思っております。

〔下平町長降壇〕

折山議員

なかなか先の見えない御答弁だったのかなということで、もう1年度やって、時限立法で手を下ろす、こういった場面があった場合に——いわゆる町長の言う保育園の子ども数でいくと宮田村は飯島の保育園児の倍以上いるっていったようなことで、確かに若い世代の皆さんが宮田にはいらっしゃる。そこが解消されるかというのと、とてもそこが見えるものではなくてというお話を伺いました。

これが1つの当面する大きい課題なのかなと認識を持っていただければと思います。

質問要旨1—2、地域互助を問う。

高齢化と人口減少は国の課題であり、当町でも確実に進んでおります。

地域に芽生えた互助活動をどう育てて全町に広めていくのか、このことについて伺います。

当町の少子高齢化は、下平町長在任中の8年間でも近隣自治体に比べて早い速度で進行しているように感じられます。高齢者世帯や高齢者の独り暮らし世帯も増加しております。

さきの6月の私の一般質問では、独り暮らしの不安解消や買物不便地域に暮らす高齢者施策として、将来的には町なかの空き家などを活用した高齢者向けのシェアハウスの普及が必要、こういった町長の答弁がありまして、私もそうした施策の進捗に大きな期待を寄せるものであります。

しかしながら、高齢者の共同生活のスタイルには、おのずと、入居者全員の理解を深めるなど、まだ当町でそこを進めていくには、そうした理解を広めていく、いわゆる時間が必要であります。今をどう支えていくか、こういう課題に直面せざるを得ません。

そうした中で、町の担当者の本当に並々ならぬ力添えをもって、1つの自治会の中に地域互助の団体が立ち上がりました。

しかし、始めてみれば、地域の皆さんの遠慮、こういう気持ちなどが立ちはだかったりいたしまして、互助団体の活動も悪戦苦闘を続けております。集会所の解放、除雪、配食、困り事支援などの活動を細々とこの団体は継続して、この10月で丸一年を迎えよ

うとしております。

これからの地域福祉の核になるであろう活動だと思いますが、せっかく芽生えたこうした活動を行政として支え、全町へ普及拡大していくお考えだと思うんですが、どのような具体的な支援拡大、こういったものを町長の胸には秘めていらっしゃるのか、まだ具体的なものは大きく明らかになっておりませんので、そのあたりをお伺いしたいと思います。

副町長

地域互助の質問でございますので、かつて私も健康福祉課長をやっておりましたので、その辺のところにつきましてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

議員さんの質問がありましたように、少子高齢化、核家族化も進んでおります。隣近所、地域の人々の助け合い、友人などの顔の見える助け合いが必要だということで、議員さんも関わられたように、新田地域で飯島の助け合いのモデルになるような形でつくっていただきました。

課題はあると思います。なかなか、福祉というものを進めていくには、人の力、行政もそうでございますけども、人の力、それから中心になる方、誰が誰を支えるのか、そういうようなもの、お互いにと申しまして、中心的な役割を果たす方を見つけて、その方がきちっとコントロールしないとできないという部分が多分にあるなというふうに思います。

課題はあるにしても、このケースを全町的にほかの地域にも広げたいというのが町の考え方でございます。

その地域の資源——配食、それから送迎、そういったものを含めまして、誰が何ができるのかということをもまず話す場をつくりながら、その地域に合った形を見つけ出していけないと長続きしないというふうに思っております。

町ももちろん関わってまいりますし、社会福祉協議会では生活支援のコーディネーターというものを持っておりますので、その方等を中心にその地域に合った形を模索していくということで、新田のケースも紹介させていただいて、その地域に合った資源を開発していくというふうにならなければならないと思います。

地域地域でやり方は大分変わってもいいなというふうに思っております。できるところからということで、今も、今年も社協と話をしながら、地区を選定しながら進めていく予定でおります。

以上でございます。

折山議員

進めていくということは分かりましたが、どのようにしていくかっていうのは、まだ町の中でも手探りなのかなあと思います。

ちょっと私、先般、社協のほうへ行ってお願いをしてきたのは、全国的に、訪問介護、介護保険の制度の中では、もう、特にこういう田舎では1日に回れる軒数が少なく、赤字を出してしまっていて閉じていく、全国で何百件の事業者が閉じた、こういったような報道がありまして、何とかうちの社協はそんなことのないようにやってほしいとお願いをしてまいりました。

やっぱり民間は、あくまでも経営というのが前面に出る。町や社協は、町は公ってい

う部分で弱いところに手を出していかなきゃならない、社協は民間と公ができない隙間の部分を埋めていってくださる。

社協、社協、社協頼みではなくて、ぜひ公が前面に出てやっていくという姿勢もしていただきたいと思います。

町の職員のおかげで、社協の助成でもって新田は立ち上がりましたことを申し添えて、質問用紙1-3、ワーケーション事業は初期の目標にはほど遠い実績と思われ、今後の見通しはどうか。

これまでの同僚議員の質問の中で大分お考えが分かりました。

それで、コロナ禍の影響と切り捨ててよいのか。

コロナ関連の国の支援事業について町長はこういうふうに言っておられましたね。半分は目の前のコロナ対策に、もう半分はコロナ終息後の力強いまちづくりの基盤構築のために投資するんだ。その姿勢をずっと貫いてこられました。私もその考えに賛同し、今日まで支持をしてまいりました。

ワーケーションはその最たる事業だったかと思います。トレーラーハウスの購入など、大型予算の執行をしてまいりました。

思うような利用がないことに対して町長はコロナの影響と分析しておりますが、コロナだったからこそキャンプのブームが到来し、千人塚、与田切もにぎわい、飯島ばかりじゃない、あっちこちのキャンプ場がもう予約で受付締切りっていったような大盛況。

同じく、在宅ワークというこれまでにない働き方のスタイルが脚光を浴び、広まり、ワーケーションを始めるには誠に好機、適期であったと思うんですが、今後どのように初期の目的を達せようとお考えなのかをお伺いしようと思いましたが、先ほど来の御答弁の中で町長は、ワーケーションが軌道に乗るのは、リニアが開通し伊南バイパスにつながる、また伊駒道路、それから座光寺の駅まで、ここに高規格の道路ができ、10分おきにそこを自動運転のバスが走り出す、それから本格的に軌道に乗るというお話をされているような気がいたします。

そうすると随分先なのかなあということと、10分おきに辰野までバスが10分間隔で出るっていうと、そういった自動車が常時何台要るのかなあ、どのくらいの経費がかかるのかなあ——伊南バイパスが開くまで50年近くかかりました。座光寺からここまで、リニア開通して、そういった道路ができて、そういう運行ができるまでにはどのくらいの時間が必要なのかなあ。

ちょっとこれは、トレーラーハウスの導入時にもうちょっと台数を減らして様子を見たらどうだっという意見もあったんですが、私はタイムリーだなということで全台の購入に賛成してきたものなんですが、もう少し慎重に見据えてみる必要があるのかなあと思ったのは、町長の本格稼働がそこまで先に行くのであれば、もう少し目の前の課題のほうにウエートを置くべきだったのかな、議決に賛成する人間としては、ちょっと私自身の反省の弁であります。

この点については十分語られたと思いますが、加えて御答弁いただく部分があればお

村 長

答えいただければと思います。

ワーケーション事業というのは、この地域の資源である、まず田園資源、それと人材の資源、それらと都市の方々の交流人口を増やしたり関係人口を増やしたりするためのツールでございます。そのように捉えております。

都市との交流が盛んになる時間的な距離は1時間半だと言われております。

現在、長野県で一番近いところは軽井沢の1時間、長野市で1時間半です。

中央線に新宿から乗った場合には、諏訪へ2時間20分、松本へは2時間40分かかります。それから飯田線へ入ってくると3時間、4時間の範囲になります。そういったことで、都市と農村の交流っていう部分では手軽に行けるっていう距離感ではなくなってきます。

コロナ後の経済対策を見据えたこの事業につきましては、そういった高速道路の高速交通網が整備されるという計画がありますので、それに向けて整えようと。

もっと大事なことは、ただここへ来て宿泊していただくということではございません。この地域の農業体験をしていただいたり、地域の文化——そば打ちとか五平餅とか縄なひとか、そういった文化体験、あとは豊かな自然の体験、こういったものを地域の方々と一緒に体験する、これが大事だと思っています。

こういった体験を踏まえてこの町を好きになってもらい、興味を持っていただくことが、ただ単に一本釣りですべて移住・定住を進める、そういった移住・定住の方向よりも、もう地域の文化とか地域の方々とかをちょっと知っている、こういう関係から始まっていると、こういう願いも込めておるわけでございます。

したがって、この施設については九十何%か国のお金を使わせていただきましたけれども、効果が出るのはだんだんにだと思っています。

目先の日銭を稼ぐために造ったわけではございませんので、大きな目標を据えた中で、この地域のレベルアップ、田舎の底力というのを、そういった地域の資源を結びつけながら発揮していきたいと思っておるところでございます。その布石でございます。

折山議員

地域との交流、今年の8月は大盛況だったという話が聞きました。全体では二十数%の稼働率。

私は、夏、あそこのあたり行ってみました、トレーラーハウスの周りに広い空地があります。さんさんと照りつける太陽の下で、どうやってあそこで自然を満喫できるのかなあ、この皆さんはエアコンを効かせて中におるのかなあ、あるいは清流のほうへ行ったのかなあ。あの周りで田舎暮らしを満喫しようと思ったら、真夏はちょっときついですね。日差しを避ける木陰もないですね、広いところに。

先ほどある議員が日中はとても体に危険なので外には出ない、そういった状況の中で、なかなか、あれを四季を通じてやっていく、特に真夏に、さあどうやって地域で交流できるのかなあ、いろいろちょっと悩みながらお聞きをしておりました。

いずれにしても、先ほどちょっと私が申し上げたのは、伊南バイパスでさえ50年近くかかっている。この構想が実を結ぶのは50年近く先、まあ30年先でもいいです。議員の皆さんの中で何人が現存されておられるかという長い時間なんです。そこを目標にさ

れることも、もちろん将来の飯島にとっては大事なんですが、もう少し短いスパンの、我々も成果が見えるようなスパンの政策にも力を入れていただきたいが、申し上げて、質問要旨1—4、町と議会の信頼関係を問う。

ここはあんまり触れないようにしようと思ったんですが、どうしても今町なかへ行くところの部分が大きく取り上げられますんで、楽器製造会社の町外転出の件、このたびの医薬品を中心とする日用雑貨のスーパー進出の件、町民に広く知れわたっている情報が議員には知らされていなかったり、あるいは守秘義務を強く求められたままになっておまして、前回この点についてはくどく申し上げました。

いずれにしても、こういったような、ある場面では議員を利用する、だが、しっばなしだ、アフターのケアがない、議員は議員活動に困っている。当然、理事者に対する信頼関係は薄まっています。

多くの困難な課題を克服しながら議員と町長との信頼関係を基に町民の付託に応えていくのが、両輪とはいえ、同じ方向を向いている我々の仕事じゃないかと思うんですが、ちょっと町長の姿勢にはそこら辺が欠けているのかな、希薄だったのかなあ、所見を伺います。

副町長

我々と企業誘致の関係、それから企業さんについて、いろいろな誘致をして契約を結んでいくという場面に立ち会いますと、企業側からこれについていつ頃までは秘密にしておいてほしいというような要求もございます。

それでないと、なかなか、それぞれの業界の関係がございまして、その部分について誰がどこへ出ていっていかってというのをたたかれてしまうっていう状況がございまして、それに我々としてもぎりぎりのところで折り合って、皆さんにだけ説明をして、町民には正確な情報を出していないという部分がございます。

それは、我々としても企業側にできるだけ早く情報を出したいという要望はいつもしております。

それで、議員の皆様にも町民の皆様にもオープンにしたいという気持ちは常に持って話をして進めております。

今までにやったここに書かれております楽器製造の関係につきましても、今やっている日用雑貨のスーパーの件につきましても、そういった努力を重ねながらぎりぎりのところで皆さんに報告をして、相手側にも信頼を損ねないようにということで努力をしながら進めておるわけでございます。

その中には、必ず守秘を、この部分を守ってくださいということで、皆さんにだけお知らせする部分もございます。それは苦勞だと言われれば、そうかもしれません。我々は……（折山議員「ちょっと答弁の論点がずれているんで、そこまで結構です。いいです」と呼ぶ）はい。

折山議員

私の聞いたのは、そういう事情を十分承知していたからこそ、我々は守秘義務を守って、町民の中でうわさになっても、そこへは介入もできずに、説明責任を果たせなってきたという、そのことを言っているんです。皆さんが言ってきたことを我々は守っているじゃないですか。

だから、もうこの地点では、こういう状況ですから、全協でいきなり絵を出してこういうふうになりますっていう説明じゃなくて、今まで我慢してもらったけど、町民の皆さんには、こういうふうなことが、いい店ができるんだから、皆さんの力でそれを理解してもらってください、そういうフォローが必要だったのではないですかということをお願いした。受け止めていただければ結構です。

それで、宮澤フルートさん——ごめんなさい、楽器製造会社の件については、導入時のことを言っているんじゃないんです。出ていくことが決まった、いろんなトラブルがあることをみんなが知っているのに議員には一切知らされずに、どうにもならなくなってきたときに初めて一般質問を通じて答弁があっただけのこと、そういう姿勢のことを、いかなもんか、こういうふうに申し上げただけですので、何かのことに對して自己弁護をするのではなくて、課題には真剣に向き合っていたいただきたい、そうした姿勢を見せてほしい、町民の目の前で。そうすると信頼関係が増していくと思います。

質問要旨1—5、営業部の今日を問う。

これも言い古してきたことですが、聞いている方に理解をいただくために申し上げますが、就任直後に連続してイベントを打ってきた地域資源を発掘、これを生かしてもうかる町をつくる。8年過ぎようとする今日、目指すまちづくりに近づいてきたのかどうか。

私の周囲の住民からは営業部という言葉も聞かれなくなり、もう営業部というワードが町内を飛び交うっていうことも本当に少なくなりましたが、ここ何件か、ケーブルテレビで営業部の活動が2つほど紹介されておりました。

町長が目指す、町営業部が到達を目指す、そういった目標に近づいているのかどうかは、コロナで随分活動が停滞したという同僚議員に対する御答弁ございました。これを超える答弁があればお伺いいたします。

町長 営業部の本来の目的は、8年前の消滅可能性都市という宣告を受けた、その地点での飯島町というのは、いろいろの面で、千人塚にしてもショッピングセンターにしてもお医者さんが足りないという部分にしても、いろいろな部分で沈滞ムードでした。

それを活気ある町にしなきゃいけない。行政の手法もありますけれども、まずは町民の皆様がまちづくりは住民が主役だと、こういう意識を持ってもらいたかった。それで、まちづくりにどんなことでもいいから参加してくださいと、こういうお願いから始まったものでございます。

したがって、花部会、食部会、自然部会、アウトドア部会、そういった5つの部会に分かれて、みんなが分散して120名ほどが集まって、それぞれ、あの4年間というのはいろいろの事業をやっていただきました。

そのやっていただく、そのわいわいがやがやしているってこと自体がいいんです。そういうところからいろいろが発生してきて、大きなものが生まれてくる。

現に、自然部会では町民の森を整理していただいて、傘山の登山ルートもつくっていただきました。あそこに1つの大きな飯島町の観光拠点ができただけでございます。

お花畑も、コロナ下でも続けてきていただきましたから、ポピー園というのがアルプ

スの丘に生えて、花が咲いております。そういったものも生まれてきておる。

しかし、それはゼロから何かやろうということがなければああいうものではないんです。

行政がこれをやってくださいね、これじゃあ本当のまちづくりじゃない。地域の人たちがまちづくりに、自分たちが主役だから何かやろう、これが大事で、そのエネルギーは、やっぱり寄り合って顔を会わせて、同じ趣味を持った人たちがこうやっていこうよ、ああやっていこうよと、こういう話し合うところから生まれてくる。

蜜を避けましょう、人寄りを避けましょう、そういった環境の中で、そういった話は生まれません。

5つの部会の部会長で中心になっておられる方も言うておりました。この時代じゃあなあ、仕事が、話ができないからちょっと無理だよな。まずそこなんです。現場にいるとそういうことを感じるんです。

久しくそういう状況であったっていうのは、その中におる方が十分感じておることだと思っております。

折山議員

私は、町長が就任した直後の一般質問で、やはり町長がそういうこと申し上げられたので、町長は飯島町のこういったボランティア活動、まちづくり事業に関わられたことがありますか、そうしたら町長は明確に「ない」と、俺は駒ヶ根の青年会議所の活動、ここにエネルギーを注ぎ込んでいた。

ですから、もしかすると町長は自分が一兵卒として地域のそういうボランティア、共同事業に関わったことがないお立場で、上から見てわいわいがやがやしておるとそこから何か見つかるんだということを言われておるかもしれませんが、お花畑は、実は町長のときに一回閉じた、長く続いてきたわが町は花で美しく推進機構というのが、長い間、飯島町の花づくりに寄与してまいりました。そこを核として上ノ原には大規模でバスが何台も来るほどのお花畑——コスモス畑、バスが本当に止まり切れないほどの数が来ていた、かつての歴史はそういうものがあるんです。

別に町長が始めたからお花畑ではなくて、前からあったんです。それは、一生懸命頑張っている住民の方の御家族が、おじいさん、もうこれ以上やると体を壊すから、頼むでやめてくれ、連作障害で花もうまくいかなくなったから、頼むでやめてくれ、こういったような背景の中で閉じてきて、また町長の新たなアルプスを背景にした大お花畑構想、これについては次のほうでありますので、一旦ここは締めて、質問要旨1—7、音楽村構想の今後を問う、この部分に行きます。

構想の核とも思えた楽器製造会社の町外転出を企業の契約違反とする町長答弁、6月の。また地域に出向いたときの発言、こういったものは音楽村構想や今後の企業誘致のブレーキになるのではないかとということを心配してお伺いするものです。

当町になじみの深い音楽家でフルート奏者の竹下先生がコロナ禍で飯島町に思いをはせて作曲された組曲「飯島」、この楽譜の原本を宮澤フルートさんに先生は寄贈されたそうであります。それを受けて、宮澤フルートさんはネット上に、生楽譜をいただいた当社、宮澤フルートは住みたい田舎ベストランキング全国10位の飯島町にあるんですと、

この町を紹介してくれております。

私も感動して町からCDを購入し音楽に造詣の深い友人にそのCDを配ったりもいたしました。音楽村構想に期待をしております。

また、このフルートさんは長年にわたり小学生にリコーダーを寄贈してくださっております。このような結末を迎えた本年度も、変わらずにリコーダーを寄贈してくださいました。

最近の町長発言を伺っておりますと、やっぱり竹下先生だとか宮澤フルートさんを核とした音楽村構想だと思うんですが、今後どのようになっていくか不安です。

加えて、先ほど前の同僚議員から発言ありました。町内に社屋を建設したある企業が町に対する不満をどうもあちらこちらで語っておられるようです。

誘致企業のこうした結末や今日の状況をどのようにお考えか、その展望も併せて2点、お伺いいたします。

町長 折山さんは私以上に雄弁でございますね。しかも、それがちょっと一方的な見方で脚色されているというふうに思います。

現場で、真正面でその問題に向き合っているとき、最終的に町長が相手と話をして感じたこと、向こうが言ったこと、全てをつまびらかに話すということとはなりません。墓場まで持っていかなければならない言葉もあります。そういった状況の中で、地域の企業ということに敬意を払いながら判断を下しております。

私が福祉活動を一度もしたことがない、本当に誠らしくこういう場でお話しされましたけれども、私は飯島中川政経人会議ということの中で、この地域のそれこそ体験プログラムをつくりまして、地域の方々にこういう飯島町のいいところがあるんだよと、そういうプログラム、体験していただくことを3年ぐらいでしたかね、続けました、中川村と一緒に。

これは、伊那里イーラ——その後で伊那里イーラになっているんですけども、イーラという事業名を皆様方は覚えておられることと思います。あの事業は、長野県の支援金事業を使いまして、知事表彰も頂きました。

そういう貢献をしていらっしゃるということを片や知らない。知らないことをその部分でしか捉えない。これはいかななものかなというふうに思……（折山議員「町長、質問に教えてください」と呼ぶ）質問に答えておるんです。あなたの違っているところを指摘する。

したがって、私もこの部分については承服しかねるところもありますけれども、しかし、最終的に両者が契約した。署名、捺印した契約書があるということは非常に重たいんです、この社会の中で。

社会的責任を果たすことにおいても、社会的な信用においても、その責任を果たす。町は町で土地を整備し、道路を造り、お迎えをする準備ができました。それまでには、もう何度も行き会っているんですよ、お話ししています。その段階で覚書というのを作っております。それにも署名、捺印をしております。

しかし、それが白紙撤回になった。これは、僕はね、よほど、そういった契約書もあ

りながら契約不履行という判断に踏み切らざるを得なかった企業の将来的な非常に大きな要素があったなど、こういうふうに感じております。

それは会社の判断ですから、それも向こう様のお口からは聞き出せておりません、いろいろ都合がある。

そういう中でね、まあしょうがないなど、企業の判断ですから、こういう決断もあります。

そういういろいろなことがございますので、全部を話すと、またその場では泥仕合になりますから、こういう部分で言った言わないという、それはよけたという思いでございます。

折山議員

町長、1点修正しますが、私は地域の共同作業に参加されたことはありますか、こういう聞き方をしたんで、町長は、今、折山が、下平が福祉を担ったことがない、こういったお答えをされましたけど、それは福祉ということではなくて、共同という部分では、イーラとか、そういうもので私は関わったよという御説明あったものと理解をいたしました。町長が福祉に関わったことがないなんていうことは、申し上げたことはございません。

1—8、世界に誇れるアルプスの景観を生かした大規模なお花畑構想の今を問う。

先ほど申しあげました1つの大きい町の代表的なお花畑、これが、高齢化あるいは連作障害、こういったもので長い歴史を閉じました。

高齢化や後継者不足に伴って農地や畦畔の管理にも窮している現状を鑑みますと、町長の言う地域力、住民がその気になりゃあ、それだけで実現できるのか、この点がちょっと不安になります。

どうも畦畔の草刈りも、本当に傾斜地の多い当町では難儀をしていらっしゃるなあ、なかなか刈れないなあ、お花畑までエネルギーが向かえるのかどうか、そこら辺はどうなんでしょうかね、お伺いします。

地域創造課長

お花畑構想でございますが、今、議員のお話にもありましたとおり、アグリの丘の花畑については、現在、有志団体でありますあぐりの丘花クラブにより管理されておまして、毎年コピーを楽しむことができるようになってまいりました。これが1つの動きかなというふうに思っております。

ただ、この花畑も少しずつ大規模になっていけばありがたいと思っておりますが、議員の御指摘のとおり、高齢化や後継者不足により大規模になっていくっていうのはちょっと難しい面もあるのかなというふうに考えております。

折山議員

課長のその答弁ね、それが俺は大事だと思うんです。そうすると、どうしたら、その先、大きなお花畑に行くのかな、本当にそうやって真摯に現状を反省できる姿勢が私は求められるのかなというふうに申し上げて、今の課長の答弁は褒めてあげたい。その誠実な態度を褒めたいと思います。

課題があれば、みんなでどうやってその課題を乗り越えるのか、そういった姿勢を町長も見せていただけるとうれしい。

1—9、人口1万5,000人の公約を問う。

私の意気込みだ、高い目標を設定し、必要な知識や行動を考えることが民間経営感覚だという意気込みは8年後も継続しているかどうかを伺おうかと思いましたが、多分継続していると思います、町長は。意思の固い人ですから。

それで、あらゆる経営感覚を駆使しながら、その1つが200万円という1つの交付金、時限立法でありながら多くの人を助けられたと思います。今後も続いていくかどうか、最終的な落としどころがどうかはちょっと見えない部分もありますが、町長は十分そういった意思を持ってこの後も取り組んでいかれるものと思います。そうでなければ手を挙げていただいて、そうだとすれば1—10へ行きますが、いいですか。(町長うなずく)

1—10、町長としての姿勢を問う。

公約の実現を求められる町長という職責は——前日も申し上げました。重く苦しいものと推察されます。1人ずつ異なる価値観や行政に対する期待をみんな1人ずつの町民が違って持っております。それら多くの町民が満足、もしくはしようがねえなあ、納得するような町政運営に求められるのは、説明責任を果たしていくことだと思います。

功績や実績、こういったものは放っておいても、ああ子育て支援センターができた、道路の改良も進んできた、いちいの会が頑張っておる、各地のところで1つ芽生えが出てきた、コロナの対策もこれだけ頑張ってきてきたよ、町民の目には十分に触れております、町長が口で語らなくても。

ただ、形になる前の道半ばの課題に対しては、多くの町民の目には触れません。暗礁に乗り上げたときには——今申し上げました。きちんとした説明が必要かと思えます。

誰が首長を担当しても100%完璧な町政運営は——時代の波にも押し流されます。国の補助制度だって多様が変わります。景気の動向で町税の収入だって増減します。

いろんな環境の変わる中で一定の成果を上げていくってことは大変苦しい仕事だと思うんですが、1つずつの課題と真摯に向き合う姿勢を町民に発信し続けることが多くの町民の理解を得ていく上では大事じゃないか、町長の言う住民力でこの地域をよくしていくのであれば、そこを手を抜いては駄目だと思うんです。

随分とそこの思いが希薄ではないかと思えますが、町長の所見を伺います。

町長

事業に1つずつ真面目に向き合って、ちゃんと説明責任を果たしなさいと、こういう御意見でございます。

飯島町で行われる全ての施策において、一つ一つ町民に向かって説明責任を果たしております。

町民への説明責任とおっしゃりますけど、まず議会の皆様、議員の皆様に説明することは、まず第一義的に町民に説明しているということでございます。

町長も町民の代表です。皆様方も町民の代表です。ここで質問を受けること、説明すること、討議すること、全て町民の代表の方々に説明しておる、こういうことで、真摯に向き合っていないということがあるのでしょうか。議会は一つ一つ真摯に向き合っていないのでしょうか。一つ一つ真摯に向かい合っているから、意見があり予算がつきしているわけだと思います。

その後、議会で分かっても、町民に知らせる方法っていうのは、これは大事だと思

ます。町としては、広報とかホームページとか、あるいはCEKの取材とか、そういったことでお話ししていますし、町長自身も4地区への予算の説明のときにいろいろ細かな説明をさせていただいて、その場でも聴取しております。

ぜひ、町民から選ばれた議員の皆様も、その説明責任を果たすという部分では、さらに御活躍をいただきたいなというふうに思います。

足りないところがあると言えば、もう少しどうしたらこの説明が届くのかということ、やっぱり考えなきゃならないことかなというふうに思っております。その前に自分たちがやらなければならないことをやるべきだと思っております。

折山議員

町長には思いが届きませんので、具体的な例を1つ申し上げます。

町長の目玉事業となる木質バイオマス発電白紙化、同僚議員が、町長、白紙になったんだから、町長のこれは主要な政策なんだから、その経緯を町民に報告する義務、説明する義務があるんじゃないですか、その質問に対して町長のお答えは、町は適地を紹介しただけ、契約には至ってはない、準備段階で白紙に行ったことだから町民に説明する必要はないんじゃないですか。

1つ例を挙げれば、こういう部分も、大きな町長の掲げた政策の1つですから、白紙に戻ったときもきちっと説明するべきではないのかな。

御答弁があればお伺いし、なければ、十分御答弁いただいたような気がしますので私の質問を終わりますが、あればお伺いします。

町長

三井物産という名前を挙げさせていただきます。その日本の中でも大手の商社がこの事業に取り組みました。2メガの木質バイオマス発電をするということでございます。

その事業のどうしても許可を得なければならないというのが、FIT——固定価格買取制度、そのFITの認可を得られて、43円ですかね、1キロワット。その価格で売れるということがこの事業の成否を問う一番の山場なんです。この部分は長野県の認可が要るんです、長野県の認可。当初からその企業関係者は長野県へ何度も何度も足を運びました。

私たちは、この場所、今のライスセンターの場所、あそこを使うということの中で、JAへ交渉をして、あそこの土地を何とかしてやってくれと、そういう話等をさせていただいております。

3年という長い期間、あちらこちらの工場を見に行ったり、議員の皆さんも、ああそういう今話をしておられるのかと。町の事業ではございません。しかし、こういう方とお付き合いをしておりますということの中で、一気に事が進んでから説明するというよりも、今の初期の段階から知っておいてもらいたいなということの中でお話をさせていただいた経緯がございます。

しかし、最終的に、その企業が——三井物産がこの事業をやるというゴーサインを出すということは——県の認可が下りなかった。県にもいろいろの事情があります。そういったことの中で断念せざるを得なかったということでございます。

飯島町は、そのために人の紹介とか、そういうことはしてきましたけれども、具体的な事業に取り組む、皆様方に相談申し上げるということはありませんでした。そういう

	経過の中で事細かな説明は省いたということでございます。
議 長	時間です。
	〔折山議員復席〕
議 長	ここで休憩を取ります。再開時刻は3時5分といたします。休憩。
休 憩	午後2時51分
再 開	午後3時05分
議 長	会議を再開します。 一般質問を続けます。 4番 坂本紀子議員。 〔坂本議員質問席へ移動〕
4番 坂本議員	<p>それでは通告に従いまして一般質問をいたします。</p> <p>今回は3つのテーマで質問いたします。1として「営業部の取り組みは何だったのか。」。2 令和3年度環境循環ライフ構想が発表されました。このそれぞれの政策の検証を問います。そして3として「民生児童委員との懇談会から見えた事。」という3つのテーマで質問いたします。</p> <p>まず1の「営業部の取り組みは何だったのか。」であります。</p> <p>町長が就任されたとき——平成28年、そのとき3つの政策、「風通しのいい行政へのチャレンジ」「儲かる飯島町へのチャレンジ」、そして「田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジ」を掲げ、1期目の4年間、政策展開をされました。その中に営業部のある「儲かる飯島町へのチャレンジ」があります。そこの中には営業部の取組と、それから楽天の取組がありました。</p> <p>それで、これは町民と行政と協働して町を売り込むことを目標に掲げ、担当として地域おこし協力隊と職員をつけ、インターネットで町内産の農産物を売ることに、そして町長を本部長に掲げ、住民参加の営業部をつくりました。部会は5つあり、自然部会、文化部会、食部会、途中からその中に米販売グループも入りまして、そして花部会、アウトドア部会でした。</p> <p>目的は、住民が主体となり、これまで育んできた伝統、文化、自然及び地域特性を生かし、もうかる飯島町を創出し、地域の活性化が産業の振興に寄与することとなっております。</p> <p>業務としては、多様な形態、担い手の育成とマーケティング、ブランド力の強化、そして観光産業の立ち上げとアルプスのお花畑構想の実現、地産地消システムの創設、マネジメント機能の強化と育成、農産加工の推進による新たな商品開発の推進でありました。</p> <p>その後の令和元年の資料を見ますと、部員の参加者は120人もいました。それで令和5年の現在は120人が5部会の全体の会議を見ますと、常時出席していらっしゃる方は</p>

3分の1くらいに減っているのではないのでしょうか。

楽天におきましては、町内産の農産物を売ることに参加した方が31名いらっしゃいまして、先日アンケートを実施されたようで、アンケートを戻された方が17人、そして17人の中の14人がこの事業に対して「満足」と答えたと聞いております。

まず1—1でございます。

最初、営業部では何を目指していたのでしょうか。何をしようと思っただけで営業部をつくったのでしょうか、その点をお尋ねいたします。

〔下平町長登壇〕

町長 飯島町営業部を立ち上げた多くの目的は、まちづくりは住民が主役という部分で、町づくりに多くの方々に参加していただきたいということでございます。

参加の仕方においては、自分が町のこの部分が好きだな、この部分が魅力だ、そういうことを共通に思う方々が各部会の中でいろいろの事業をしていただいたと。

そういったことで、まずは趣味的に集まったグループ、そしてそれが何かやっているとだんだんにその周りに人が集まってくる、それが情報発信されることにおいてよそからも人が来る、こういう段取りだろうなということの中で、まずは町民の皆さんが、飯島町が好きだと思って、この部分をもうちょっと磨いて発信していこうと、こういうことで、まずは営業部を立ち上げて、事業をやることにおいて町民自らが活性化すると、まちづくりの主役は自分たちだという認識を醸成するということが大きな目的でございます。

人が集まれば当然お金も落ちますから、もうかるところへつなぎます。最初からお金もうけをするために営業部の方々に集まってもらったわけではございません。

〔下平町長降壇〕

坂本議員 営業部の話は私の以前の議員たちの質問の中にも出てきましたけれども、今、町長は最初からもうかるのか、そういうのではなく、住民自身が参加し、住民自らが活性化することが目的というふうはお話でございました。

確かに住民自らなんですけれども、営業部を最初に立ち上げた段階では、地域おこし協力隊、そして職員もたしか2名ほど——地域おこし協力隊が2名に職員が1名かな、3人ぐらいいらっしゃったと思います。

それで、事務的なことは行政サイドがやりましたが、各部会の部長は集まった方の中から選出されておりましたから、その方たちの中で会を開催してやってきております。

そういった中で、活動のそれぞれの方向性がだんだんやっていくうちに少し変わってきているというようなことも感じております。

食部会においては、私もずっと8年間、今も在籍して、頭なので会議を開催したりしておりますが、米部会になったりとか、米部会、米を売り込もうという話になったりとか、御飯のおかずを開発しようという話も出たりして、それはそれで産業祭りでお披露目したりとかして、食部会としては活発に動いておりましたが、コロナの中でそういう活動も半分休止状態になったところもあったと聞きますが、文化部会はそれでも定期的な開催をしていたと思います。

しかし、儲かる飯島町というもののの中の一環としてそれが立ち上がってきたということは、まだ儲かる飯島町を達成していないという中で少し空中分解的に参加する人たちが減ってきてしまったというのは残念なことです。

1-2であります。

当初の目的から——先ほどの私の話でも言ったんですけど——だんだん違った方向に来ている——それぞれの部会が——というふうなふうに思える節もあります。営業部の取組の検証を、途中の段階でも見直しをして、もう少し儲かる飯島町の方向性に向かって進めていく必要があったのではないかと私は思うわけですけども、4年たった2期目の町長の政策の中には何も営業部のことが——4年たった2期目の町長のマニフェストの中には営業部のことが書かれていなかったんですね。

そういう部分で、ただこれが住民の活性化を図るためにものだとしたら、そこにかけたお金、それから人材、その部分が私としては非常にもったいないというふうに思っておりますが、その点に関して町長としてはどう考えているのでしょうか。

町長

任意の団体でございます。町から与えられた目的、こういうことをやってくださいということではなくて、町民の皆さんがこのことをやろうって言って、任意の団体で任意の事業を進めておられるということでございます。したがって、その質が変化してくるというのは当然のことかなというふうに思います。

また、役員さんも2年でたしか交代したんでしたかね。また役員さんが替わると、やろうというものがまた変わってくる、そういう状況で、いろいろなことにチャレンジしていただいた、それはそれでよかった。

今、コロナ禍を経て、営業部の活動の延長線上で芽生えてきておるものは、やはり先ほど申し上げました自然部会の取組で、自然部会でしたから、外の活動だったから活動がしやすかったのかもしれないけれども、町民の森を整備していただいて、それから傘山までのルートをつくったと。これは、今、年間約3,000人の方々に来ておられるそうです。ノートに手記を残していつてくださるんですけども、県外の方が気楽に登れる里山ということで人気を博しているということです。

そういった方々の手弁当のお力添えでそういったものができておるわけでございます。それはそれで大きな遺産を残されたかなというふうに思います。

当初——8年前に始めたことが全て残っておるわけではございません。やってどんどんアメーバ状に変化してくる、また好きなことが変わってくる、これでいいんじゃないかなと思います。

それで、4年たったときに、やはり1つ方向をしっかりとめなきゃならないなという部分のときにコロナ。ですから、コロナを過ぎてちょうど——今営業部に残られている方々がまた同じものを立ち上げるっていうのはエネルギーが違います。営業部に入って、よし頑張るぞって言った当初の熱意から、数年たって、コロナを経て、さらにその気力が続いているかという、なかなかそれは難しい。

したがって、今回は、それをしっかりと、今までの流れ、5部会という流れから、何をやりたいですか、多くを語らずに二、三に絞っていいのではないですかと、まずはそ

ういった、今始めるんだったら事業を起ししやすい手軽なところからやっていきましょ
うよ、また同志をその中から集めていきましょうよということの中で、議員のおっしゃ
る4年前に改革すべきだったことが、コロナ禍が収束して、今新しい活動に生まれ変わ
るところでございます。

そこからまた新しいまちづくりの1つの事業が生まれてくればなというふうに期待し
ております。

坂本議員

今、町長が言われて、1—3の答えの内容にもなってくると思いますが、4年間たっ
た中で少し方向性をといたらコロナになったということで、8年間の取組をどう評価
しているのかということのお答えまで含めた中で答えていただいてしまったと思いま
すが、コロナという状況を超えて今も営業部が人数は少ないんですけども存続してい
るということは、やっぱりそこに何らかの価値を見いだしている人たちもいるわけで、事
業体としては、例えばアウトドア部会は、ほとんど名前があっても活動というか、トッ
プの方たちが既に伊那で1つの営業体みたいなことをつくり出しているのです、もう僕た
ちは活動できないということを部会でおっしゃっているということもあるのですけれど
も、アウトドア部会はアウトドア部会という形ではなくて、与田切公園とか、また千人
塚の中で、違った形で住民の中に芽生えてきていると思います。

ただ、こうやって華々しく営業部という形を立ち上げたのだから、8年間の反省を考
えて、この先っていうのがもう少し形になるというか、住民に分かりやすいような形
の施策というか実態を、やっぱりつくっていく必要があると思うんです。

それで、最終的にはみんなで参加できるものやっいていこうという話になったわけ
ですけども——そういう過程を経て今があるのかもしれないけれども——8年間の過
去の取組を基に、町長としては、全体でやっいていくっていう中での本部長としてはどう
それを評価していますでしょうか。

町長

曲がりなりにもここまで来たということです。お力添えをいただきました町民の皆さ
んには心より感謝申し上げます。

その熱意を先ほど坂本議員はおっしゃいましたけれども、その熱意を続けて次のス
テップ、新しいチャレンジになると思いますけれども、やっただければありがたい
というふうに思っております。

その事業は、今年度はまず2つ挙がっております。農道に花を植えて、すぐ通ってい
る人たちが花を感じるという場所をだんだん農道沿いに造っいていこうやと、こういう事
業をやっいていましょうっていう総意、もう一つは、町民の森、森林のそういった関係
の自然部会が開発したその事業についてももう少し幅を広げっいていこうというふうに事業を
進めております。

あの部会では、そういったまちづくりの部分と、自分たちが独自に研究して、あの木
は何ていったっけなあ……(坂本議員「クロモジですか」と呼ぶ)お茶を作った……(坂
本議員「クロモジですよ」と呼ぶ)ああ、そうそうそう。

町民の森には非常にクロモジが生息していると。それで、それをエキス化したり、そ
れをお茶にしたり、養命酒やなんかと提携して全国区的な組織もつくられているという

ことで、だんだんに見えないところで大きな輪が広がってきているというふう感じておいて、そういった部分は、まず大きな成果だなというふうに評価しております。

坂本議員

そうですね。里山の会というか、自然部会の中の分科会みたいな形で、クロモジは非常に、実際に商品化して田切の里で売っていますし、養命酒とも研究をしていて、今後はいい感じになるのかな、細々ですけれども、資金力がないので。そういう点で一番あれなのは、一応木ですから、木を乾燥して、要するに煮出して、それを絞るというところの機械化ができていないので、少人数でやっているの、町としては今後それに少し目鼻がついたらぜひ予算を充てていただいて、なかなかコロナの中でもそれなりに販売があったようですので、いい商品になるように協力していただければと思います。

次に2番目の循環ライフ構想に移ります。

令和3年度に環境循環ライフ構想が発表されました。この政策の検証を尋ねたいと思います。

2-1であります。

飯島流ワーケーションですね。これは先ほどからほかの議員の方々の発言の中でも出ておりましたが、農地付トレーラーハウスを拠点として仕事プラス休暇プラス農業塾プラス自然・文化体験で癒やされる、これのストレスチェックを数値化して効果を実感する、農業塾や農業体験で150種類ほどありますけれども、それができるとなっています。

進捗状況と問題点は何なのかをお尋ねいたします。

令和4年度の行政報告では事業向けモニターツアーでカゴメ東京本社から2日間2家族6名、ヤンマーホールディングスから2日間8名となっておりますが、今年度の利用率はかなり高く、多くの方が参加したと聞いております。この点の問題点は何でしょうか。

町長

環境循環ライフ構想は、地域の資源である水、森林、田園、人財、これらを活用して住民生活や地域経済にもっと生かしていこうという考えの下にスタートしております。

事業としては水力発電事業、バイオマス事業、アグリイノベーション2030事業、飯島流ワーケーション事業などの事業に取り組んでおるところでございます。

その中の飯島流ワーケーション事業は、国の財源を活用してトレーラーハウスを導入し、都会の企業をターゲットとして、ワーケーションにストレス軽減に有効であるとされる農業体験を組み入れた取組となっております。

これまで協議会のメンバーや事務局が多くの皆様にご利用していただけるよう一生懸命取り組んできているところでございます。

進捗状況につきましては担当課長より説明させていただきます。

地域創造課長

飯島流ワーケーション事業は、地域課題である農業の担い手不足、農村風景の保全、地域活力の低下、人口減少、これらの解決とアフターコロナ、ウィズコロナに適応した地域づくりとして取り組んでいるところでございます。

これにより、都会との交流や関係人口の増、地域活性化や農業の担い手確保などにつなげ、人間を癒やす町を目指す姿というふうに行っているところでございます。

進捗状況としましては、令和4年度は宿泊目標を96泊とし、実績が104泊でございます。

したので、目標を達成することができました。

また、今年度——令和5年度の宿泊目標は150泊としており、現在までの進捗は87%の進捗率となっております。今年度も何とか目標を達成できるのかなというような感じで捉えているところです。

ただし、令和4年度において、目標値は達成いたしました。宿泊稼働率が7.7%であったことから、さらなる情報発信、また農業体験プログラムの利用促進、こういったことで長期滞在へとつなげ、宿泊稼働率向上を目指すことが、問題点ということではないんですが、課題の1つというふうに捉えております。

坂本議員

課題は稼働率を上げるということだったんですけども、今、課長が言った中で、地域づくりに取り組む、来ていただいて住民と交流して地域づくりをするっていうことと、もう一つ農業の担い手確保というふうな話が出てきましたけれども、過去の質問から見ますと、農業体験をしている方たちもいますが、どちらかというとストレスチェックの数値——数値化をしてストレスチェックの効果を見るというか、そういう感じのほうに重点が置かれて、実際に農業の担い手確保まで行くにはかなり時間がかかるのか、体験はできても、そういった農業に興味を持つ方たちがそれによって定住してくるっていう方向に行くのか、そこら辺はどうなんでしょうか。

地域創造課長

農業の担い手確保ということを目指す取組ですが、当初の我々の思いというかでは、長期にトレーラーハウスに宿泊していただいて、例えば水稲——お米、それを一年通して作ってみる、そうしたところから定住、また就農につなげていくっていうことを1つのモデルのタイプとして考えております、今も考えているわけなんです。

ただ、議員のおっしゃるとおり、その部分は、なかなかそういった方が今のところまだ現れていない、こちらでも探していない、探し切れない、そういう現状でございますので、ちょっと課題は大きいんですが、そういったタイプをなくしたわけではございませんので、何とかそういった形で農業の担い手確保につなげていくような方が1人でも2人でもできればいいなということで、今後もそういった取組を続けていきたいと思っております。

坂本議員

その点は、農業までつなげていくのはちょっと長い話になるような気がしますので、取りあえず稼働率を上げるということは大事かと思っておりますので、それに頑張っていただければと思います。

次の2-2に行きます。

水力発電ですけれども——循環ライフ構想の中の水力発電、これは現在、県の新しい発電所、要するに現在の与田切発電所の上に造るというお話が出てきております。そこに使われた水を、また下流でうちの町がそれを使って、最初の想定では160キロワットの電気をつくるという話だったわけですけれども、これの現在の進捗状況と、これに関わる問題点は何でしょうか。

地域創造課長

水力発電事業でございます。

こちらは、地域課題である自主財源の確保、それから脱炭素、それから災害への備え、これらを解決するため、急峻な地形、豊富な水を地域資源として取り組んでおるところ

でございます。この発電により自主財源の確保や電力の地産地消による強靱で快適なライフラインの創造を図り、清流を生かす町、これを将来の目指す姿としているところでもございます。

町が計画している水力発電事業でございますが、長野県企業局与田切発電所の導水管から分岐させていただいて、その水を活用して発電しようというものでございます。

現在のところ、長野県企業局と水利権をはじめとする各種許認可、また発電の方法、これらについて協議を重ねているところでございます。

また、長野県企業局では、現在、議員の今おっしゃられた新しい発電所——越百のしずく発電所という名前でございますが、これの新築工事と前からあります与田切発電所の大規模改修工事、これを同時に行っておるところで、水利権の兼ね合いもありますので、町水力発電所の本格的な具体化は企業局の工事が完了した後ということで予定しております。

したがって、今のところ何か問題があるかという、そういう段階ではございませんので、我々としては県の工事を一日でも早く完了していただくようお願いしておるところでございます。

また、企業局とは常に連絡を取りまして協議を進めてまいっておるところでございます。

町 長 ちよっと捕捉させてください。

今は与田切発電所がございまして、6,000 キロワットの発電能力を持っております。そのタービンを回す水はオンボロ沢の下から取水をしていますから、度々濁る。度々濁るたびに度々タービンが止まるということで、非常に効率の悪い施設。しかし、6,000 キロワットというのは、しっかりとした水量を計算された中で造られています。

もう一つ濁ることで問題なのは、同じところから飯島町の水道水も度々濁るお水を取水しております。

今度、越百のしずく発電所が上流にできます。オンボロ沢とは違う谷から取水します。そこは岩盤質の土地ですから、なかなか大雨が降っても濁らないということ、これで企業局の新しい取水をしよう。

それで、そこで一つ、今度は1,500 キロワットですね、4分の1——6,000 キロワットの4分の1の1,500 キロワットの小さな発電所で発電しておいて、その水を今ある6,000 キロワットの発電所につなぐと、こういう計画です。

それで、濁らない水なんですけれども、発電所に入る手前で飯島町に水を分けてもらう、この話を進めておまして、先日も県の企業局の方々が六、七人お見えになりました。飯島町の担当部局も一緒に会議を開きまして、それはやろうというお話をいただきました。しかし、これはそこまで来たときにやれること。

したがって、新しい発電所もできますけれども、濁らない水を飯島町の町民にお届けできるということも1つの大きなメリットです。その頂いた水で上水道の濁らない水を提供すると同時に、まだ水力——水の力がございますから、今度は150 キロワットぐらいの小水力発電をしようという計画もあるわけでございます。

これはもう皆様方にはお話ししておりますけれども、町民の皆様方はなかなかそういった部分までは御理解いただけないと思いますので、ちょっと今時間を頂いて説明させていただきます。ありがとうございました。

坂本議員 今詳しく町長がお話ししていただいたので分かりやすいと思いますが、150 キロワットをうちの町で小水力発電としてやろうとしてくれているんですが、1,500 キロワットと6,000 キロワットは、そのまま県の企業局のものということですよ。

それで、お水はうちの町に真ん中のきれいなお水を飲み水として分けてもらうということで、分けてもらうんですけど、その労賃というか、お金の部分はかからないで、そのままうちがもらえるという状況なんですか。水利権があるので、その部分はどうなっているのでしょうか。

地域創造課長 考え方としましては、今、上水道が与田切川から取水している水利権を町が持っております。それで、その水利権は——ただ、水を取水するところが県の企業局の新しくできる発電所の取水口、(ホンジャ) というか、そこに変わるといふか、そういう形でありますので、町が企業局にお金を払って水を買うとか、そういうことではなくて、今持っている権利の中でできるかなど。

ただ、取水口が変わりますので、今度は取水口が上になったところから今の取水口までの、要するに自然の影響とか、そういうものの調査をしていないといけないということで、それは企業局が調査をしてありますので——既に——そういったものを利用できないかとか、そういうことも今協議している最中ですので、金銭面は発生いたしません。

坂本議員 それと、もう一つ、150 キロワットの小水力発電の大体の金額というのは計算されているのでしょうか、設備投資の金額。

地域創造課長 まだ全然、設計とか、そういうものはできておりません。

それで、例えば町がそのお金を出すのか、また企業局に町が出資するのか、共同でやるのか、そこら辺もまだ決まっておきませんので、町負担ということは、現在のところは、ちょっとお話しできる状況ではございません。

坂本議員 次に2-3に行きます。

アグリイノベーション2030は、日本食農連携機構と連携して——この2030っていうのは2030年ではなく20代30代と、そういうことなんですけれども、この若者たちが新しい発想で都市と直結してもうかる農業に取り組む仕組みづくりということであります。

この農業の中ではバイオマス発電で発生した熱を利用してビニールハウス内の気温を上げたりするということも考えられていたんですけども、排熱、バイオマスの発電の排熱を利用するというバイオマス発電も、先ほどの話でいくと、今のところ計画がないという状況になっておりますね。

それで、そこら辺のところのアグリイノベーションにおける状況はどうなっているのかをお尋ねします。

地域創造課長 アグリイノベーション2030事業におけます排熱利用については、当初想定していた大手民間企業による木質バイオマス発電、これが白紙となったため、当初の予定がちょっと狂ったということがございます。

ただし、現在検討中のレディースファーム事業への町の森林資源を活用した熱供給、これについて試算、研究を昨年度から行っているところでございます。

坂本議員　　ということで、バイオマス発電とはちょっと違った形の感じになってきましたね。ということで2-4に行きます。

今年の予算概要ではアグリノベーションの取組は今言われたレディースファームを掲げられて言っているんですけども、レディースファームは、先ほどのほかの議員たちの話でいくと、やはりやる気のある人というのと女性だけの集団では難しいのではないかという意見も出ておりますけれども、現在、レディースファームは、今までのお話からするとほんわかと骨組みができた段階で、誰がやるとか、やりたい人がいるのかとか、そういうところは皆目分らない状態なんですけれども、現状はどういうふうな感じになっているのかお話しいただければと思います。

産業振興課長　レディースファームの関係の御質問ですので私のほうで答えをさせていただきたいと思っております。

レディースファームの今の進捗状況等につきましては、午前中、ほかの議員の方から御質問があって、3つの大きな事業を掲げているということでお話をさせていただきました。

それで、そのうちの1つの就労モデル事業——子育て中のお母さんが働きやすい場づくりの関係については、施設園芸の関係の事業体を今は検討しております。

それで、これについては、町が事業主体ということでなくて、経営については民間の事業者を考えております。本事業に賛同いただける事業者で、場合によっては新しい法人の立ち上げもあるかもしれません。こういったことにつきまして今は研究、検討を進めておるところでございます。

坂本議員　　施設園芸の内容というのは食べるものなのか花なのか、そこら辺はどうなのでしょう。

産業振興課長　　現在、その品目についても検討を進めておりますが、今段階では花というより食べるもので検討を進めております。

坂本議員　　分かりました。

それでは、循環ライフ構想は、先ほども話に出てきておりますバイオマスが今のところ駄目だということになりますが、それを含めての環境循環ライフ構想だと思うんですけども、バイオマスをレディースファームの中で何とかやろうということなんでしょうか、今のお話からすると。それとは別にバイオマス事業っていうのを再度新しくつくるということを考えているんでしょうか。

町　　長　　森林資源を使うっていう部分で、バイオマスのエネルギーを利用するということは変わりません。

バイオマスを使って発電するというのが今は採算ベースに合わないというふうに捉えております。というのは、発電の機械がヨーロッパからでなければ入らない。そのコストを考えると——一番バイオマスが手軽に使えるエネルギーとしては、やっぱりその熱量です。今、そこに着目した中で、農業生産等に結びつけたり、あるいは福祉の場

所等、いろいろなアイデアがあるんですけども、小さな炉でバイオマスの燃料を熱にして利用するというのが今の段階では有力ではないかなという方向性を持っております。

坂本議員

分かりました。発電ではなく、熱量として考えているというお話でした。

時間が迫っているので民生児童委員の3番に行きます。

民生児童委員と社会文教委員が先日懇談会を開催しました。その中で町の現在の高齢者とか民生委員の抱えている問題の状況が見えてきています。

3-1であります。

タクシー券の配布枚数を交通不便な地域の方には利便性のよいところに住む方よりもめに配布してほしいと何年か前から民生委員の会長さんのほうから提言しているとお聞きしておりますが、実行されておられませんけれども、どうしてなのでしょう。

健康福祉課長

答えいたします。

質問にありました福祉タクシー券の事業については、高齢者などの移動困難者への移動支援対策として交通手段のない世帯の方へ交付しておりますけれども、外出の目的ですとか頻度、また福祉タクシー券利用の用途や使い方、こちらについては人それぞれの状況がございます。

この事業についての見直しにつきましては、これまでも公共交通施策とも併せて検討を進めてまいりましたが、今年度は次期高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定年でございますので、計画を策定する中で現行の事業の課題を整理して、高齢者や障害者の生活の足、移動の支援としてよりよい事業となるよう、引き続き検討を行っているところでございます。

坂本議員

検討するということですが、この提案の内容が検討されるという方向性で考えてもいいのでしょうか。

というのは、結構町内でも交通利便性のある都市、要するに飯島駅に近い方とか七久保駅に近い方はいいんですけども、そうじゃなくて、全く町の端っこに、例えば高遠原とか日曾利とか、そういう遠くに住んでいる方たちは出てくるだけでも何枚も使ってしまうと目的のところまで行けないという話が出ておまして、それでこういう意見が出ているんですけども、今回考えるっていうところにこれも含めて考えていただけないというふうに考えていいのでしょうか。

健康福祉課長

ただいま答弁で申し上げましたとおり、福祉タクシー券の使い方というのは本当に人それぞれでございます。

距離も確かに、飯島町の中でも確かに中心となる飯島の例えば駅を中心として遠くにお住まいの方ももちろんいらっしゃるんですけども、そうしたら福祉タクシー券の使用状況にそこで差があるのかと言われますと、またそれは、結果としては、そこまでの結果はこちらのほうでは持っていないというような状況もあります。

ですので、距離の関係でというのは、本当に検討の中の1つで、それがイコール課題となるかということも含めて検討を行っているような状況でございます。

坂本議員

次の3-2に行きます。

北梅戸団地には玄関チャイムがないので民生委員の担当の方が活動しにくいというお話がありました。これも何年か前から要望していますが実現されていません。

安いのでよいので早急につけるべきと考えていますが、どうでしょうか。

建設水道課長 町営住宅の玄関チャイムにつきましては、これまで個人負担で設置をしていただけてきております。

しかし、近年は様々な理由により見守りが必要な世帯も増えておりますので、まずは入居者の皆様の御意見を聞いて検討していきたいと考えております。

坂本議員 ぜひ、そんなに高いものでなくてもよいので町負担でやっていただきたいということでございます。

3—3に行きます。

認知症の疑いがあるごみの分別がうまくできない方への対応はどうしているのでしょうか。

また、高齢の方の新聞、それから空き瓶など重たいごみへの対応はどうしているのでしょうか。

健康福祉課長 特に高齢者の方になりますけれども、ごみ出しに関する相談というのが特別多いということはありません。

現在は、それぞれの状況により、御親族ですとか近所の方の助け合いですとか、また介護サービスなどの利用により対応しているというのが現状でございます。

ごみ出しにつきましては、今後、分別ができない、重いものが運べない、集積所まで行けないなどの困り事も増えていくことが予想されます。

議員におかれましても身近にお困りの方ですとか心配な方がいらっしゃいましたら、ぜひ地域包括支援センターのほうへ相談、おつなぎいただければというふうに思っております。

坂本議員 これからは独り暮らしとか高齢者が急速に増えていくという状況なので、重たいものとかを運ぶという行為がとても大変になってくると思いますので、自治会の隣組とか、細かい立ち位置の中で、協力者や、それからまた町の対応が求められると思いますので、そこら辺のPRとともに、話があったらすぐ出て行っていただいて相談に乗っていただければと思います。

それでは3—4であります。自治会未加入者の災害における自治会対応はどのようになっているのでしょうか。これも民生委員の方からの御意見でございましたが、どうなっているのでしょうか。

総務課長 災害時に各自主防災会では、基本的には自治会に所属する方の安否確認ですとか支え合いを優先的に行っていただくこととなります。

しかしながら、自治会未加入者ですとか、たまたまそこにいらっしゃった渡航者——旅行に来ている方とか、などが最寄りの避難所に避難されたときには、分け隔てなく受け入れていただくように、毎年、防災全体説明会等を通じまして各区、自治会に依頼をさせていただいております。このことについては共通認識となっているところでございます。

坂本議員

ここに、1つは旅行者ということで、外国人、突っ込んでいくとこのお話はすごく深くなってしまうのでこれ以上は言いませんけれども、外国人の方で——今は多言語アプリというか、 아이폰をみんな持っていると通訳を介さなくてもアプリで、日本語をしゃべれば英語になるとか韓国語になるとか、そういうのがあるわけで、何かそういうものの利用、使い方も今後町としては視点に入れて考えていただければと思います。

次に3—5に行きます。

民生児童委員は、基本的にはボランティア、法律的にもボランティアとなっております。

それで、活動費として月額8,800円ということで対応されているようですが、それで担当地区が広い場合は、ガソリン代とか、一生懸命回ればそれだけお金がかかって、活動の費用がかかってしまう、ガソリン代がかかってしまうということでもあります。

それで、近年のガソリン代の値上がりや、また1人当たりの担当件数が増える傾向にありまして、町としては——こういう個別に、それに補充するっていうことをやっているのがほかの市町村であるのかっていうと、私はちょっと調べられていなかったんで分からないんですけども、町として——やっぱり民生委員からの情報は非常に大事なことがたくさん含まれています。

それで、民生委員の方たちも熱心に、個別の心配のある方たちは自分で心配な方たちの表を作ったりして、もし自分が辞めてもその次の方にその活動が伝わるような努力もしていってほしいです。

そういった中で、活動費の月額の金額だけではすごく大変だと思うんですね、ガソリン代の値上がり、その他、時間がかかるということもありまして、町でこれに補充するということではできないんでしょうか、その点をお尋ねしたいと思います。

健康福祉課長

お答えいたします。

民生児童委員は、御質問の中で説明がありましたとおり、厚生労働大臣が委嘱しておりますので、民生委員法第10条により給与は支給しないものとされておりますけれども、委員の活動費については長野県から民生委員・児童委員交付金として委員1人当たり年額6万200円支給されております。

そのほか、協議会長活動費1万1,920円、協議会運営費13万9,750円が交付され、交通費や自主活動の経費に充てているところでございます。

また、民生児童委員と兼務している町の福祉事務調査委員の報酬は役職により月額9,000円～1万1,400円支給をしておりますので、そのほか地域包括支援センターの相談協力員として町から年額7,200円を支給しているところでございます。

それで、今現在なんですけれども、委員ですとか協議会のほうから活動費が不足している旨の報告は、こちらのほうには届いてはおりません。ですので、今現在で独自に活動費を補充する、補填するという予定については、ございません。

議長

時間です。

[坂本議員復席]

議長

以上で本日の日程は終了しました。

事務局長

これをもって散会いたします。

御苦勞さまでございました。

御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)

散 会

午後3時56分

令和5年9月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

令和5年9月6日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
三 浦 寿美子	1 長期休暇の子どもたちの過ごし方、居場所について 2 上ノ原幹線への歩道設置について 3 国道・県道・町道の草刈りについて 4 障がい者の福祉医療費の窓口無料化について 5 高齢者の補聴器購入助成制度の対象年齢の拡大について
浜 田 稔	1 木質バイオマス発電企業の誘致を求めるが。 2 飯島流ワーケーションの目標・到達点・課題を問う。 3 マイナンバーカードの安全性に対する町の認識を問う。
坂 井 活 広	1 レディースファームについて 2 スクールバス等への置き去り防止ブザーの設置について

○出席議員（12名）

1番	伊藤 秀明	2番	坂井 活広
3番	折山 誠	4番	坂本 紀子
5番	宮脇 寛行	6番	浜田 稔
7番	三浦寿美子	8番	堀内 学
9番	星野 晃伸	10番	片桐 剛
11番	吉川 順平	12番	久保島 巖

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																		
<p>飯島町長 下平 洋一</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>松村 和夫</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>藤木真由美</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>片桐 雅之</td> </tr> <tr> <td>地域創造課長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>松澤 京子</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	大島 朋子	企画政策課長	座光寺満輝	住民税務課長	松村 和夫	健康福祉課長	藤木真由美	産業振興課長	堀越 康寛	建設水道課長	片桐 雅之	地域創造課長	久保田浩克	会計管理者	松澤 京子
副 町 長	宮下 寛																		
総 務 課 長	大島 朋子																		
企画政策課長	座光寺満輝																		
住民税務課長	松村 和夫																		
健康福祉課長	藤木真由美																		
産業振興課長	堀越 康寛																		
建設水道課長	片桐 雅之																		
地域創造課長	久保田浩克																		
会計管理者	松澤 京子																		
<p>飯島町教育委員会 教育長 片桐 健</p>	<p>教 育 次 長 齊藤 鈴彦</p>																		

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	松下 知冬

本会議再開

開 議	令和5年9月6日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席 ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。 日程第1 一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 7番 三浦寿美子議員。 〔三浦議員質問席へ移動〕
7番 三浦議員	それでは通告に従いまして一般質問を行います。 最初に「長期休暇の子どもたちの過ごし方、居場所について」ということで質問を したいと思います。 夏休みなどの期間が長くなっております。自宅で過ごす子どもも意外に多いのではな いかというふうに感じております。 ある方から用事があって町内を訪問して感じたことということでお話をさせていただきました。 小学校の高学年と思われる子どもが1人でお留守番をしていたそうです。10時頃だっ たので宿題でもやっているのかと思えば、テレビゲームの音が聞こえていたということ で、とても心配をしておりました。外にいる子どももめったに見ない、そんなことも言っ ておられました。休みが長くなっているし、どういうふうに過ごしているのだろうとも 言っておられましたが、私も、ふと思い当たる節がありました。 私の体験ですと、あるお宅を訪問しましたら、子どもだけがおりまして、すぐに出て きました。ぱっと玄関を開けて、「おうちの方はいる？」と聞きましたら「仕事に行っ ていない」と言いました。 そのときには「気軽にドアを開けないほうがいいよ」なんて言って帰ってきたんです けれども、そんなふう子どもが1人で留守番をしておりました。 電話をかけたおうちでも子どもが電話口に出ました。「おうちの方を呼んで」と言いま したら「仕事に行っているので誰もいない」と言いました。 子どもだけの留守番の家庭がかなりあるのかなというふうに感じているところです。 そこで、休み中の子どもたちの過ごし方が大変気になります。 教育委員会で実態を把握しているのかどうかお聞きをしたいと思います。 〔教育等登壇〕

教育長

長期休業中の子どもたちの過ごし方についてという御質問であります。

夏休みにつきましては、基本的には家庭に帰ることが原則であり、学童や子ども広場への参加、部活動の実施等については把握しておりますけれども、それぞれがどんな過ごし方をするのか、詳細な把握はしておりません。

〔教育長降壇〕

三浦議員

ただいま実態を把握していないというふうに教育長からお聞きをいたしました。

やはり、子どもの過ごし方が昔とは違って、子どもだけで家で過ごしているということが増えているのかなというふうに思います。

昔のように——私たちが子どもの頃は、休みといえば外に出て群がって遊んでいたというようなことがありましたし、友達のうちへ行って宿題をすとか、そんなこともしていましたけれど、今はそんな状況でもない。またコロナもあって、なかなかそんなことも少なくなっているのかもしれない。そういうことがありますので、ぜひ実態を調査していただきたいなというふうに思います。

その場合には、保護者の方と、それから子どもに対してもアンケート調査をしていただきたいなというふうに思います。

実は、今議会でまちびとプランナーということで私たちはグループをつくって話合いをしたりしているんですけども、その中で示されたのが、総務省のひきこもりや不登校の調査なんですね。それには子どもさんと親御さんと、双方からアンケートを取っているんです。やっぱり同じではないですね、子どもさんの思いと親御さんの思いは違うので。そんなところも併せて把握していただけるような、ぜひ実態調査をしていただきたいというふうに思います。そのことを求めて次の質問に移りたいと思います。

1—2です。

学童保育以外に長期の休暇中に子どもたちへの学習支援などは行われているかということですか。

お手元にお配りしました「ワーママが直面する「小学校夏休み」の試練。特にツラすぎる「3つのこと」とは」というのがあります。これはヤフーのニュース、7月20日のものなんですけれども、そのトップがお弁当作り、2番目が宿題のサポートです。宿題のサポートが親にとって大変な負担になっているということが表れています。

以前は各地区の公民館などで元教員の方々子どもたちに学習支援を行っていたことがあります。現在もそのような取組が続いているのかどうかお聞きをしたいと思います。

学習には快適な環境と居場所が必要かと思います。図書館活用や隣接する学習室の利用もされているかどうか、いかがでしょうか。

一日中、子どもだけで家にいる、そんな時間を少なくすることが大事ではないかなというふうに感じています。

学習支援などをしながら見守る大人のいる場所で、そんな学習ができるような環境づくりが必要というふうに私は考えますが、いかがでしょうか、お聞きをいたします。

教育長

ありがとうございます。

今御指摘のように、図書館等で学習しているお子さんもいらっしゃるってところ

はあります。

また、教育委員会においては、おにぎりゼミという形で学習支援を行っております。

今年の夏休みは中学生と小学校5・6年生を対象にして11日間、1日3時間程度を設定しまして、指導主事と私が学習支援に当たりました。

なお、付け加えになりますけれども、現在、中学生を対象にして定期試験前1週間ほど、休日と平日放課後におにぎりゼミを開き、学習支援を——2年になりますけれども——行っている状況であります。

三浦議員

取組をされているということで少し安心したわけですが、さらに、やっぱり利用する子どもたちが増えることや、そういうところに参加しない子どもたちがどんなふうにご経過しているかということもとても気になります。

それで、以前は——今もどうかなあと思うんですけども、放課後児童クラブなんかの子どもたちを夏休みの間に集めてやっていたのがそうだったのかなというふうに思いますけれども、やはり各地区でそういうことを今はやっていないということかなと今お聞きしながら思ったんですけど、そういう一般の住民の皆さんのサポートというか、そういう活動について把握はされていないのでしょうか。

教育長

現状では把握していない状況であります。

ただ、今は中学生も水曜日に未来塾とかをお願いしたりしてやっておりますけれども、実際には、じゃあ子どもたちの時間帯において学習指導できるっていう方たちの人材っていう点で、確保は非常に難しいのかなというふうに思っております。

三浦議員

様子が分かりました。

できるだけ子どもたちを1人にしない、何かそういう学習支援の方法があったらいいかなというふうに思っておりますので、またいろんな検討をさせていただいて、できるだけ子どもたちを一日中家の中にいさせないというか、外に出る機会をつくったりとか、親御さんのそうした働きながら子どもさんの学習のことをずっと気かけながら仕事をしているというようなことがストレスになっているようですので、そういうことも軽減できるような施策ができたらいいなというふうに思っておりますので、またぜひ検討をしていただけたらと思います。

では1—3に移りたいと思います。1—3です。

「ワーママが直面する「小学校夏休み」の試練。」ということで先ほど言いました資料があると思うんですけども、お弁当作りっていうのがとてもつらいというのがトップなんですね。

その中に書かれていることを後から御覧になっていただければいいと思うんですけども、学校給食があるときはお弁当の心配、お昼の心配をしなくていいんですね。それで、支度をして仕事にさっと出られるというところなんですけれども、子どもさんが学童保育にお弁当を持っていかなきゃいけない、うちにいるからお昼を作っておかなければいけないっていうのがとても大変だと。

それで、朝早く起きてお弁当を作らなきゃいけないとか、夏は傷むから何をお弁当に入れたらいいのかとか、いろいろ悩むそうです。とてもそれが大変だというふうに言わ

れています。また後から御覧ください。

それで、そういうことを考えますと、何かいい方法がないだろうかと思いましたが、例えば給食センターを活用して休み中に希望者の子どもたちに給食を提供してはどうかと、そんなふうにも思います。

それで、学童保育の子どもたちもその給食を活用できれば、親御さんの負担も少なくなつて気持ちよく一日が過ごせるのかなど。やっぱりストレスがたまりますと、親御さんもたまりますと、だんだん子どもさんにも当たり方が悪くなって、長い夏休みは大変だと思しますので、そんなことも検討してはいかがかなというふうに思ったところなんですけれども、そんな点ではいかがでしょうか、所見をお聞きしたいと思います。

教育長

御質問の希望者に給食を提供することにつきましては、現在の給食センターの運営状況を考慮すると、調理員数に余裕がない状況であること、また長期休業中の給食提供には、食べる、食べない——この日は食べる、この日は食べないというようなこと、また急な欠席があるというようなこと、そんな個々への対応の事務的な煩雑さが不可欠であると思われまふ。そんな現状から、実施について現状では困難であると判断しております。

補足になりますけれども、長期休業中は、より多くの児童が学童保育を利用しており、友達と関わりながら過ごしております。この夏休みでも、希望の段階でありますけれども、飯島小学校では100名を超える学童保育の出席希望の日もあったのが実情でありまして、三浦議員の御指摘のように籠っているという状況は、あまり私たちのところでは感じていないという状況もあるかと思われまふ。

三浦議員

ただいまは給食センターを使いながら給食を提供するということは実体的に難しいというふうにお聞きをしました。

何かいい方法があるようでしたら、ぜひそういうことも検討していただきたいなというふうに思います。

子どもさんの学童保育は、長期では飯島小だけで100人を超えるというふうに言われましたけれども、学童保育の学年、それから高学年の子どもたち、中学生、小さい子どもたちが1人で自宅にいるというのはとても心配ですし、今度は学習面とかいろんな面では、うちの中で——先ほども言いましたけれども——結局、学習するよりも、テレビゲームだったり、ほかのこと夢中になっていると。

よいことならいいんですけどね、そうでない場合もあるようで、世間ではいろいろ取り沙汰されていますので、そういうことを考えると——全校で言えば小中を合わせて100人というわけにはいきません、もっといるわけですので。日々を自宅で過ごしている子どもたちのほうが多いというふうに私は感じて思っていて、どんなふうにご過ごしているかは分からないので先ほども実態調査をと言ったわけですがけれども、ぜひ、どんなふうにご過ごしているかということについては実態調査を、そういう意味でもしていただきたいなというふうに思います。

この件については以上にしたいと思います。

それでは2番目の質問を行います。

「上ノ原幹線への歩道設置について」ということで質問をしたいと思います。

カントリーエレベーターの使用が始まる前に、上ノ原幹線——広域農道の西側の歩道設置が必要ではないかというふうに提起しました。そのときには何らかの安全対策を検討するというふうに答弁されました。

いよいよ稲刈りが始まりました。カントリーエレベーターが稼働すると交通量が大幅に増えることも前回答弁ではっきりとお話をしていただきました。

現在も歩行者の安全対策は全く取られていません。

この間も大型のダンプカーが上下から来まして、北側を歩いていた方は草むらの中に慌ててよけました。こんな状況が続いているわけです。

それで、小学校の子どもたち、中学生が歩きますし、中央道のバス停を利用して大きな荷物を持って歩かれる方もいます。犬を散歩させている方もいます。

こうした中で、安全対策がいまだに取られていないのか、どんなふうにするのだろうと思いつつ日々過ごしてまいりましたが、いよいよ稲刈りのシーズンとなりました。

それで、今までは飯島町、中川村から入ってきたと思うんですけども、今度は南部——宮田から南でしょうかね、あちこちから運び込まれてくるというふうに思いますので、今までに経験のないような交通量やトラブルがあるのではと、とても心配です。

そういう中に子どもたちが巻き込まれたりするのはとても大変なことです。やはり対策が必要だというふうに思っただけで前回質問したんですけども、いまだに現状は変わっていないので、歩道を設置する計画があるのか、安全対策はどうするのかについてお聞きをしたいと思います。

建設水道課長

上ノ原幹線への歩道の設置についての御質問でございます。

今年の3月議会にも御質問をいただいているところでございます。

該当の箇所につきましては、現在の交通量に加えまして新カントリーエレベーター稼働開始に伴う増加も見込まれるため、町内でも大型の車両を含めて交通量が多い路線となつてまいります。

議員の御質問の歩道の安全対策につきましては、歩道設置の検討を進めたいと考えております。

広域農道交差点から中央道までの約650メートルの区間について概略設計を行う調査費用を今議会で補正予算に計上させていただいたところでございます。

今後は、調査結果を踏まえまして歩道の設置、歩行者の安全対策につきまして引き続き検討していくところでございます。

なお、新カントリーエレベーター稼働に伴います交通量については、それまでの間は、分散ですとか、そういった対応をしていただくようお願いをしていくところでございます。

三浦議員

これから調査、検討をしていくということですので、実際に設置されるまでには期間があると思うんですけども、現状——この前は写真もつけてお見せしましたけれども——本当に皆さん、車をよけるときには草むらの中に入るんですね。それと、歩道がないために、本来、歩行者は右側通行かもしれませんが、左側を歩いたほうが草む

らが少ないというか、よけ場があるというか、ということで左側を歩くという方も見えます。本当に危険だというふうに日々思っています。

それで、歩道ができるまでの、この間の一番そうした搬入する車の多い期間は何か安全対策を考えるということだったので、歩道設置に変わる対応があると思って私は期待をしていたのですけれども、何も考えていなののでしょうか、お聞きをします。

建設水道課長

現地の状況から見まして、やはり歩道をつけるのが一番の番の安全対策と考えております。

今年3月に御指摘いただきまして、この議会で概略の調査費を計上させていただいておりますので、それらはスピード感を持ってやっているところでございます。

なお、増える交通量については、分散して、なるべく上の感染に負荷がかからないように、そういった対応をしていただくように調整をしているところでございます。

三浦議員

ぜひ安全対策を——交通量を分散しても、歩行者が安全かということ、またそれはそれで違う問題かなというふうにも思いますし、ぜひほかの工夫もあれば、現地を見て、子どもたちが、またほかの歩行者の皆さんが安心して通れるような工夫をしていただきたいというふうに思います。

とにかく——まだ天気のいい日はいいです。雨が降って車をよけるときに草むらの中によけるといことは、本当に悲しい思いがすると思います。ですので、何かを検討していただきたいというふうに思います。

では3番目の質問に移ります。

3番目も度々質問しておりますが、「国道・県道・町道の草刈りについて」ということで、しつこく、また質問をいたします。

前回の一般質問で支援策が示されました。ところが、お金の問題ではないというふうに言われました。要するに、高齢化やなんかで草刈りをする体力、力が地域になくなっているということだというふうに受け止めました。助成金をもらっても、実際にお金で草は——それだけの対応をするだけのものではないというふうに思いますし、とても負担だというふうに言われたのです。

それで、もう少し実情を踏まえた対応策を検討すべきではないかなというふうに感じておりますが、その点についていかがでしょうか、お聞きをします。

建設水道課長

草刈りについての御質問でございます。

道路の草刈りは誰がやるのかといったことは、全国的に高齢化が進んでいく中におきまして、当町でも深刻な問題と捉えております。

地域の実情としますと、自治会などから今まで行っていた草刈りができなくなったとの相談件数が近年は増加をしておるところです。

その内容につきましては、道路のり面が大きく、または急であることによりまして作業に危険を伴うことや自治会の高齢化により作業の実施が困難であるといった事例が多くを占めております。

また、個人の農家の方からも高齢化により農地の地続きののり面の草刈りができなくなったとの御相談もございます。

町では、6月の議員の一般質問でお答えさせていただいたとおり、住みよい地域推進費に合わせて道路草刈りに対する協力費についても組み込みまして各自治会の道路延長等に応じた額を交付させていただくことといたしました。道路担当部局としまして、それだけでは問題解決にまで至らないことは認識しているところです。

国道、県道の防草対策につきましては引き続き道路管理者の県にお願いしていくとともに、町道につきましては、現場業務を行っていただく職員について雇用創出の検討を進めるほか、傾斜が大きく急なりのり面につきましては防草シートの張りつけや、または、今も行っておりますけれどもラジコン草刈り機を活用した対策の検討など、御相談がありました案件ごとに地元の皆様と調整しながら対応していきたいと考えております。

しかしながら、このような対策を講じたとしても全ての道路の草刈りを道路管理者が業者委託等により行うことは不可能でございますので、再三のお願いとなりますが、引き続き地域の皆様の御理解、御協力を賜り、共に適切管理を続けていくことができるよう検討してまいりたいと考えております。

三浦議員

今お聞きしたところで、認識はしっかりあるというふうに伺いました。

実は、この間の3日の日、防災訓練の後、以前資料としてお配りした本1の大きな6メートルもある町道ののり面を皆さんが集まって草刈りをしておりました。草丈は多分私の背より高かったというふうに思いますけれども。

とても危険なところだなということは認識されたと思うんですけども、総出でやっておりましたが、こういうところをラジコンの草刈り機でできるのかどうか、もしそれが可能であればいいんですけど、傾斜がかなりありますし、のり面も高さがありますので、私が考えるとちょっとラジコンを使うのは無理かなというふうなふうに思うんですけども、その辺は対応ができるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

建設水道課長

議員のおっしゃっておられる町道の本1ののり面が同じところでしたら、ちょっと傾斜がきついかなどは思いますけれども、そこは現場現場で対応を考えていきたいと思えますし、あまりにも急でしたら、防草シートですとか、そういったもので対応していく、検討する材料かなと思っております。

三浦議員

防草シートというのも——先ほどからお話がありました——ぜひ環境に優しい、設置をするんでありましたら環境に優しいものを選んでいただいて、将来に負荷を残さないような対応をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは4つ目の質問に移ります。

4番目です。「障がい者の福祉医療費窓口無料化について」質問をいたします。

2022年6月の質問では、障害者の福祉医療費についても、福祉医療費の観点から考えたときに社会的ハンディを抱えている障害者や母子・父子世帯の経済的な負担軽減の支援策として窓口無料化は有効な方法と考えるので、ぜひ子どもの医療費同様に窓口での無料化を求めたいということで所見をお聞きしました。

そのときの町長に答弁です。子どもの窓口無料化も時間がかかったが、大勢の意見で実現した、声を上げることが大事との答弁をいただきました。

本当に、子どもの医療費窓口無料化は、長い時間をかけてお母さんたちが要望運動を

続けてきて実ったところでは。

今度は——その仕組みができたわけですので——その対象を広げてほしいということをしてもらいたいというのが希望なんですけれども、ですので、仕組みがあるということは、そこに障害者の福祉医療費の無料化もしてほしいという要望を行政側からぜひしていただきたい。飯島町だけでは難しいなら、上伊那で、全町で、市長村長会で、皆さんでぜひ県に対して対象を障害者の皆さんに広げてほしいというふうに要望していただきたいというふうに思って今回質問をするところなんですけれども。

実は、山梨県では——長野県ではレセプト代と言っていますけども——ずっと窓口無料にしていたんですね。ですから、山梨県の障害者の皆さんは医療機関で全くお金を払わないで済んでいたんです。

ところが、山梨県では、国のペナルティーがかなりかかっています、億単位でペナルティーがかかっていたそうです。それで、どうしたらいいかということで、山梨県では苦肉の策で、一旦レセプト代の支払いを窓口でもらうが、自動的に口座に支払った金額が振り込まれるという仕組みをつくったそうです。ですので、一旦支払いをしますとペナルティーは取られないというふうに、そんな仕組みをつくったそうです。

やりようはいろいろですので、子どもたちも大事ですし、障害を持っておられる皆さんが本当に医療機関にかかるということは、もう生きていくために必要なことですし、そういう中で、一旦は支払いをしなきゃいけないということは本当に大変な負担になっていると思います。ぜひ窓口で障害者の皆さんも支払わなくて済む窓口無料化の制度を広げていただきたいというふうに思います。そんな点で、何としてもそういう声を上げていっていただきたいなど。

特に子育て中のお母さんたちは声を上げる力を持っていますし、それぞれの皆さんが本当に一生懸命頑張ってきましたけれども、障害をお持ちの皆さんを支える皆さんも本当に大変だと思います。そういう運動を広げていくことも本当に大変だと思いますので、ぜひ携わる皆さんに声を上げていただきたいなどというふうに思いますので、ぜひ飯島町としても県に対して障害者の皆さんの福祉医療費窓口無料化をしていただきたいというふうに提言していただきたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

障害者に係る福祉医療の給付の事業についてでございます。

質問にございましたように、昨年6月議会でも御質問いただいているところでございます。

議員の質問にもありましたように、障害者に係る福祉医療の制度については、全国的に見ますと、その県その県において支援の内容は様々なところがございます。その中において、やはり先進的に障害者に係る福祉医療の充実が図られて対応を行っている県もございます。

町では、やはり今現在はほぼ長野県の補助の対象区分を準用した形で給付のほうを行っております。

やはり町だけでは福祉医療の充実実現は難しいところがございます。機会あるごとに町としても県への働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

三浦議員

ありがとうございます。

本当に、ぜひ、飯島町だけでなく、呼びかけて大きな声にさせていただいて、県が動くような、そんな取組をしていただきたいなと思います。

では、最後の質問で5番目です。「高齢者の補聴器購入助成制度の対象年齢の拡大について」ということで質問をいたします。

高齢者の補聴器購入補助制度の対象者年齢の拡大ということですが、皆様のお手元にちょっと近隣のというか、上伊那の情報をお渡ししましたけれども、南箕輪は75歳以上というところから65歳以上に対象年齢を引き下げました、何年でしたかね。

それで、伊那市はもっと優れていまして18歳以上が対象になっております。

それから隣の中川村、中川村は65歳以上ということで対象になっております。中川村は当初から、高齢者といえば65歳以上でしょうと担当者が言いましたので、当初から、もう65歳ということで進めていたというふうに聞いております。

それで、この前の、そのときの答弁では、利用状況とか近隣の様子なども見ながらよい制度になるように検討をしていきたいというふうに答弁いただいております。

そこで、来年度から対象年齢を65歳以上とするように私は求めたいと思いますけれども、どのようなお考えかお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長

高齢者の補聴器購入助成事業の対象拡大についての質問で、3月の議会にも質問いただいているところでございます。

現在、こちらのほうの事業は、今年度は次期高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定の年でもございますので、福祉施策全体において見直しも行いながら、こちらのほうの高齢者の補聴器の購入助成事業についても、そうですね、課題を見ながら見直しを行っているところでございます。

そんな中で、対象年齢の引き下げについてということなんですけれども、こちらのほうにつきましては、次年度からの実施を見据えまして検討のほうを進めているところでございます。

三浦議員

来年度、65歳以上と対象年齢を引き下げてということで検討をされているということですので、大いに期待をしまして、質問を終わりにいたします。

〔三浦議員復席〕

議長

6番 浜田稔議員。

〔浜田議員質問席へ移動〕

6番

浜田議員

それでは、通告順に3件、質問をいたします。

第1番目「木質バイオマス発電企業の誘致を求めるが。」という内容であります。

細かい事情はまた後でお話ししますが、まず質問の背景について簡単に説明したいと思います。

お手元の資料1ページを御覧いただきたいと思いますけれども、実は——もう既に何回かこの場でも議論されておりますけれども——飯島町では民間企業による2,000キロワットのバイオマス発電の計画がありました。それで、これから述べる事情によりまし

てこの計画は頓挫したということであり、その背景がここに簡単に書いてあります。

まず長野県が音頭を取って——1番目、(1)のところですが——信州F・POWERプロジェクト、これは電力だけで1万キロワット、熱も入れるとその約1.5倍という事業が、事業計画書によれば総額101億円、これは製材工場プラス発電施設ということで計画されました。

これが2012年、主体になったのが長野県、塩尻市、征矢野製材などで、このときに構想を発表して、県が国からのお金24億円を、それから塩尻市が取付け道路のために7億円を投入したという、言ってみれば県を挙げてのプロジェクトだったわけであり、

それで、そのときに、集材圏——材木を集める対象は塩尻から半径50キロメートルの円内ということでありました。発電には年間18万立米の木材が必要であるという計画だったと書いてあります。

それで、大分遅れたんですけども2020年10月に商業運転を開始しました。

ところが、今年5月に北野建設というここに出資している会社が約8億円の損失を計上するという、地震であれば前震みたいなことが起こったんですね。ただ、これは大きな騒ぎにはなりません。本来であれば、もう既にこのときに悪化の状況は明らかだったと思うわけであり、

それで、それから3か月たった2023年8月に征矢野建材が経営破綻したということで、現在は稼働を停止しておりますし、綿半がスポンサー援助をするということが新聞記事に出ております。

ただし、綿半の支援は発電事業の継続に関わるのかどうかは不明です、製材事業を引き継ぐということは分かっていますけれども。

それで、現実には——後で申し述べますけれども——恐らく発電事業の継続は不可能だろうというふうに私は思っております。

これが1つの背景です。

それで、(2)飯島町バイオマス事業の経過ということでもありますけども、これは三井物産が中心になって、2,000キロワット、つまり長野県の5分の1の規模のバイオマス発電を飯島町で計画しました。

事業費は約30億円というふうに聞いております。この30億円っていうのは、発電と、それから自家消費プラス第2発電所の発電量を含むペレットの乾燥というのが事業の内容でありました。

これには町もかなり力を入れていまして、2018年7月には、1号機、国内での——ドイツ製の発電機を使うんですけども——1号機が稼働している上野村の視察を行った。ここでは、飯島では11台導入するわけだったんですけども、その1台分、これが日本での最初の導入でしたから、165キロワットの発電機が動いていて、キノコ栽培の温度調整をやっているということだったわけです。

ところが、上に述べた信州F・POWERプロジェクトの稼働が始まったことを受けて、飯島町の計画はペレット1万トンに縮小するという判断をしたようです。

けれども、結局のところ、県が固定価格買取制度——FITの適用を却下したとい

うことの結果、飯島町の事業は断念するに至ったと、こういう経過だったというふうに私は認識しています。

ところで、じゃあ 50 キロ圏内とは何なのかということが下の地図に書いてございます。一番色の濃いところが中心的な塩尻市を中心とした円ですね。

それから、50 キロ圏というのは、御覧のように駒ヶ根市まで——塩尻から駒ヶ根まで、あるいは佐久まで、こういったところを含む県内、この 50 キロ圏内から集材するんだというのが当時の計画でした。

それで、できることならその一番外側の円からも A 材という材料を集積したいというのが県の意向であって、ここに飯島町が引っかかるわけですから飯島町も遠慮しろということで多分 F I T の適用にならなかったんだらうなというのが、これは町長のおっしゃっている話も恐らくこのあたりが背景だらうというふうに思います。

この結果——最初の質問 1—1 ですけれども——結局我々は、飯島町の事業が頓挫した結果どの程度の見かけ上の損失が生じたのか、本来得られるべき町の収入がどの程度失われたのかということについて町はどういう試算をされているのか、まず最初に町長に伺いたいと思います。

〔下平町長登壇〕

町 長

お答えいたします。

飯島町のバイオマス発電事業ではなくて、飯島町で行われようとしていた三井物産のバイオマス発電事業でございますので、そこんところをしっかりと御認識願いたいと思います。

それで、飯島町はその誘致に向けていろいろの面で御支援を申し上げてまいりました。今、議員がおっしゃるとおりに、資産のことから、その廃熱を利用するというようなことから、いろいろな、もしそれが実現できたときにはいろいろの効果が得られるなあとということ。

それで、相手先が三井物産ですから、これも企業的に信用のおける会社だと、そういうことの中で将来性に期待を持って御支援申し上げておりましたけれども、議員が発せられたとおりに、長野県の F I T の認可——向こう 20 年間にわたって固定価格、多分 43 円だと思っておりますけれども、20 年間にわたってキロ 43 円で電力を買い上げると、こういう国の制度があったんですけれども、まずその第一段階の県の認可、その次に経産省ですかね、経産省の認可で初めて正式事業が行えると、こういう事業だったんですけれども、県のいろいろの都合の中で——今説明がございました。そういったこともございます。それで県が認可を出さなかったと、こういうことで、「捕らぬタヌキの皮算用」ということになったわけでございます。

細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

〔下平町長降壇〕

地域創造課長

まず 2,000 キロワット、30 億円の発電企業を誘致できた場合の税金についてでございますが、計画段階で白紙となったため詳細な試算はしてございませんでしたが、担当部局としては、発電機器における償却資産に対する固定資産税として耐用年数である 15

年間課税することができるとした場合、総額で3億3,000万円ほどの税収が見込まれるのではないかと推測をしておりました。

なお、土地や建物等につきましては、現状の状態と変わらなければ、課税する相手が変わるだけでございますので、増収にはならないという判断をしておりました。

その他、法人住民税、それから雇用者の住民税、軽自動車税なども課税になると推測しておりましたが、試算まではしておりません。

浜田議員 確認します。3億3,000万円というのは、15年間で3億3,000万円と、こういう計算でよろしいのでしょうか。

地域創造課長 そのとおりでございます。

浜田議員 多分、私が別の方にいろいろ問い合わせた金額とそんなに変わらないと思います。つまり、単純に言って、3年間の猶予を外して——企業誘致したときの——減価償却が進むとしても大体年間2,000万円か、それ弱ぐらいのお金が町税として入るはずだったと、それから、逆に利益が出れば今度は法人住民税が入ってくるということで、少なくとも数千万円規模の町の税収にはなったんじゃないかというふうに私は思います。捕らぬタヌキというか、釣り残した魚がでかかったとかということですか。

それで、今回の提案は、そういうわけで長野県の事業がどうも立ち直れそうもないので、飯島町でもう一回誘致してはどうなのかというのが今回の一般質問の趣旨なんですけれどね。でも、そのためにはちょっと背景を考えなければいけないと思うんです。

それで、実は飯島町と全く同規模の発電所が造られて大成功を収めている地域があります。これが質問1—2ですけれども、北海道下川町、ここについての実情を町としては調査なさいましたか、お伺いします。

地域創造課長 北海道下川町におけます取組の実情につきましては、まさに当町で白紙になった発電事業に関わっていた大手民間企業が筆頭株主として、議員の御指摘のとおり、同一事業を進めている旨、承知しているところでございます。

また、大手民間企業は北海道内に3万5,000ヘクタールほどの社有林を所有しているということで、発電事業には、下川町の材だけではなくて、主に社有林の材を利用しているというふうにも聞いております。

以前、担当部局で下川町の役場の方とウェブ会議を行ったことがございますけれども、その中で、下川町に大手民間企業より当町と同様の話があった際には、地域エネルギー会社——ガス会社とかガソリンスタンドとか、そういった方々のちょっと反対があり、町と大手民間企業での共同事業については下川町の議会で認められなくて白紙になったというようなことを伺っております。

その後、下川町では地域のエネルギー会社と一体となった木質バイオマスボイラーによる熱供給事業を進めているということもお聞きしております。

浜田議員 実は下川町を私もいろいろ調べたんですけれども、実は、非常に模範的な取組をしている町村ということで様々な国の機関から表彰されたり紹介されたりしています。

2ページ目の上に書いてありますけれども、場所は北海道の比較的北のところ、雪が多いということもあるんですけれども、右に各年度にどんなことをやっていったかと

というのが書いてあります。

平成 16 年度には五味温泉という温泉を木質に変えた、それから、その次に幼児センターを変えた、育苗施設を造った、バイオマス熱供給施設を造った、それから役場周辺に暖房の行き届いた団地を造ったということで、ほとんど毎年、木材を使ったエネルギー供給のほうに切り替えていったと。その結果の中で、先ほどお話をした当町に来るはずだったのと全く同規模のバイオマス発電まで整備するに至ったということでありませう。

それで、これには下川町の非常に腹の座った計画がありまして、下川町っていうのはもともと 1 万 5,000 人の町でした。ところが、北海道のいろんな流れの中で 5,000 人近くにまで人口が減ってしまったということで、どうやって下川町が生き残るかということについて真剣に討論した跡がうかがえます。

その中身は、2 ページ目の下に書いてありますように、地域循環型の経済を一番強い林業を中心に行うんだという決意を町が固めて、それに沿って林業を中心としてその周辺の産業を拡大するという非常に長期的な計画を立てたということがあります。

あるときに思いついてやったのではない、ここが我々の頭の下がるところで、当町でもウェブで会議をやっていただいたということですが、何と福岡市やなにかも視察に出かけて、それぞれのところのホームページに非常に詳しい報告が載っています。

翻って長野県はどうなっているかということなんですが、1 ページおめくりいただきますと長野県の森林の現状というのが書いてあります。これは実は F・POWER に関わる塩尻市が自らホームページに張っていた内容です。驚くべき内容です。

長野県の森林面積は——上の段に書いてありますけれども——全国で 3 番目、北海道、岩手県に続く広さ、それで人工林も同じでという国内でもトップレベルの森林県だというのが長野県であります。

ところが、その下、素材の生産量——木材がどれほど活用されているか、これを見ますと、全国で 43 位、もう下から数えたほうがよっぽど早いというぐらい、トップの宮崎県や大分県——先般、我々が訪問しましたけれども、その大分県が 2 位であるのに対して 43 位、木材の生産量は 5 分の 1 以下と、こういう悲惨な状態にあるわけです。この長野県で塩尻にバイオマス発電をやろうとしたところに根本的な間違いがあるというのが基本ではないかというふうに思っています。

それで、その理由を次のページに記しました。

実は、この質問をするに当たって、バイオマスをはじめとする森林、海外の動向にまで非常にお詳しい方にインタビューを行いました。もう 1 時間を超えていろんな詳しいお話を伺ったんで、全部を紹介するわけにはいかないんですが、どんな話だったかという、下のほうのメモに書いてあります、ちょっと聞き取りメモだったんですけども。

信州 F・POWER プロジェクトには当初から懸念があったと、これは規模が大き過ぎるんじゃないかということと集材力がいいんじゃないかということを心配していたと。

しかも、先ほど町長から F I T の話もありましたけれども、実は F・POWER は、未利用材、要するに間伐やなんかして、ほかのくずじゃなくて本当に中心になるような材料を 8 割以上使うと、その結果、F I T 価格が高くなると、こういうことで利益を上

げるような計画を最初から上げていたということです。

ところが、県内にはそれだけの供給が当時は——さっきの林業のあれから見ても——大慌てであちこちの森林を皆伐しでもしない限り、そんなものは実際の流通面にそもそもなかったんだということでもあります。

そこで、この専門家は、このページの上を書いてありますように、塩尻に1個大きな1万キロワット級の発電所をやるのではなくて、県内に——これは私が勝手に絵を描いただけですけども、2,000キロワット級の複数の発電所を設けて、それで製材体制を徐々に整えて、いずれお互いに融通が利くような材料供給の体制を県内に組み立てて——それがさっきの県のひどい状態を何とか改善しようっていう前提なんですけれども、それで大きな発電所に結びつけたらどうだという提案をしたんですけども、これは聞き入れられなかったと。もう既にF・POWERありきということで県は走り始めていたと。

ですけれども、燃料の材だけを集めるという木材・森林管理というのは、もともととんでもないと。そうではなくて、製材用との材を切り出すということと併せてやらないと、実は森林の管理はできないんだと。特にその中でも集成材——ベニアみたいなやつ、こういったものは需要が大きくて、しかも集成材にすれば燃すわけでもないの炭素の固定にもつながると、こういう大きな視野でやらなければだめだと。

ですので、間伐だけではなくて、主伐、あるいは皆伐っていいですけども、山を大きく大きく切って、それでトータルに整備をするというような大きな林業政策がなければ、実際には1万キロワット級の発電所はできないんだというのがその方の説明でありました。

それで、最後にぽつんとおっしゃっておられたのは、長野県でバイオマス発電の悪い評判が生じたっていうのは非常に残念なことだと、こういうお話でありました。

つまり、私がこの話を聞いた結論は、県の森林政策の再構築、要するに今まで大分県の5分の1でやっていた森林政策のような延長線上に大きなバイオマス発電をやるのはもともと無理があつて、そうではなくて、再構築してトータルの森林計画をつくって進めるということがなかったのがF・POWER破綻の本当の原因だというふうなお話としてお聞きしました。

それで、木材の熱利用では——あとコメントが幾つかあったんですけども——木材をただ切ってきて熱利用するだけでは到底ビジネスにはならない、採算性は望めないと。そうではなくて、やはりちゃんとお金が入る熱電併給——FITも含めた、こういったものを進めるべきだろうと。

それから、そういったことを考える場合には恐らく500キロワットの発電量があれば採算ベースに乗るのではないかと、こういうお話をいただきました。

その下は単なるメモですので紹介しません。

それで、もしもこういうことであるならば、改めて町長に求めたいと思いますけれども、一旦破綻した話ではありますけれども、まだチャンスが失われたわけではないので、今改めて飯島が200キロワット級のバイオマス発電を誘致するというのを町を挙げて

- なされるお考えはあるのかなのか、これをお伺いいたします。
- 町長 200 キロワットですか。(浜田議員「あ、2,000 キロワット」と呼ぶ) 2,000 キロワットですよ、2メガですよ。
- 2メガのバイオマス発電を実働できるかというシミュレーションは、飯島町へ三井物産とともに計画を立てていたグループでは、材料は賄えると。ただし、上伊那、下伊那、全域にわたる可能性があります、飯島町だけでは無理。そういう事業にまず民間が投資するぞということであれば、その支援はしていきたいというふうに思っています。
- ただ、飯島町が単独でやるとなると、これは少し、ノウハウもございませんししますから、それは一步踏み込めない、まだしっかり研究をしなければならないというふうに思っております。
- 材を集めることから、発電することから、その発電の熱を利用することから、トータルの中でそれが計画されることをごさしまして、これまた軽々にはできないなど。しかし、可能性があるんだったら、それはやってもいい仕事かなというふうに思っております。
- 浜田議員 ですから、私は町でやれということを行っているのではなくて、一旦動いた話があるわけですから、同じ企業でもいいですし、同類の別の企業でもいいですし、再度誘致をかけてはどうかという提案です。改めて御意見をお伺いしたいと思います。
- 町長 実は、それ以外にもそういう話がちらほら来ております。それで、その会社を調べたり、どんな計画なのかということを知ったりしております。それが実現性のあるものでしたら、それは一緒に支援をしていきたいなというふうに思っております。
- どの企業がどういう形でやる、まずその計画を聞かないとですね。でも、それは、聞く用意はありますということです。
- 浜田議員 声をかけてくれるのを待っているというのではなくて、町長のほうから動くおつもりはないかということをお尋ねしているわけですが、御意見をいただければ。
- 町長 大体今おっしゃられた相手先っていうのは、もう分かっておりますし、情報も入っております。その計画がしっかりできるんだしたら、それは、話はしていきたいと思っております。
- 浜田議員 それでは、積極的な取組を感触として得たというふうに私は思っておりますので、次の質問に移ります。
- 今回の議会でも度々話題になりましたけれども、「飯島流ワーケーションの目標・到達点・課題を問う。」という内容であります。
- 最近の議論お伺いしていますと、町長の説明をお伺いしていますと、いつの間にか飯島流ワーケーションの目標がリニア新幹線の開通の頃に先送りされてしまったような印象があるんですけども、もともと予算を議会が認めたわけですから、その予算を認めたときの条件がそのままであるならば、そのとおり、もし途中で路線変更があるのであれば、それはきちんと議会に諮って路線変更すべきではないかというふうに思います。
- それで、そもそも最初の予算説明のときには「リニア」の「リ」の字もありませんでした。ですので、今回は議会の構成も替わっていますから、もともとどういう計画であっ

たのかということをもまずじっくり振り返ってみたいと思います。

2の(1)の経過のところなんですけれども、2020年9月4日の議会全員協議会で飯島流ワーケーションの説明がありました。お手元の資料の下のほうに書いてあります。

トレーラーハウスを5台入れて、都会の企業の社員を呼んできて農業体験をしていただいて、癒やしを得るという体験をしていただいて、それで関係人口を増やす、あるいは飯島への移住・定住を増やす、こういう計画だということでありました。

一方で、1億円近い事業でありながら、このポンチ絵しか議会には提示されなかったんです。これも前代未聞ですね。事業計画や収支計画の細かい数字も何もないまま口頭で説明がされたに過ぎなかったというのが当時の計画でありました。

当然、議員の中には、このトレーラーハウス5台の購入への異論っていいですか、懸念がありまして、空き家を活用したらどうだというふうな意見もありました。

それで、その中で、9月議会を前にした全協ではそういう話だったんですけれども、9月議会に補正予算が提出されました。そこでは、5台を一手にやるのではなくて、まず2台で様子を見てはどうかという修正案が当時の久保島議員から出されまして、討論の結果、賛成5、反対6という1票差で修正案が否決されて、5台が導入されることになったというのが最初の経過です。

それで、2番目、その次、この中身に関して、じゃあ一体どうするんだということが12月議会の一般質問の中で話題になりました。

そもそも、なぜトレーラーハウスだったんだという疑問はずっと残っておりました。

それで、同じく久保島議員の質問に対して、トレーラーハウスは観光戦略会議の申し送り事項であるというのが町長答弁でした。

それで、私は観光戦略会議の議事録を取り寄せましたけれども、この中にはトレーラーハウスの一文字もありませんでした。ですので、申し送り事項というのは書面なのかと言ったら、町長は、書面はないと、ただし、観光戦略会議の討論の中身を聞いて、これが申し送り事項だと自分で判断した。普通これを申し送り事項とは言わないと思うんですけどね、そもそもその文字もなかったわけですから。

それで、実際にこの予算が通った後の10月の観光戦略会議の中では、戦略会議のメンバーの中からはトレーラーハウスの運用に対する疑問が続出してしまっていて、なぜ空き家ではないのかとか、様々な議論が噴き出していました。つまり、観光戦略会議の総意でも何でもなかったわけです。

つまり何が言いたいかといいますと、昨日の説明では、町長は思いつきで物を決めるようなことはないっていうふうにおっしゃいましたけれども、実はこういうやり方で物事が決まってきた経過があるということは、やはり記録として今回の議会の会議録に残しておく必要があるんじゃないかというふうに私は考えた次第です。

ともあれ、この目標はリニア新幹線を見据えたんでも何でもなくて、コロナが拡大する中でテレワークやなにかが発生するであろうと、それが飯島の関係人口の拡大に非常に大きく寄与するだろうという構想の下に進められたというふうに考えております。

ですので、この方針はいまだに変わっていないのかどうか、これについて――2―1

町 長

になりますけれども——町長のお考えをお尋ねします。

トレーラーハウスを設置して、2台ではなくて5台、やっぱり訴求力がある、5台をまとめて並べるということは非常に訴求力があるっていう部分です。

もう一つ、トレーラーハウスは移動性があるんです。もし災害があったときには、あれが移動できるということ、潰しが利くんです。もし、最悪、駄目だった、例えば20年30年たったときに取り壊す必要はないと、移動して行ってそれが使えると、そういったトレーラーハウスには利点があるという部分で、これは面白い建物であるということです、基本的には。

それで、やり始めた基準は、やはり飯島町の農業体験、自然体験、文化体験をあそこに宿泊しながらやっていただく、これが目的です。それは何のためにというと、交流人口、関係人口を増やす、この部分は変わっておりません。いまだに変わっておりません。

しかし、時代が流れてコロナというときに突入していったときには、コロナ用のお客様、あるはその目的に重点に置く必要がある。これは、やっぱり経営上、今の状況の中でどこをターゲットにすべきかということが大事だと思います。

しかし、建って1年足らずで、ここにトレーラーハウスが5台あって、こういう農業体験をしているっていうのは知られていない部分です。もっともっと宣伝して認知させて、企業ともお話をして、来ていただくということは、やっぱり必要です。ビジネスにおいて1年や2年でお客さんは定着しない。あの旅館だったって、コロナで老舗さえ潰れたんです。たかが1年や2年でそんなにお客さんに注目されて、来ることは望んでいない。

基本的には、あそこに泊まっただけじゃなくてゆっくりと農業体験していただく、その関係で交流人口を増やしていこう、あるいはこの地域の人たちとお付き合いをしていただいて移住のきっかけをつくりたい。

新しい農業の価値も当然考えております。それは、ただ物を作って売るっていう農業だけではなくて、農業体験っていうこと、土に触るということだけだって都会の人には癒やし効果がある、これは新しい農業の価値じゃないですかと、こういった部分、いろいろな要素があるんです。

しかし、そのいろいろの要素を持ってスタートしたんですけれども、時代の事情において、荒波のときには、それを潜り抜けるためにはどのようにしたらいいかということ、は当然考える。だから、そのときにはしゃべります、いや、こういったことだから急に行かせてもらえ。しかし、企業も、いやあ、なかなか、人がほかのところと交流するわけにはいかない、我々がその企業にお話しに行こうと思っても、いや、来てもらっちゃ困ると、こういうような状況の中で泳がなければならない、泳がなければならないんです。

最初に言ったとおりに、こういう金看板でずっと行けるなんて事業はございません。時代時代に対応していくことが大事かと思っております。

しかし、その基本となること、交流人口、関係人口を増やす、あれを通じて。しかし、その資源は飯島町の人であり農地である、あるいは文化、自然である、これは全然変わっ

浜田議員

ておりません。

基本的には変更ないんだという説明だというふうに理解します。

ちょっと細部に入ります。

今の話の中の農業ヒーリングが本当に適切に行われているのかどうなのかということ
でやや疑問の点がありましたので、6ページ目にそれを記載しております。

ここでは、これは昨年度の決算書なんですけれども、農業ヒーリングに関わる委託料
ということで順天堂大学の千葉研究員の必要委託費が248万6,000円支払われています。
これは、私は過剰ではないかと、一体この研究員が何をなさっているのかという、妥当
な対価を支払っているのかということについてお尋ねいたします。

というのは、千葉研究員っていうのは大変な経歴をお持ちの方ですね、千葉吉史さん。

それで、国立情報学研究所のサイニリサーチというところの研究者のいろん
なデータが載っています。これで検索しました。

千葉さんっていうのは京都大学の大学院博士課程まで修了されている方ですけども、
この研究成果を見る限り、実は、いかがなものかなというふうに私は思っています。

まず、博士号は取得されておられません。

それから、検索に引っかかったのは3件の文献だけでした。

それで、1件目は「農業ヒーリングの定量化研究とその社会実証についての一考察」
ということなんですけれども、これはある雑誌の4ページほどの単なる紹介記事という
ふうに認められます。

それから、次の「都市近郊市民農園での農作業従事によるストレス変化の計測」とい
うのは、これはお名前が出ているわけでもなくて、引用されたのか何か、その程度の話
です。

それから、最後の「ブックガイド」というのも同じく、これは単なる書評ですね。

普通、大学院の博士課程まで行けば、度胸試しも——少なくとも私の時代は度胸試し
も含めて、私は修士の段階ではちゃんと学会発表もやっていますし、全国大会とか。大
学の博士課程であれば幾つかの論文を書いていて当たり前だと思うんですけども、こ
の中にはそういうふうに思われるような論文は1篇もありません。

ただ、飯島町にお招きしたときに、盛んに私は学者ですという、学者としてという言
葉を非常に連発されていたのに私はとても違和感を覚えました。

こういう方ですね。

普通の教授をお招きしてもここまでの金額には行かないと思うんですけども、一体
この250万円の根拠は何なのか、それから、この間、飯島に何回お起こしになっている
のか、この2点についてお尋ねいたします。

地域創造課長

飯島流ワーケーション推進協議会が事業実施主体となりまして、農林水産省の国庫補
助事業であります農村漁村振興交付金を活用した体制づくりを行っております。この交
付金は補助率が100%ということですが、3年間の継続事業でありまして、今年
度がその3年目ということになります。

この事業につきましては、研究員個人との契約ではなくて、研究員が代表を務めてい

浜田議員

る法人との委託契約を結んでおります。

それで、国庫補助事業でありますので、しっかりとした根拠に基づき積算しなければならないというふうに考えまして、長野県が示しております設計技術者単価、これにより積算を行っております。

具体的に申し上げますと、研究員と補助者2名の人件費からなる直接人件費と、それから交通費などの直接経費を積算しまして、これを基にその他原価や一般管理費、こういった間接費を積算しまして、これら全てを合計したものが契約金額というふうに積み上げてなっております。

仕事や観光にストレス発散効果がある農業ヒーリングをプラスした独自のワーケーション事業を「飯島流」として売りでございますので、計画に沿って進めてまいりたいと考えておるところでございます。

とても、この金額は、私の知っている世間相場から見たらかけ離れていると思います。

それから、ヒーリングのデータについても若干拝見しましたけれども、とても学術論文に耐えられるようなレベルではないというふうに考えています。後でちょっとお話ししますが、統計的な処理としてもなっていないという感じですね。

有名な話があるんですね、賢馬ハンスという。賢い馬ハンスという事例がありまして、大変賢い馬がいて、数が勘定できてすごんだというのが一時話題になりました。ところが、調査してみたら、実は馬のそばの飼い主かなにかのちょっとしたそぶりに反応して、例えば数がこれは幾つか足を打つとか、そんな形で反応していたのを馬が計算しているんだというふうに勘違いしたというふうなことがありました。

つまり、感応試験ですとか、こういうヒーリングの効果っていうのは、かなりそういう影響を除外しないと正しい効果が出てこないものだと思うんですよ。

ただ、千葉研究員のレポートにはそういう痕跡が私には見受けられませんでした。

それで、普通、医学界では二重盲検法というのを使いますね。偽の薬——プラセボと本来の薬を患者に分けて処方して効果を見るときには、医者には知らせないんですね、必ず伝わってしまうから。それで間接的に客観性を確保するっていうのは医学では常識です。

ところが、今回の唾液検査はそういう形で行われているとはとても思えないということで、それでいいのかと。

ただし、その根拠がないというのであれば、これは国費の無駄遣いだと思いますが、どうすればいいんですか。会計検査院かなにかに相談すればいいんですかね、本当に妥当かどうかという検証は。

いずれにしても、担当課としてはそれ以上のお答えをお持ちではないようですので、指摘だけして、次の2-3に移ります。

2-3は空室率や宿泊者数、農業体験者と唾液検査数及びその割合はということで、今回の一般質問の中でもお二方から質問があったと思います。

それで、私はもう少し細かい内容をチェックしました。

今のお手元のページの6ページ目に、この間のストレスチェック数、いつやったかと

一覧、参加者数が出ています。種まきをしたときに22人参加して20人が検査を受けたとか、こういう話がずっと出ています。

それを、実際の宿泊者数のカレンダー——次のページ、7ページ目に手書きで書き込んでみました。細かい数字で御覧になりにくいかもしれないけど、これはマウスで書いたんで字が下手くそなんですけれども。

まず特徴的なことは——まずちょっと網かけっぽいところが土日です。それで宿泊者数を見ると、ほとんどの宿泊者が土日なんですよね。つまり、平日、ワーケーションで、ここでテレワークをやろうというお客はいなかったと、ほとんど。そういうふうに見受けられます。

それから検査数なんですけれども、そのときに泊まっていた数と検査数は合いません。つまり、宿泊者数以外の皆さんが農作業に従事して、その方の分までも、要するに多分地元の方なんでしょう、その方の分までも唾液検査の対象に入れていると。

一番ひどいのは、7ページ目の左の一番下のほうです。30分の28、この日は、宿泊者数はゼロです。一体誰の検査をしていたんですか。

つまり、検査数を悪意で見れば、検査数を積み上げるために実際には宿泊していない日に検査を行い、あるいは宿泊者数よりもはるかに多い地元の方を入れた検査を行ってきて、これが唾液検査の結果だと、ヒーリングの結果だと、こういうデータを当町としては発表するんですか、お答えをいただきたいと思います。

地域創造課長

ワーケーション推進協議会の事業としましては、農業体験を行うことが1つの事業としております。それから、もう一つは宿泊、トレーラーハウスの宿泊の関係、そういうふうには決算書の報告書でも事業別に分けて実績を出しておりますので、議員も御承知だと思います。

それで、議員の御指摘のとおり、農業体験というものにつきましては、宿泊した人のみではなくて、ほかの方々も農業体験で来られますので、協議会の事業としては宿泊者以外の方も含めた農業体験というふうに捉えております。

したがって、そこでヒーリングの検査をするっていうのも、要するに農業に対する効果のデータを取るのには、ヒーリングを実施するという事は全然問題ないというふうに考えております。

それで、じゃあ宿泊者の中でヒーリングの唾液検査をした実績をちょっと申し上げますけれども……（浜田議員「数字は、もう後で、資料で出してください。要りません」と呼ぶ）ああ、そうですか。はい。

じゃあ、そういうことで、よろしくお願ひしたいと思います。

浜田議員

まあ、地元の方で農業をしていた方の唾液検査をしても私は分からないと思いますし、それから、そのあたりがどのぐらい丁寧に分析されているのかは、千葉研究員のきちんとしたデータを見て、また、私個人じゃなくて、議会全員でチェックする必要があるんじゃないかと私は改めて思います。

本当にこの数字は、私は驚くべき内容だなというふうにつくづく思ったわけでありま

それから、もう一つちょっと気になったのは、この宿泊者の中……。あ、この時期に町民の方のお試し宿泊っていうのがありましたでしょうか。

地域創造課長 含まれております。実施しております。(浜田議員「してない？」と呼ぶ) 町民の方の宿泊も受け入れております。(浜田議員「お試し」と呼ぶ) はい。受け入れております。(浜田議員「入っている？」と呼ぶ) 数字に入っております。(浜田議員「ああ、そうですか」と呼ぶ)

浜田議員 できれば、ほかの議員——私は今回細かい資料を取り寄せましたけれども、議員の質問に誠実に答えるのであれば、ちゃんとそのあたりは区分して報告するのが誠実な答えじゃないかというふうに私は思いますので、改めて求めておきます。

もう時間も押してまいりましたので、ワーケーションの現状、到達点、課題を幾つか指摘させていただきました。二度とこんな質問をすることがないように厳正、的確な運用を求めて、次の質問に行きたいと思えます。

3番目は「マイナンバーカードの安全性に対する町の認識を問う。」ということであります。

それで、町長の立場はマイナンバーカード推進ということが報道されているんで、まあそんなもんだろうなというふうに思いますが、念のために世界の国々ではどうなっているのかということをごまかしてはみませんでした。日本ほど能天気に行っている国は見当たらないということであります。

まずG7ですね。G7については、加藤厚労大臣が7月5日の国会答弁で次のように述べています。異なる行政分野、つまりいろんな分野があるわけですが、これを全部横断的に共通的にやる——あ、ごめんなさい。手元資料の8ページ、最後のページです。個人番号制で個人番号を確認できるICチップ付きの身分証明書となるカードを健康保険証として利用できる国は我が国以外にはないと、これが厚労大臣のG7の中についての認識です。そんなことをやっているのは日本だけだということをごまかしたと認めたということでは。

その具体的が幾つか書いてあります。

ドイツは、1983年に、こういったことは——ドイツは連邦国、アメリカ合衆国と同じ連邦国でありますけど、連邦憲法に違反する可能性があるということを示唆した判決を下しています。実際にそういう制度がないということでは。

それから、フランスでは、行政分野ごとに異なる番号を使用しています。つまり、何でもかんでも情報が載っているようなカードっていうのは作っていないということでは。

それで、イギリスは、IDカードを1回作ったんですけども、監視社会への懸念ということから2010年には6年間で廃止されてしまったと。

イタリアは、そのような番号がそもそもないと。それで、納税者番号が社会保障などで使われているという程度だと。

それから、アメリカは一旦SSNカードというのが……。あ、あるんですね、社会保障番号というのが。ただし、これは紙で、要するにチップが埋め込まれているわけでも何でもなくて、氏名と番号だけが書いてあると。これは身分証明書には使えないんで、

アメリカの皆さんはしようがないから基本的にはドライバーライセンス——運転免許証で自分の身分を証明すると、こういう格好になっている。

それで、カナダも社会保険番号——S I Nというのがあるんですけども、プラスチックカードは廃止してしまいましたと。なので、単なる文書が、書類が配られるだけなんですけれども、政府が厳しく警告していきまして、これは持ち歩くものではないと、どうしても提示が義務づけられた場合以外は持ち出すなっていうことになっています。

少なくともG7と言われる国々では、何でもかんでも情報が入っていて行政横断的なものを持ち歩かせるようなことをやっていないというのは、厚労大臣が答えているとおりだということです。

それから、こういうデジタル先進国と言われているエストニア——バルト三国の、ここは人口が少ないし、かなり政府が見張っているという要素の多い国ですね。かなり自由度も高い国です。それで、自分のデータにアクセスしたかどうかということを政府に問い合わせる権利を国民は持っているし、政府はそれに対して答える義務を持っていると。これは、たとえ犯罪捜査であつてもそういうことをしなければいけないということでもあります。

それから台湾、これは、個人番号カードは大臣が大分好きそうですからやっているんですけども、いろいろ普及策を——日本みたいにポイントをつけるみたいなことをやっているみたいですけども、累積発行率はいまだに41%だと。

それから、政府がオーストリアはすごいぞと言っているんですけども、ここは市民カードというのがあるんですけども、普及率は31%だということで、日本がやろうとしていることは個人情報の秘匿からは程遠い非常に危険なやり方だというのが厚労省の見解、それから私が調べた世界の趨勢だというふうに認識をしています。

したがって、飯島町はこういった個人情報の漏えいに対する危惧をよそに置いてひたすらマイナンバーカードの普及に邁進することは控えるべきだと思いますけれども、それに対する町長の見解を求めて、一般質問を終わります。

町長 マイナンバーにしても、政府がいろいろ統一的にやることにつきましては、いろいろの角度から御意見があらうかと思います。

ただし、ここは日本の中で、政府があつての地方自治体でございます。この方針のことに我々は協力していくということ。

根本的に違ふとなつたら、今日のような御意見は、ぜひ国会で議論をしていただきたいと思います。

議長 時間です。

[浜田議員復席]

議長 ここで休憩を取ります。再開時刻は10時55分といたします。休憩。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時55分

議長 会議を再開いたします。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
2番 坂井活広議員。
〔坂井議員質問席へ移動〕

2番 坂井議員 それでは通告に従って質問を行っていきます。
では早速まいります。
質問1「レディースファームについて」。
飯島町では、現在、レディースファームを行う企業への投資を検討しております。
その上で、1-1と1-2なんですけれども、ちょっとこれは、もう昨日の段階である程度回答いただいたんで、時間を有効活用するっていう観点から、この点についてはもう飛ばします、昨日の時点で答えをいただいているんで。
では1-3からいきます。
1-3、レディースファーム事業を行う事業は既存の法人か新規の設立する法人か、資本金は幾らか、取締役は何名か、何名程度の従業員の新規雇用を予定しているか、このことに関連して、もし未定であるならばいつ頃明らかになる予定かということもお答えください。

議長 こっちへ……。 (笑声)
〔堀越産業振興課長登壇〕

産業振興課長 レディースファームの関係につきましては、昨日の一般質問で多数出されております。
それで、ただいまの関係につきましては、まずはお答えさせていただきますが、レディースファーム事業を行う事業主体については新規に法人を設立していく方向で今現在は検討をしております。
ただし、現段階では資本金、取締役の人数、新規雇用の従業員数などは決まっておりません。
それで、どの段階でというところも、今集めておりますので、ある程度明らかになったところで、また議会の全員協議会等で報告をさせていただきたいというふうに考えております。
〔堀越産業振興課長降壇〕

坂井議員 そうすると、いつぐらいに明らかになる予定かっていうことも未定ってということでもよろしいですか。

産業振興課長 そうですね、今日の段階では、いつという明確なことは……。
ただ、あまり向こうという気持ちは持っておりませんので、事業体と協議を重ねながら、できるだけ早く具体的な形をお示しできたらというふうに思っております。

坂井議員 では1-4に移ります。
町はレディースファーム事業を行う企業に対してどのように関与していくのか、株式を取得する形なのか、貸付けを行う形なのか、もしくは返済不要の資金提供を行う形なのか、その手段を選択する理由、その上で、未定ならばいつ頃明らかになる予定かとい

うこともお答えください。

産業振興課長

事業を実施する組織に対しては、補助事業等の導入が必要と判断された場合には、町として農業振興の一環として位置づけ、農業施設導入への補助事業等の協力を行ってきたいというふうに思っております。

今御質問にありました関係になります、町が直接株式を取得したり貸付けを行うということは考えておりません。

具体的な関与について補足しますと、レディースファーム事業で位置づける雇用に関わる事業への協力や事業の中心である農業経営に係る技術、経営的なサポートは、町として行ってまいりたいというふうに考えております。

坂井議員

そうすると、事業経営に関するサポートと雇用事業ってということなんですけど、じゃあ返済不要の資金提供を行うってことはあるという理解でいいですか。

産業振興課長

返済不要の資金提供については、町としては考えておりません。行う予定はございません。

坂井議員

すみません。そうすると、もう一度、どのような形で援助していくかということをお答えください。

産業振興課長

まず、レディースファームについては、町が事業主体で行っていく予定ではございません。経営については民間の事業者で行っていただく予定でおります。レディースファームの事業に賛同いただける事業者で新しく法人を進めていきたいというのが基本的な考え方でありますので、御承知いただきたいと思っております。

坂井議員

すみません、ちょっと回答がよく分からなかったんですけども、具体的にサポートとしては、じゃあ金銭的なサポートはしないという理解でいいんでしょうか。

産業振興課長

金銭的なサポートについては、国県、場合によっては町の農業関係の補助金要綱にのっとり、そういったものがあれば、そういった財政的な支援を行ってまいります。

ただし、今までに出ているような資本金等、投資するとか、そういった予定はございません。

坂井議員

そうすると、金銭提供はあるという理解でいいですか。

産業振興課長

現在は——この後の質問に関わる場所もあるかもしれませんが——事業の品目、また事業規模というのがまだ明確になっておりませんので、今日、町で金銭的なことを出すとかいうことは言い切れませんが、そういった補助金また基金、そういったものを含めて事業の検討は進めております。

坂井議員

じゃあ補助金を出す可能性があるというふうに理解しましたので、では次に進みます。もし違うようだったら訂正をお願いします。

では、補助金の額はどの程度を予定しているのか、その金額を予定している理由は何か、もし未定であればいつぐらいに明らかになるかをお答えください。

産業振興課長

補助金の額等につきましては、現在、事業内容、また事業の全体の規模を検討しておりますので、それに合った額になってきますので、現在のところ金銭的なことを申すことはできません。

坂井議員

では1—5に移ります。

町とレディースファーム事業を行う企業との間で情報共有はどのように行われるのか——先ほど経営サポートっていうお話もありましたけれども、また町からレディースファーム事業を行う会社への指導、助言はどのように行われる予定なのか、もし未定なら明らかになる時期をお答えください。

産業振興課長 事業を行う事業主体については、経営を担っていくメンバーとの間で定期的な会議の開催により、事業内容に係る検討を現在進めております。

会議においては、町側が検討する事項を準備し、実施者には実施する事業内容等の意思決定をしていただく形で検討を進めております。内容により、技術関係の指導や雇用調整等の助言を関係機関にも協力をいただきながら進めておるところでございます。

坂井議員 関係機関っていうのはどこになりますか。

産業振興課長 農業の技術関係、また雇用の関係につきましても、今は長野県の機関、またJAとも話をさせていただいております。

坂井議員 じゃあ関係機関としては県の機関とJAという理解でいいですか。

産業振興課長 そのとおりです。

坂井議員 それでは1—6に移ります。

ちょっと資料8から使います。また資料1～7は2番で使いますので、資料8からですね。

資料8を御覧ください。

これはニッセイ基礎研究所人口動態シニアリサーチャーの天野馨南子さんという方が作成した、これは、この前、講演に上伊那にきた方だと思んですけども、この人が作成した2021年上半期の都道府県における転出超過数男女アンバランスランキングというのがあるんですけども、この中で長野県は第1位と、全国1位です、ワーストですけども。

この表からすると、長野県では、男性はあんまり県外に出ていかないんですけども、男性は122人、女性は1,279人出ていっているということで、その男女比率が10.48倍ということで断トツの1位だったんですけども、長野県というのは女性が出ていきやすいと、男性に比べてはるかにということが読み取れると考えます。

それで、県も重点施策の1つとして位置づけているんですけども、女性が多数県外へ出ていってしまっている長野県において子育て世代の女性の勤め先を確保して町への定着を図るというレディースファームの政策の目的というのは、私は強く賛成できるというふうに考えています。

その上で、資料9を御覧ください。

これは農林水産省の農業労働力に関する統計というものなんですけれども、この中で丸がついている新規就農者というところを見ていただきたいんですけども、平成27年の時点では6万5,000人いたんですけども、去年——令和4年の時点では4万5,800人というふうに減ってしまっております。要するに年々減少しています。

それで、次に資料10を御覧ください。

資料10は農林水産省と厚生労働省が作成した資料なんですけれども、農業労働力の推

移ということで、これは平成7年～平成27年の20年間で414万人が210万人っていいことで、半分になっています。

さらに、この下の部分、農業者の平均年齢のところを見ますと、平成7年の時点で59.1歳だったものが平成27年の時点では66.8歳ということで、高齢化もしています。

それで、こういった内容からすると新規の就農者が減少していて農業就業人口も減少していて、かつ高齢化もしているという状況なんですけれども、一方で、資料9をもう一度御覧ください。

ここで重要なのは②だというふうに私は考えていて、新規雇用就農者ということが②に書いてあります。

新規雇用就業者とは何かということをお願いしますと、これは新しく法人などに年間7か月以上雇用された者ということで、①と③は自分たちで始めるんですけど、雇われて働くというのが②になります。

それで、この推移を見ますと、平成27年の時点では1万400人なんですけど、令和4年の時点では1万600人ということで、ちょっと増えているんですね。

それで、女性について見ても、平成27年の時点で3,100人だったものが3,700人というふうに増加しております。

つまり、自分で経営するのは遠慮したいけれども雇われて働くのはオーケーだというふうな考えをしている方が常に時代を問わず一定数いるということが考えられます。

さらに、ウーマンメイクの社長——昨日も話がありましたけれども、ウーマンメイクの社長が研修中に言っていて、私は正直かなり意外だったんですけども、子育て中の女性っていうのは給料よりも働きやすさを選ぶというふうなことです。

ウーマンメイクでの時給は正直高くないというふうに言っていました。それで、金額を聞きましたけど、確かに高くなかったです。ですけれども働きやすさを重視しているということを言っていて、例えば子どもが熱を出したからすぐに休みたいとか、そういうときに気軽に休める、そういった環境を一番求めていると、うちは給料は高くないが募集をかけるとすぐにママさんたちから応募が来るということをやっていて、これは、ちょっと私は非常に新鮮な意見だなというふうに思いました。

その上でなんですけれども、内容次第ではありますけれども、子育て世代の女性の勤め先を確保し町への定着を図るといふ、そういった目的を達成するための手段としてレディースファームっていう方法を取ることも、内容次第ですけれども、私は賛成できるというふうに考えております。

その上で質問に移ります。

ただ、子育て世代の女性が農業を行うということは、これは汚れる、虫がいる、日に焼けるといった観点から非常に大きいハードルがあるというふうに考えています。これは統計を取ったわけじゃないんですけど、私の周りの同年代の女性に聞くと、やっぱりそういうことをすごく気にしています。

それで、この点に関して、ちょっと資料11を見てほしいですけれども、これはウーマンメイクの資料です。

これはホームページにもあるんで、またぜひ、インタビュー内容がすごく面白いんで見てほしいんですけども、「インタビューのまとめポイント」というところの一番下の「■3Kに代表されるような古い農業スタイルの変革。」というものを非常に強く言っておりました。

それで、その結果、創業7年で26名の女性の雇用を生む出す企業になり、さらに農林水産大臣賞や内閣府女性のチャレンジ賞、またAPECベストアワード日本代表ということにまでなっております。

インタビューにもありましたし、研修中にも言っていたんですけど、汚れるのが嫌だから水耕栽培にしたとか、トマトは蜂が必要で、虫が嫌だからやめたとか、ネギは服に匂いがつくからやめたとか、すごい自由な発言をされていて、もう私はすごくそれが何かよかったんですけども。

それで、その上で聞きます。町としては子育て世代の女性にレディースファームで働いてもらうためにはどのような施策が必要であるというふうに考えているのでしょうか、お答えください。

産業振興課長

まず、質問の前段でレディースファーム事業の目的、趣旨につきまして賛同いただけるということで、大変ありがとうございます。引き続き前進できるように進めてまいりたいと思います。

ただいまの質問でございますけれど、今回レディースファーム事業に着手する前段で、主として町内ですが、女性が農業経営を行われている方と主として園芸品目を経営され5名以上雇用している経営者に子育て世代の女性を雇用する場合に重要な事項は何かということで聞き取り調査を行いました。

施設園芸を中心とした農業の現場で、女性主体で経営をされている方の共通意見としては、トイレの環境整備がまず挙げられました。

また、5名以上の雇用者がいる経営者の意見としては、更衣室、食堂の整備等が挙げられました。

これらの働く環境に対しての整備は重要と判断しております。

そのほか、暑さ・寒さ対策や日焼け対策については、女性の経営者からは、現在はインナーや作業着、また日焼け止めについても大きく改良されているのであまり心配ないという御意見も頂戴しております。

こういった御意見をいただきながら、町としましては雇用に対し男女別トイレの設置やシャワー、更衣室などの環境整備に対する支援、福利厚生に対する補助金などが必要ではないかというふうに受け止めました。

町長

今、質問が進んでまいりましてレディースファームの根幹の部分だろうかというふうに思います。

私から補足説明をさせていただきますけども、レディースファームというのは、当町におきましても女性の町への定着を1つは狙っております。

そして、子育て中の女性が仕事との両立を図るために子育ての都合に合わせた時間で就労可能な農家とのマッチングを行いまして、女性の農業参入を支援するもの、あるい

は農業に興味を持っていただくきっかけになっていただきたいというふうに思っております。その延長線上で女性としての能力をその開発につぎ込んでいただきたいというふうに思っております。

レディースファーム構想につきましては、先日の知事との対面懇談の中でレディースファームをしっかりと説明させていただきました。知事は非常に興味を示されまして、長野県も一緒にやっていきたいと、こういう御発言をいただいております。

その発言を私どもに述べただけではなくて、実際に農政部のほうへその発言が届いております。実際に、昨日は長野県からの傍聴者が席におりました。レディースファームが話題になるということの中の情報から、その状況を見たいということに来ておりました。

もう一つは、国ですね。国の農村政策部、農村政策部というところの部長さんは女性なんですけれども、その方が掲げている目標は、女性の職業の選択肢に農業をと、こういう思いがございます。その下に飯島町で派遣させていただきました村瀬職員も2年間お勤めをさせていただきましたけれども、そういう関係の中での人間的な関係、国との関係、県との関係が整ってきておるところでございます。

県とともに——長野県も、やっぱり、先ほど調査されたように、女性の定着率っていうところを非常に危惧しておるのではないかなと。そのために都会にはない職業を提案しなきゃいけないんだけど、農業というのは、苦しい農業ではなくて、先ほども、こんな考え方でいいのかなあという感想を女性が漏らされていたらしいんですけれども、そういうきれいなところで格好よく農業したいと、そういった部分の農業の在り方というのを考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

坂井議員

前向きな回答を評価したいというふうに思っています。

ただ、1点ちょっと留意していただきたいのは、内容次第で私は賛同しますので、例えば気合と根性で乗り切れみたい内容になったら反対しますので、ちょっとそこは御留意ください。

じゃあ、次に1—7に移ります。

先ほどちょっと労働者目線の話をしたけど、経営者目線の話をしたと思っております。

資料12を御覧ください。

これもウーマンメイクの資料なんですけれども、これも研修時に語られていたことなんですけれども、ウーマンメイクでは、創業する前の時点で上原農園という隣接する企業と提携して、この企業が率先して販売先を先に確保するということがされておりました。創業前にもう既にルートができていたということです。

その上でお聞きしますけれども、レディースファームで栽培を予定している野菜は未定ということなんですけれども、そのことに関連し、栽培後の販売ルートの見通しというのはどのようにお考えでしょうか、お答えください。

産業振興課長

販売ルートについての質問でございますが、やはり販売面が最大の課題となってくるかと思えます。

販売先や販売方法については、一般的な農産物販売ルートも想定しておりますが、新たな販売環境での販売も視野に入れております。

また、町内で栽培されている生産者とのバッティングも避けていきたいという考慮も含めて、今検討をしておるところでございます。

坂井議員 じゃあ、そうすると、いつぐらいに明らかになるかということも未定だというふうな理解でいいですかね。

産業振興課長 現段階のところでは、まだ確定しておりませんので、未定でございます。

坂井議員 では1—8、最後ですね。

先ほども言いましたけど、ウーマンメイクの社長も言っていましたけど、虫が嫌だから水耕栽培にしたとか、トマトは蜂が要るからとか、そういう若い女性が嫌がることを排除して新しいスタイルで農業をするということに対しては、農業をなめているというふうな形で反対したり、それに対して非協力的な人たちも全体にいると思うんです。もう、あえて絶対って言いますが、絶対にいると思うんです。

それで、レディースファームという新しい形式の農業を始める以上、既存の農家との間でもしあつれきが生じた、トラブルがあった場合、町としてはどのようにレディースファームを守っていくんでしょうか、お答えください。

産業振興課長 先ほどの答弁でもお答えしているんですが、例えば、ほかの企業と競争するとかではなく、販売について同一であれば別のルートを考えるというようなことで考慮をしていきますし、町としましてはレディースファームと他の農家等を含めて調整も図りながら進めていきたいと思えます。

ちょっと本質的な部分をもう一度確認させていただきますが、レディースファームの目的は雇用の場所としてのモデルと位置づけて進めていく予定でおります。1つの園芸施設を造るのではなく、子育て世代のお母さんを中心とする若い世代の女性の皆さんが自分の時間に合った就労場所として農業の現場を選択していただける雇用体制を確立し、仕事と子育ての両立ができる場のモデルとなればと考えています。

農業者側の求人情報を働き手へ、それと働き手の就職希望を農業者へ情報提供できるプラットフォームができればというふうに思っております。

また、今回の新規農業者の組織を守るというより、農業を就労先として選択していただける雇用体制を確立して町内の農家の皆さんへの雇用体制の提案ができればいうところも踏まえておりますので、お含みいただきたいと思えます。

坂井議員 今もちょっと説明いただきましたけど、私の言っているのは感情面の話で、何か新しいものをやるのがどうなんだっていうことで非協力的なことがあった場合どうするかっていうふうなことを聞いたんですけども、それに対しては調整を図っていくというふうなことで、そういう理解でよろしいですかね。

産業振興課長 ええ。そういった理解で、町としても、この事業構想、そして町内の農家の皆さんとも調整を図りながら事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

坂井議員 それでは質問2に移ります。

2—1です。

令和5年4月から園児が日常的に使う送迎バスに対して置き去り防止安全装置の設置が義務化されました。

園児が日常的に使う送迎バスに対して置き去り防止安全装置の設置が義務化された趣旨は何かお答えください。

教育長

答えいたします。

令和3年7月に福岡県、令和4年9月に静岡県において、送迎用バスに置き去りにされ園児が熱中症により死亡するという痛ましい事故が発生しております。

そのため、幼児の命を守る安全対策として国が令和5年4月から園児が日常的に使う送迎バスに対し置き去り防止安全装置の設置を義務づけた状況であると理解しております。

坂井議員

では2-2に移ります。

飯島町では園児が日常的に使う送迎バスというのを保有しているのでしょうか、もしくは外部委託しているのでしょうか、お答えください。

教育次長

当町では、保育園の送迎については保護者の皆さんにお願いしておりますので、園児の日常的に使う送迎バスの保有及び外部委託は行っておりません。

坂井議員

2-3に移ります。

飯島町では小学生が日常的に使う送迎バスを保有しているのでしょうか、もしくは外部委託しているのでしょうか。

教育次長

小学生の送迎は田切便と本郷便の2路線があります。町所有のバスと外部委託しているバスの2台で運行しておりますので、町では小学生に日常的に使う送迎バスを1台保有し、併せて外部委託もしている状況でございます。

坂井議員

では2-4に移ります。

小学生が日常的に使う送迎バスに安全装置というのは設置されているのでしょうか、設置されていない場合、その理由は何でしょうか、お答えください。

教育次長

小学生が日常的に使う送迎バスで町所有のバス及び外部委託しているバスについては、現在、安全装置の設置はございません。

その理由につきましては、義務化されることになった以前から学校及び運転手による確認の徹底が行われております。日々、運転終了後に乗降人数の確認と忘れ物確認、併せてバスの座席に児童がいないかを丁寧に確認しておりますので、現在に至るまで置き去り事案は発生しておりません。

現在の体制がしっかりとできていると判断しておりますので、現段階では設置しておりません。

坂井議員

資料1を御覧ください。

これは去年10月12日に内閣官房等が作成した資料なんですけれども、先ほど教育長から答えがあったとおり、令和3年と4年に福岡と静岡で置き去りでの死亡事故が起こったということを踏まえて、安全装置の設置が義務化されたんですけれども、この中で「義務付け事項①の確保（点呼）」というものが小学校以上のバスに対しても新たに——ここに「新設」というふうに書かれていますけれども、新たに義務づけられました。

これは、飯島町では既に行っているということだったので、義務化前から行っているということだったので、その点は評価したいというふうに思っています。

その上で「義務付け事項②の確保」ということなんですけれども、これが安全装置を設置するっていう意味なんですけど、この中で、もうあらゆる教育機関というか、保育機関も含めて、そういったものに設置が義務化されたんですけど、小学校以上だけ義務化されなかったということがあります。

それで、資料2を御覧ください。

小学校のスクールバスは義務化されていないんですけど、これは新潟ニュースNSTの記事なんですけれども、小学生のスクールバスの児童降ろし忘れというものが新潟県では何回もあったということで、下の部分、「スクールバスで児童の降ろし忘れ事案」、3月5月6月ということで何回も頻発しております。

続いて資料3をお願いします。

これは信濃毎日新聞デジタルですけど、これは、長野県の本曾地域の小中学校では安全装置の設置が義務化されていないにもかかわらず設置をするというふうなことに現在取り組んでいるということです。今年6月23日の記事なんで非常に新しいですけど、法改正を受けて、義務化されていない小中学校でも設置しようという運びになったということです。ですので、こういった事実があるということを知っていただきたいと思っています。

その上で、2-5に移ります。

保育園児がバスを利用する機会というのは年間に何回程度あるんでしょうか。

教育次長 お答えいたします。

園児がバスを利用する機会は、園の行事としての園外保育や地域の方々からのお誘いによるイチゴ狩りや栗拾いなどの送迎、年間およそ10回程度の利用をしております。

坂井議員 では、2-5が2つありますけれども、2-5の次に行きます。

安全装置の価格帯というのはどの程度なんでしょうか、お答えください。

教育次長 価格帯ですが、町内の自動車工場に確認をしたところ、本体と設置手間込みで18万円程度となっております。

坂井議員 確認したところ本体と設置のお金込みで18万円ということで、それに関連して資料4-1を御覧ください。

これは国からガイドラインに適合した安全装置に関しては補助金が出るという資料です、国土交通省の今年3月ですね。

こういったものに補助金が出るのかっていうことも一応明らかにされていて、これは資料4-2、次になるんですけど、これはこども家庭庁のホームページです、今年9月、つい最近ですけども。

そうすると、降車時確認式とか、いろいろ方式があるらしいんですけども、一番安いもので第7万7,000円と、本体価格税込み7万7,000円。それで、高いものでも11万4,400円ということになっています。もちろん、たくさんあるんで全部見ましたが、20万円を超えるものもあったんですけども。なので、設置費込みでも正直10万円前

後で何とかなるというのが、これが私の認識であります。

その上で2—6をお聞きします。

国から安全装置の設置が義務化されているバスに対する補助金は幾らでしょうか、お答えください。

教育次長 安全装置の設置が義務化されているバス、当町の場合は保育園が該当しますが、日常的に使う送迎用バスへの国からの補助金は1台当たり17万5,000円となっております。

坂井議員 では続いて2—7ですね。

国から安全装置の設置が義務化されていないバスへの補助金は幾らでしょうか。

教育次長 安全装置の設置が義務化されていないバス、当町の場合は小学校が該当してまいりますが、日常的に使う送迎用のバスの国からの補助金は1台当たり2分の1、上限8万8,000円となっております。

坂井議員 では2—8に移ります。

現在、小学生が日常的に使う送迎バスに乗車している子どものうち小学校1年生は何人いるのでしょうか、今年だけでなく1年後2年後3年後にこのバスを利用する予定の小学校1年生は何名でしょうか。

教育次長 現在、小学生が日常的に使う送迎バスに乗車している1年生は11名でございます。

また、1年後の令和6年度は15名、2年後の令和7年度は10名、3年後の令和8年度は14名の予定でございます。

坂井議員 では、資料6を見ていただきたいんですけど、これは飯島町の教育要覧ですね。

これを見ると七久保小学校の児童というのは令和4年度の118名に対して令和10年度は82名の予定であるということで、これは——そうならないのが一番なんですけれども——統廃合ということも将来的にはあるのかなというふうには思っています。

それで、通告にないんで答えられなかったらいいんですけども、バスを利用する小学生もいずれ増えるんじゃないかなと思うんですけど、その点に関して何か見解はありますか。

教育長 現状では、七久保小学校の児童はスクールバスの利用はありません。そこを承知していただきたいということと、今後、今御指摘の統廃合等に関わっての場合には、当然スクールバス等の増便等が必要になってくるものと思っています。

坂井議員 2—9に移ります。

お答えにありましたとおり、安全装置の価格というのは設置費込みで飯島町内の聞き取りによると18万円程度と、そして国の資料によると大体10万円を切るぐらいですね。

それで、補助金の支出についても、設置が義務化されていないバス、要するに小学校のスクールバス、それに対しても8万8,000円は出るということ。

それで、さらに10回年間に園児が利用する場合があるということ、小学校1年生と園児とでは成長度が変わらないということ、さらに小学生のスクールバスにおいて——小学生です、保育園じゃなくて。小学生のスクールバスにおいても置き去り事案が頻発しているということ、さらに義務外の小学校のスクールバスにおいても置き去り防止装置の設置を行っている自治体があるということからすると、私としては園児が利用するバ

教育長

ス、そして小学生が日常的に使う送迎バスにも安全装置を設置するべきだというふうに考えますが、所見を伺います。

お答えいたします。

現在、スクールバス乗降児童の安全確認は、先ほどもお話ししましたけれども、点呼、それから目視、指差し確認等、重複して徹底されております。

また、学校職員の名簿による乗車確認や高学年児童による協力もあり、安全確認については徹底されていると判断しております。

しかしながら、子どもたちの命を守るという観点から、より確実なものにしなければならぬと考えており、今後、スクールバスへの安全装置の設置につきましては検討してまいりたいと思っております。本町で持っているスクールバスについてはいいのですが、委託業者のスクールバスについては業者とのやり取りも必要になるかと思っておりますので、そんなことも含めて検討してまいりたいと思っております。

ただし、安全装置に頼ってしまうことも、やっぱり不安があります。今までどおり人による安全確認の徹底も今後も同時に図っていかなければならないと考ええおるところです。

坂井議員

検討していくということですね。前向きな回答をいただいたことを評価したいと思っております。

その上で、飯島町では、安全確認は点呼、目視、指差し、名簿による確認ということで徹底されているということなんですけど、これも結局は人間に頼るっていうことで、これまでの事故は全部ヒューマンエラーがもとで起こっておりますので、装置に頼るということも十分検討されていいんじゃないかと思えます。

最後に資料7を御覧ください。

資料7は国会答弁の会議録から出してきたんですけれども、第210回国会、衆議院、国土交通委員会、去年11月9日の会議録です。この内容を少し読み上げます。

神津たけし委員「子供が通学で利用する市営バスやデマンドバスについても補助の対象となるのか、伺えますでしょうか。」、これに対して政府の山本大臣政務官の答え、これの前段はちょっと省きまして、「一方で、」の後ですね、

一方で、学校生活においては、通学のためのスクールバスを始め、児童生徒がバスを利用する様々な機会があり、そのいずれの場合においても児童生徒の安全を確保することが重要であると考えております。

文部科学省としては、今後も定期的に各学校設置者の注意を促すとともに、今般作成したこどものバス送迎・安全徹底マニュアルや、そこに示されているチェックリストをバス運行事業者と共有することなどにより、小学生以上の児童生徒も含めたバス利用における安全管理の徹底を図ってまいります。

と、これが一応政府答弁というふうになっています。

今、教育長からも回答がありましたけれども、何かあってからでは遅いので、徹底を図るということを強く求めまして、私の一般質問を閉じさせていただきます。

以上です。

議 長	[坂井議員復席] 以上で本日の日程は終了しました。 これをもって散会といたします。 御苦労さまでございました。
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼)
散 会	午前11時40分

令和5年9月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

令和5年9月15日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 第 1号議案 令和4年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 第 2号議案 令和4年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 第 3号議案 令和4年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 第 4号議案 令和4年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 第 5号議案 令和4年度飯島町水道事業会計決算認定について

日程第 7 第 6号議案 令和4年度飯島町下水道事業会計決算認定について

日程第 8 第 7号議案 令和5年度飯島町一般会計補正予算（第5号）

日程第 9 第 8号議案 令和5年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 第 9号議案 令和5年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第11 第10号議案 令和5年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第12 第11号議案 令和5年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第13 第12号議案 令和5年度飯島町下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第14 第14号議案 滝ヶ原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

日程第15 請願・陳情等の処理について

日程第16 議員派遣について

日程第17 議会閉会中の委員会継続調査について

令和5年9月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

令和5年9月15日

追加日程第1 発議第6号 「健康保険証利用に国民目線の改善を求める意見書」の提出について

追加日程第2 発議第7号 第7号議案 令和5年度飯島町一般会計補正予算（第5号）への附帯決議

1 町長挨拶

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

1 番	伊藤 秀明	2 番	坂井 活広
3 番	折山 誠	4 番	坂本 紀子
5 番	宮脇 寛行	6 番	浜田 稔
7 番	三浦寿美子	8 番	堀内 学
9 番	星野 晃伸	10 番	片桐 剛
11 番	吉川 順平	12 番	久保島 巖

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 大島 朋子 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 松村 和夫 健康福祉課長 藤木真由美 産業振興課長 堀越 康寛 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 久保田浩克 会 計 管 理 者 松澤 京子
飯島町教育委員会 教育長 片桐 健	教 育 次 長 斉藤 鈴彦
飯島町代表監査委員 本多 昇	飯 島 町 監 査 委 員 事 務 局 長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	松下 知冬

本会議再開

開 議	令和5年9月15日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席 ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。 町当局並びに議員各位には大変御苦労さまでございます。 本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中は、それぞれ本会議をはじめ 各委員会における付託案件につきまして大変御熱心に審査に当たられ、感謝を申し上げます。 また、本多代表監査委員さんにおかれましては、大変お忙しい中、御出席をいただき、 ありがとうございます。 去る9月1日の本会議において、決算案件6件、補正予算案件6件については、本日 ——最終日に採決することにしております。 また、社会文教常任委員会へ付託いたしました請願・陳情案件2件につきましては、 委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書が提出され、町からは一般案件1件 が追加提出されております。 本日はこれらの案件について審議を願うことになっております。議事運営の諸ルール にのっとり慎重かつ適切な御議決を賜りますようお願いをいたします。 これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 諸般の報告を行います。 議長から申し上げます。 町から最終日に追加提出を予定していた案件2件のうち1件については、提出撤回の 申出があり、議長がこれを許可しましたので報告いたします。 次に、小林財政係長から欠席の通告がございましたので御報告いたします。 これで諸般の報告を終わります。
議 長	日程第2 第1号議案 令和4年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について 日程第3 第2号議案 令和4年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に ついて 日程第4 第3号議案 令和4年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について 日程第5 第4号議案 令和4年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい て

日程第6 第5号議案 令和4年度飯島町水道事業会計決算認定について
日程第7 第6号議案 令和4年度飯島町下水道事業会計決算認定について
以上、第1号議案から第6号議案の令和4年度決算6議案を一括議題といたします。
ここで暫時休憩といたします。

休 憩
再 開

午前9時13分

午前9時14分

議 長

会議を再開します。

それでは本6議案について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番

浜田議員

今回の決算審査の中でかなり議論になったのが人事案件であります。

それで、具体的には、全体として職員の減が目立つ、それから退職者もいるということで、それから地域おこし協力隊の募集も思うように進んでいない、こういう現象が1つあります。

その一方で、一般行政職の派遣、これが昔の例に比べてはるかに膨れ上がっていると、今回の行政報告書を見ますと、農水省、国交省、長野県、こういったところ、要するに義務とは言えないところに職員たくさん派遣されている。

その一方で、例えば建設水道課では以前よりも2名職員が減っていて、現場も私どもは視察しましたがけれども、かなり危険な環境の中での作業、とりわけ水が濁るような環境の中で危険を冒して仕事をしているような現状が進んでいると——2名減です。そういうことがあります。

それと同時に、ストレスチェックの結果も重大であると考えています。総務課から提出された資料によりますと、高ストレス者が令和2年15.9%、令和3年14.2%、令和4年17.9%と、そもそも15%台というのが私の認識では異常な数字である上に、これが高止まりしたまま推移しているっていうことであります。

それぞれが別個の原因のように見えますけれども、実際には役場の中で職員のメンタル問題が発生するような不適切な行政運営があるのではないかと、それから人の配置に対して不適切な配置があるのではないかと、とりわけ現在の派遣先は飯島流ワーケーションに関係したものであるというふうに感じますけれども、そういったことがあるのではないかとということに対して町長の認識を伺います。

副 町 長

人事にあれする関係でございますので私のほうから1回お答えをさせていただきたいというふうに思います。

令和4年度の結果で、農水省、それから国交省の天竜川上流河川事務所、それから県というふうに派遣をしております。いずれの職員におきましてもそこへ適正配置をしたというふうに私は考えております。

国交省の関係につきましては、昔から、もう以前からということで職員を派遣してお

りまして、町にとっても、本人にとっても仕事のレベルアップ、それからスキルアップ、そういうことになっているというふうに——何人かが行って帰ってきておりますが——そう感じております。

それから、農水省関係につきましても、確かに言われたようにレディースファーム関係がございまして、これからやる事業、補助金の関係等につきましても、行った職員はそれなりの働きをしてくれたというふうに考えておりまして、つながりは十分にできております。効果は上がっていると思いますし、行ったことによりまして職員が物すごくストレスを受けたというふうには思っておりません。

それから、県の派遣につきましても、今、令和4年・5年と県の東京事務所へ派遣しております。これは企業誘致の関係もございまして——県の事務所は市町村からの一方的な派遣でございます。ですが、町の誘致関係も同時に行っておりますので、企業誘致の関係の御紹介をいただいたりとか、それから、東京だけではなくて、名古屋の事務所ですとか、そういう関係もできたりして、そんなに物すごく——それに合った職員を派遣しておりますので——ストレスがあるというふうに思っておりませんし、町といたしましてもメリットがありますし、本人といたしましても、今のところ、見る限りでは生き生きと仕事をしているというふうに考えております。

あと、高ストレスというふうなことも言われておりましたけれども、年によって事業関係のところは極端にかかるという場合も確かに私の経験上でもございますけれども、それを抜ければまた普通に返るということで、常時その方がストレスを抱えているということではないというふうに理解しておりまして、水道の関係につきましても職員の配置を見ながら会計年度も併せまして人員配置をしておるところでございますので、よろしく願いいたします。

町長 役場の職員さんは——今は、公務員さん、あるいは教員にしても、非常にストレスが——教員にしても公務員の皆さんにしても非常にストレスが高い今の世の中であるのかなというふうに思っております。

特に、個人の生活の主張——それぞれの様式を認め合うっていうことになって、非常にそれぞれの主張が多うございますので、あらゆるものに対応しなきゃいけないという部分では、役場の窓口は非常にストレスが高いだろうなというふうに思っております。

それで、省庁への派遣ですけれども、これは、やはり行政をやっていく上において顔の見える関係を築くには非常に有効だなというふうに思っております。

農水へ行ったのはワーケーションだけの話じゃないですよ。これからは、飯島町では農業問題を片づけなきゃいけないと、しっかりと対応しなきゃいけない、2030っていうこともございます。そういった中で、農政全般についての人の関係を築くこと、これからまだ事業がありますけれども、今既にそういった関係で予算の取りやすい環境を構築してきたつもりでございます。そういう長期的な展望に立って必要という部分で派遣をさせていただきました。今までになかったことでございます。

そしてまた、東京事務所については、こういう世の中ですから、都市と農村の交流ということの中で都市とどのようにつながっていくか、企業とどのようにつながるかとい

う部分については、その期間だけではなくて、この後もどんどんその関係が——顔の見える関係をつくってきていますから——効果が出るものかと思っています。

この短期間で短期間のデメリットだけをクローズアップせずに、長期的な展望の中でその利益があるような活用の仕方に目を向けるのが大事かと思っています。

議 長 副町長、今、浜田さんからあった退職者が多かったと、それから地域おこし協力隊が募集しても入っていないじゃないかと、その辺についての見解はどうですか。

副町長 退職者が多いっていうのは、毎年——確かに高ストレスになった方もいらっしゃるかもしれませんが——それぞれの目的を持って若い方でも次のところへ羽ばたいていくっていう方もいらっしゃいますので——退職の関係につきましては、突然12月とか1月という方もいらっしゃいます。だから、見方だと私は思っております、それなりに自分たちの人生の計画を持って退職をされたというふうに理解をしております。

それから、確かに地域おこし協力隊は、前に比べて目的をしっかり持った方でないとその分活躍できないというふうに我々も理解しております、やたら募集をかけても駄目だというふうに考えております。

募集をかけても、その目的に合わないと、だんだんもう年数もたっている関係でなかなか応募してこないということもございますし、お互いのニーズがうまく合致しないと採用してもうまく行かないということもございますので、選ぶほうも慎重にならざるを得ないというような状況もございますので、そこは我々としても慎重にやっておりますのでございます。

できるだけ採用した方には長く勤めていただきたいし、ここに残っていただきたいというふうに考えておりますので、そんな面も含めまして審査させていただいたり説明をさせていただいておりますので、前よりもその辺のところは確かに来ないというところは、そういうふうに見えるかもしれないと思っております。

以上でございます。

議 長 ほかにもございませんか。

2番

坂井議員

すみません。関連する質問とその他の質問を行います。

まず関連する質問から、高ストレスという話がありましたけれども、これは長時間労働も関係しているというふうに私は思っておりますし、事実だと考えております。

その上で、残業の支払い——残業代支払いに関してちょっと信じられないような内容の規則が飯島町にはあるんですけど、組合からも撤廃要求が出ていますけど、これの今後の撤廃に予定もしくは改正の予定があるかというのが1つ。

それと、関連ではない質問をします。

行政報告書 76 ページによりますと人口がどんどん毎年減っているわけなんですけれども、これに関して委員会で出生率が年々減少しているが将来の予測はというふうに聞いたところ、出産を迎える世代が町外に流出しているので増える予測はないという回答がありました。町としては出産を迎える世代の町外流出に関して何か対策というのは考えているのかということ。

さらに、次に 79 ページ——行政報告書。これを見ると外国人の住民は非常に増えていきます。それで若い世代が多いです。外国人の住民に関して地域に溶け込んでもらう——溶け込ませるんじゃなくて溶け込んでもらうために何か対策を考えているのか。

あと、最後に、議会では外国人を対象にした懇談会を行いますけれども、町ではそういった懇談会を行う予定があるのかどうかということをお答えください。

副町長 最初に、町の持っている申合せというか、残業に関する規程ということがございましたけども、平成 17 年の多分規程だというふうに理解をしております。これについては組合との間で今年度中に撤廃をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、出産の見込みはないということは、確かに、高校を卒業して、それから都会へ行ってしまふ方の女の方——女性、人口増の関係でもございますけども、こっちへ帰ってくる方は少なくなっているというのは事実でございます。

それで、確かに——昨年は 38 人の出生がございました。それから、今年度は今までのところ 10 人でございます。これは、我々もこれを意識して人口増対策を打っております、今やっている光をそそぐ補助金とか、そういう関係につきましても、国の言葉ではございませんけど異次元な対策を打たないと駄目だなということで昨年度から打っておるというのが実態でございます。

それから、何でしたっけ、ちょっと……。 (坂井議員「外国人」と呼ぶ) ああ、外国人ね。

今まで、前は外国人の方の協会がございまして、交流会とか、そういうこともやっておったというふうに理解をしておりますが、ここのところちょっと止まっているのかなというふうに思っております。

一時よりも若干やっぱり外国人の数は増えているかなというふうに理解をしております、こういったところも担当課のほうでだんだん考えながらやっていかなくちやならんのだなということで、コロナ禍も明けましたし、今は、本当に派遣会社を通すとか、そういう関係しかございませんので、そこら辺のところは検討させていただきたいなというふうに思っております。

以上です。 (坂井議員「懇談会」と呼ぶ)

議長 懇談会実施の予定は。

副町長 ああ、懇談会。

これから検討いたしますので、まだ予定はございません。申し訳ございません。

議長 関連で……。

4 番

坂本議員

外国人に関してですけれども、県内でも 3 番目という形で飯島町は多い——人口に対する割合が多い町になっておりますが、外国人に対する防災対策は一定の位置で、私としては見たところ進んでいるとは決して思えない、そういうふうに思います。

それで、現在は I T の普及で多言語アプリも使えるような状況になり、災害における外国人対応に対してもう少し具体的な政策を早急に立てる必要があると思ひますし、こ

のアプリの使い方に対応していくということもできると思いますが、その点についてはどのように考えておられますか。

総務課長　また今後検討をしてみなければならない項目ではあると思いますので、また担当のほうと検討をしてみたいと思います。

副町長　災害の関係につきましては、多言語アプリを使って、一応推奨はしております。

ただ、先ほども申しましたように、今は派遣会社の係員を通してみたいな、そういうところがございますので、多分議員さんがおっしゃるのはそこら辺のところをもうちょっと進めろというふうに考えておりますので、そこら辺のところは、また派遣会社を1回は通して話をし、どういうところで機会をつくるか——防災の関係については、平成十何年のときに看板を出したりして、一応外国人にも避難所の場所が分かるようにするとか、そういうことは、やっておったというふうな気がいたします。

そこら辺も含めましてもう一度再点検して進めるというのがいいのかなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長　ほかにございますか。

11番

吉川議員　総務産業委員会の調査のほうで職員が答えられなかった例を私は理事者に答弁を求めたいと思います。

まず、先ほどもありましたように——重複しますけども——総務課のP43、国土交通省の派遣職員1名、それから農林水産省——今度の宮下一郎さんのところへ行っておりますけど、1名ということでもありますけども、これは、先ほど町長からありました長期的な視野に基づいてということでもありますけども、これは職員が答えられないので聞くんですけど、政策的な配慮であるのか、その効果についてはどうか、これが1つ。

それから、地域創造課、ふるさと大使、P191、活性化推進事業、ふるさと大使の事業であります。これは現在8名ということもございますが、コロナ禍もありまして、なかなかイベントもなくて、イメージづくりはいいかと思っておりますけども、今後その活動に対してどういうふうに理事者は考えるのか、あまりなければ、お金を出しているわけでもないし、やめたほうがいいんじゃないかって私は思っておりますが、そこら辺の見解をお願いしたい。

この2点、よろしく願いします。

副町長

先ほども町長が申しましたが、農水省は3年4年と行って、今年で帰ってきております。それで、つながりもできましたし、将来展望に立った施策を打つために行っていたいて、ワーケーションだけではなくて、ほかの補助事業——実際に国のほうからも、今年はその職員を通じていろいろな関係の御紹介を願ったり、関東農政局も積極的に来ていただいたりしてつながりを持つこともできておりますので、そういう関係につきましては効果があつたというふうに思います。

天竜川上流河川事務所の関係につきましては、うちから派遣しておる職員は一般職なんでございますが、向こうへ行くと技術職みたいなことをやっております、今は与田切川、中田切川の改修の担当をしております。

それで、情報関係につきましてもいろいろ入れていただいておりますし、天竜川上流河川事務所さんにも我々のほうの情報が早く行く、それから向こうからもこっちへ連絡をいただけるってというような関係で、両方ともウィン・ウインの関係でおりまして、これは来年度以降も私は続けたいというふうに考えております。

それから、ふるさと大使でございますけども、ふるさと大使は1900年代に一応地方創生の一環としてできた制度だというふうに理解をしております。

今は8名ですか、おられます。

これは、任期はございませんし、お金を払っておるわけではございません。

その後、音楽の親善大使さんですとか、そういうことも入れて、いろんな面で、適材適所で活躍していける場がある場合にはお願いをしておるといのが現状でございます。一度お願いした以上、こちら側からやめてくれと言うものもちょっと失礼かなということで、そういう処置は取っておりませんが、我々としましては、連絡のいただける範囲、ふるさと大使さんにも無理のない範囲でいろいろお願いをしたりとか、それで、積極的に出てきていただいている方もございますので、そこら辺のところは町と連携を取ってやっていっていただけるということでございますので、我々のほうとしても、その行為をいろいろ町としてやりながら、一緒になって町の活性化に取り組んでいきたいというふうに考えております。

町 長 農水省との、こういう、どういう効果が出ておるかということなんですけども、先ほどの方もちょっと間違えていらしたんですけど、この4月にはもう帰ってきておりますので、宮下先生と一緒に働くということはありません。

しかし、そのブレーンにつきましては、部長さん以下、課長さん以下、本店の。あるいは関東農政局のいろいろの施策を決定する現場におかれる方とのつながりはしっかりとできております。

このつながりができておりますっていうことを一言でというんですが、なかなか分からないんですけども、先日、関東農政局の課長さんが高森町にちょっと説明してもらいたっていうことと呼ばれたんです。その前の午前中に、その課長が飯島へ行かなきゃいけないっていうことでわざわざ寄っていただいた。

それで、新しい農水の施策について高森町にちょっと話をしに来たんだということなんですけども、それじゃあ、課長さん、ちょっと高森町に行く前に飯島町で一発やってくださいよということで、二、三時間やられたのかな。しかも、飯島町は企画政策課、地域創造課、産業振興課、このメンバー——課長、係長以下十数名がそのお話をしっかりと聞くことができた、それだけの熱弁を振るっていただいた。

これは、後から聞くと、高森町よりもこっちへ本番に来たような感じだったと、こういう感想を伺っております。これが人のつながりなんです。顔の見える関係なんです。こういったものは、しっかりこれからカウンターブローになってじわじわと効いてくるんじゃないかなというふうに思っております。

議 長 ほかに……。はい。どうぞ。

4 番

坂本議員

もう一つお聞きしたいことは農業全般に対する町の今後の姿勢なんですけれども、現在、農業現場は高齢化が進んでいまして、法人も担い手不足と聞いております。

それで、町は——自動草刈り機とかアシストスーツ、ドローンなどの機械化もいいとは思いますが、現在、新規で小さくやっている家庭菜園から直売所に出すような生産者も育ってきている現状もあります。それで、大型の農機だけではなく、小型の農機具に対しての町のサポートという点ではあまりないわけですよ。

それで、隣の町の中川村では、村としてそういった補助制度をつくって運営しております。

それで、飯島町としては、農業生産地という中で、法人ばかりに農業の担い手として任せておいては、今後、高齢化の中では大変になってきていると思いますので、小規模農家に対する支援を総体的にどういうふうに考えているのか、その点はいかがでしょう。

産業振興課長

農業全般にわたっての御質問ですけど、今お話があったように、農家数の減、また高齢化が農業の現場では進んでおります。こういった中で、新規就農者を増やしていくということと、あと、今はスマート農業化を進めていっております。

今、各農家はなかなかできずに担い手のほうに委託するケースが多くなってきて、また法人のほうも業務がいっぱいという中で、今回、各地区にラジコン草刈り機を2台ずつ配備してまいりました。半年がたったところでありまして、今までの小型のものに比べて大型化になりスピードアップにもなったということで、法人の業務が一部効率化してきております。

法人もしっかりしていかないと——やはり小規模農家が部分的に業務委託する部分もあります。そういうのもしっかり受け入れられるような体制を構築していかなければいけないというふうにも思っております。

それと、国もそうなんですけれど、やはり大規模農家に支援が傾く傾向もあります。今、営農センターにおいても小規模や兼業農家に対する支援について検討を進めていっておりますので、また具体的なものが出来ればお示ししていきたいというふうに思っております。

議 長

ほかにございますか。

8 番

堀内議員

教育委員会のほうのこども室の関係ですけれども、保育士の人数についての質問をさせていただきます。

調査をした中で保育士の現状はどうですかという話をしたところ、ぎりぎり足りているんじゃないかという話をされておりました。

それで、募集のほうもかけているんですけどなかなか来ないという話をお聞かせいただきました。

それで、どういう募集をされているんですかという話をしたときには、会計任用の募集をしていますよというお話でございます。

現状、世の中は売手市場で、いいところに自分に行きたいという方が多い中で、1年で切られてしまうような会計任用職員の募集ですとなかなか来ないのではないかとこのように思います。

保育士についてはかなり技術が要るので技術専門職みたいな扱いになるかと思うんですけども、今回は定員管理計画もあってなかなか正規は採れないというところもあるんですけども、やはりしっかり子育てを充実させていくには正規の保育士さんをしっかり入れて体制を強化すべきだというふうにこの報告書、決算書を見て思いましたけれども、そのあたりのお考えはどうでしょうか。

副町長 人事全般は私のほうで取り扱っておりますのでお答えをさせていただきますが、正規の産休職員が今年は4人まだいるかなというふうに思っております。この間1人復帰しましたんで、4人に減ったかなと思っております。

それで、この方が順次復帰してまいります。そうすると定員をもう満たすというふうには私は考えておまして——それで、今、保育士さんの年齢バランスもちょっと極端になっておりますので、若い方、それから中間、それで空いて上みたいな格好ができておりますので、バランスは考えなくちゃなんなというふうに思っておりますけども——復帰された方は全部正規っていうことになりますので、そこも考えないと、やはり定員管理計画、それから、その方がじゃあ復帰したらきちっと働いてもらうっていう体制もつくらなきゃなりませんので、そこで会計年度を雇って、会計年度の賃金、給料につきましても前よりも引き上げて、それで待遇もよくしてやっておりますので、そこら辺でのしぎながら、正規が復帰したときにはきちっと回れる格好を取っていくというのが現状だと私は考えております。

議長 長 ほかに……。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

最初に第1号議案 令和4年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

初めに原案に反対討論はありませんか。

〔挙手者なし〕

議長 長 6番 ないようですので、次に原案に賛成討論はありませんか。

6番

浜田議員

この決算を認定すべきと考える立場から答弁いたします。

決算審査の中では、特に不用額等については特に指摘すべき事項はなかったというふうに考えています。つまり、比較的財政運営については円滑の処理されたんだというふうに感じています。そういう意味で、一般会計については認定すべきものと考えます。

ただし、この数字の中に表れていない項目、先ほど質問の中で申し上げましたけれど

も、人事管理については、実は、やはり深刻な問題が生じているというふうに私は思っております。

1つは先ほどの派遣の問題ですね。効果があったというふうにありますけども、これは中央省庁の職員が大変好印象だとか、そういう話にとどまっていて、具体的な効果、例えば飯島流ワーケーションがどれだけ充実したかという点については、見るべき成果が出ていないというのが現状じゃないでしょうか。

その一方で、例えば今年の4月で110名だった常勤職員が105名に減っていると、その後。それで、これを、165名だった非常勤職員を1名増やしている。先ほど副町長は全体としてバランスが取れているという数字なしの答弁でありましたけども、実際には、そうではなくて4人の減少が起こっている。これだけの中で不急不要の部署に職員を派遣しているっていうのは、言ってみればニア新幹線が来ればワーケーションがうまく行くんだというのに近い答弁だというふうに私は考えております。

こういったことは、人事ですのでなかなか数字では表せませんが、ゆるがせにできないことだというふうに考えております。

それで、加えて、特にメンタルでかなり重度だという方々の人数も、ぜひほかの市町村と比べていただきたい。

それから、現実には、診療機関が1週間2週間待ちの状態になっていて診察が受けられないという現状があります。ここについてもっと認識を深くして、地域を挙げて対策をすることを付け加えて、認定の討論といたします。

議 長 次に原案に反対の討論はございますか。

[挙手者なし]

議 長 次に原案に賛成討論はありますか。

7番

三浦議員 それでは令和4年度飯島町一般会計決算認定にて認定すべきものとして討論をしたいと思います。

今回の決算の審査の中で大変に評価したいなと思ったところは、ひきこもりサポーター派遣事業ですけれども、長野県ひきこもりサポーター養成講座を受講した自治体の中でサポーター派遣事業として制度ができてるのは飯島町だけとのことでした。取組によって就業につながるなどの事例も生まれているということですので、この取組を評価して、今後に期待をいたしたいと思えます。

また、新規事業の高齢者補聴器購入助成事業ですけれども、注目をしてまいりましたが、75歳以上が対象でしたけれども5名の方の利用がありました。来年度の令和6年度の対象者見直しに私は期待をしたいと思っております。

また、病児・病後児保育の事業ですけれども、利用者数がおひさまハウス、すずらん病児保育室を合わせて241件ありました。身近に施設があることで子育て世帯への支援が広がったことを実感する数字でした。来年度予算への反映を期待します。委託契約をされていない自治体からの利用者もあるということで、町民ではありませんけれども、近隣の子育て世帯の負担軽減を支援するために、ぜひ町からも働きかけをされるよう希

望するものです。

次は、先ほど浜田議員からも職員体制のことについて意見がありましたけれども、実は、住民税務課の収納対策室であります。滞納額が前年度より200万円多いことに対しては1人体制になったために確定申告などの処理が終わってからの対応となったため目が行き届かなかったということで、滞納整理への対応は前年度のように取り組めなかったというお話がありました。

やはり職員の配置などは実情に合った対応をしていただきたいなど、やはり、人的な配置、配慮など、今後はこの課題を生かしていただきたいというふうに意見を述べておきたいと思います。

それから、やはり職員の皆さんのメンタルへの対応についてはアンテナを高くして目配り気配りのできる環境整備を求めて、認定すべきものとして討論をいたしました。

以上です。

議 長
8 番
堀内議員

ほかに討論はありませんか。

賛成をする立場から討論をさせていただきます。

決算については、補正予算を含め、予算を立てたものについて不用額がかなり少なく、うまく実施されているというふうに感じました。

財政力指数や将来負担比率も回復しているところもありますので、様子を見たいというところではございますけれども、ここ数年は交付税のほう結構、何ですか、差が出ているところもあるので、しっかり注視をしながら見ていけないといけない部分ではあるかなというふうには感じているところでございます。

ただ、1つ、教育委員会の関係で飯島保育園の駐車場や給食センター跡の解体工事っていうものがございました。事業については、そこをどうにかしなきゃいけないっていうところでやっているのはすごい予算を見ても分かるんですけども、その終わった後を見てみますと、体育館のほうは体育館につながる道がないとか、現状の駐車場とはかなり差があったりして、町民の方からは不便だということもかなり多く聞いております。

実施をする段階では町民目線というものをしっかり入れていただいた中の工事実施っていうものを強く求めまして、賛成討論といたします。

議 長
議 長

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第1号議案 令和4年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 お座りください。(起立者着席)
起立全員です。したがって、第1号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に第2号議案 令和4年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

4番 坂本議員 賛成の立場で討論いたします。

国保会計においては、収納率もよく、そしてまた国保特定健診受診率も年々上がってきておりまして、県統一になった段階でも飯島町としては受診に対して健診なんかに力を入れてきた成果だと思っております。

ただし、国保加入者も減っている中で、今後は、やはり受診率を上げて、なおかつ高額な医療費を増やさないような努力も必要かと思いますが、きちっとされていると認定するもので、賛成といたします。

議長 ほかにも討論ございませんか。

7番 三浦議員 それでは国民健康保険特別会計について認定すべきものということで討論をしたいと思っております。

新型コロナウイルスに感染した被保険者に対する傷病手当が5件支払われ、制度を利用されてよかったというふうに思っております。

疾病予防に関する事業に精力的に取り組み、特定健診の受診率が目標の60%を超えて65.8%あったことは、受診率を上げることで交付金の増額にもつながることからも、大変努力をしておられ、評価をしております。

一方で、保健指導対象者数が90人余いまして、保健指導終了率が35.5%ということでした。早期の対応が重要と考えるもので、早期発見、早期治療の大切さをアピールするキャンペーンなど、方策を検討してはいかがかというふうに思っておりますので、ぜひ今後に生かしていただきたいというふうに述べて、認定すべきものといたします。

議長 ほかにも討論ございませんか。——よろしいですか。

[挙手者なし]

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第2号議案 令和4年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

議長 お座りください。(起立者着席)
起立全員です。したがって、第2号議案は原案のとおり認定することに決定いたしま

した。

次に第3号議案 令和4年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

4番

坂本議員

賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療特別会計の窓口負担率が今年度からそれぞれ3割2割1割と変わってきているわけですが、そういった中で、これにおける高額の受診者はある程度の人数で安定しています。

そういう中で、適正に管理されていますけれども、今後は高齢者が増える中で、やはり予防医学の観点からも70歳とか75歳での健康管理の部分で力を入れていってほしいので、そのことを言い添えまして、賛成といたします。

議長

8番

堀内議員

ほかに討論はありませんか。

賛成の立場から討論をさせていただきます。

後期高齢者医療特別会計についても予備費、不用額っていうのはかなり少なく推移しておりまして、着実な予算実行がされているものと評価するものでございます。

また、飯島町の後期高齢者の医療給付の状況では、医療費の県下の順位っていうものが66位から56位にちょっと下がってしまった、医療費の割合が増加してしまったところはあるんですけども、内容としては75歳以上の人間ドックの受診率もかなり高くなっているということもあって早期発見を見込んでいるのではないかと、それで、5年10年経過するとこの早期発見の部分があって高額な医療費がかかる人は減るのではないかという見込みがあるという話を聞きまして、ここは大変評価すべきものというふうを考えまして、賛成の討論といたします。

議長

ほかに討論ありませんか。

[挙手者なし]

議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第3号議案 令和4年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

議長

お座りください。(起立者着席)

起立全員です。したがって、第3号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に第4号議案 令和4年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

7番
三浦議員 討論はありませんか。
介護保険特別会計について認定すべきものとして討論をしたいと思います。
介護予防事業の取組に評価をしたいと思います。
特にフレイル予防事業では利用者が多く好評とのことで、会場や回数を増やすなどしているとのことでした。
利用者の増加は口コミによるとのことでしたが、利用者のほとんどが女性であるということから、男性の参加できるメニューの検討もしているというふうにお聞きをしております。
今後の取組に期待をして、認定すべきものいたします。
議長 ほかにございませんか。
4番
坂本議員 賛成の立場で討論いたします。
介護保険事業は、高齢化に関わってきてはいますけれども、思ったよりも重症の介護者が安定しているという状況に現在はなっております。それは、やはり日頃から町が予防事業に力を入れている結果とは思いますが、今後は、独り暮らし、それから民生委員の方たちの活動によって成年後見人制度もかなり数が増えてきておりますので、見守りの立場などの中で、重度の方、それから適切な発見が早期になされることが必要かと思っておりますので、その点に注意をいただきまして、賛成といたします。
議長 ほかにも討論ございませんか。
議長 「なし」と呼ぶ者あり
議長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから第4号議案 令和4年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。
この採決は起立によって行います。
本案を原案のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。
[賛成者起立]
議長 お座りください。(起立者着席)
起立全員です。したがって、第4号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。
次に第5号議案 令和4年度飯島町水道事業会計決算認定について討論を行います。
討論はありませんか。
6番
浜田議員 水道会計の決算を認定すべきという立場から討論いたします。
先ほどから人事の話を繰り返し申し上げておりますけれども、行政報告書の中には次のような記述があります。与田切川上流で土石流が発生して砂混じりの高濁度で取水停止となり、その都度対応したというふうに記録があります。それから、大寒波による凍

結の際は深夜に職員総出で河川に入り排雪作業に追われるなどの努力を重ねたと。

つまり、こういった涙ぐましい努力の結果、辛うじて事業が維持されていると、この部署の職員を2人減らすような現状は、到底適切とは思えません。これを改善すべきだというふうに考えます。

もう一点は、これは企業会計でありますから収益的事業も可能なはずであります。

それで、一方で、収益的事業につながる可能性のある水力発電事業、これは、もう今は企業局任せのまま全然進展が見えていないというのが現状であると思います。

ですので、こういった飯島町にとっては大事な事業で、しかも飯島の水というのは他の地域に誇れる水だと思えますけれども、この事業を、その一方で、やはり本当の意味で収益的な事業にするためには、その周辺の環境の整備も併せて必要であろうということが報告の中から読み取れます。

この単独事業だけではなくて、収益事業としての展開も町として今後は検討することを求めて、賛成といたします。

議長 長 ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第5号議案 令和4年度飯島町水道事業会計決算認定について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 長 お座りください。(起立者着席)

起立多数です。したがって、第5号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に第6号議案 令和4年度飯島町下水道事業会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第6号議案 令和4年度飯島町下水道事業会計決算認定について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 長 お座りください。(起立者着席)

起立全員です。したがって、第6号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩再開
午前10時02分
午前10時02分

議長
会議を再開いたします。

議長
日程第8 第7号議案 令和5年度飯島町一般会計補正予算(第5号)
日程第9 第8号議案 令和5年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第10 第9号議案 令和5年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第11 第10号議案 令和5年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第12 第11号議案 令和5年度飯島町水道事業会計補正予算(第2号)
日程第13 第12号議案 令和5年度飯島町下水道事業会計補正予算(第1号)
以上、第7議案から第15号議案までの令和5年度補正予算6議案を一括議題といたします。

それでは、本6議案について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番
坂井議員

予算書18ページの1171定住促進事業について質疑をいたします。

先ほど説明にもありましたけれども、マイホームの新築の要綱には「予算の範囲内」という文言がありますけど、リフォームには「予算の範囲内」という文言がないということで、これが統一されていない理由は何かということと、今後統一する予定はあるか、統一するとした場合はどちらに統一するのかということが1つ。

2つ目に、飯島町に光をそそぐマイホーム取得と住宅リフォーム6,800万円という金額が計上されていますけれども、そもそものマイホーム取得補助金の趣旨について、そしてこれだけの金額を計上した理由について。

そして3つ目、19ページの1178です。1178で14節なんですけれども、工事請負費360万円が計上されておりまして、これはウッドデッキだというふうに考えますけれども、これはなぜ増額となったのかということ、その上で、ウッドデッキの必要性について再度説明を求めます。

以上です。

副町長

それでは最初に1171のほうの説明をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど課長が申しましたように、リフォームの補助金のほうには「予算の範囲内」というのは入っていません。取得補助金には「予算の範囲内」という要項でうたってございます。今後、これにつきましては「予算の範囲内」というのを入れる方向で検討してまいりたいというふうに考えておきますので、よろしく願いをいたします。

それから、多額の金を盛ったのかということでございます。

これは人口増対策の一貫というふうに我々は捉えて、令和3年度からプロジェクトを組んでやってまいりました。

先ほどちょっと申し上げましたが、出生率、それから少子高齢化ということで、人口がどんどん減っていく中で、少しでも飯島町に残っていただきたい——国立社会保障・人抗問題研究所の人口の統計の数字がございすけども、人口増は喫緊の課題だというふうに我々は捉えまして異次元の対策を打ってきております。

10年後20年後を見据えてこの施策を講じないと取り返しのつかないことになる、それから、先ほど申しましたが、他の市町村と同じようにやっていると人口増にはならないだろうということで、プロジェクトの中で研究した結果、マイホーム取得補助金は200万円ということで決定し、やってまいりました。

この中で、一応4年5年6年ということで、3年間で成果の点検をしなきゃいけないということは十分に承知をしております。

今年は昨年度よりも大分申込みがございまして——委員会の中でいろいろ御議論があったというふうにお聞きをしております。そういう中で——多額になったということにつきまして大分議論をされたというふうに伺っておりますが、我々といたしましては、1つの目安の3年というものを立ててやった以上は、それを一貫してやりたいというふうに思っております。

ただし、これにつきましては、町民の皆さんの御意見、議員の皆さんの御意見もあると思いますので、制度変更等につきましては検討していかなくやならんだろうなというふうに考えております。

今年は、これから——実施計画の今は最中でございすし、予算編成ございすので、その中で十分検討させていただいて、来年度から変更をかけなくやならん部分が出てくるだろうというふうに予想をしております。

今年度は——ちょっといろいろな御議論あったようでございすけども——今の補正なんかの金額、それから、制度上のところにつきましては、町民の皆さんに発表して、それを御理解願った中で申込みをいただいたりしております。そこのところを変更すると行政と町民の信頼もなくなってしまいますので、そこはぜひ御容赦願いたいというふうに考えております。

これにつきましては、住宅の関連の費用はほかのものよりもちょっと突出して確かに出ておるかもしれませんが、財政調整基金等を充てながらだということで、当初に予定を立てて、そういうことを実施しております。

財政上も十分承知した上でやってきているということでございまして、人口増のプロジェクトの中でも、20代——若い夫婦が10年間住んでいただければ住民所得税の中で十分その分の200万円はペイできるという試算も行った上で、そこのところを我々としては推し進めたほうがいいということで、歳入も歳出も併せて考えた上でやってきた施策というふうに私は理解をしております。御意見は、確かに検討しなきゃいけない部分があるというふうに理解をしておりますけども、そんなことでこの施策を打ってきたということでございすので、そんなふうに御理解願いたいというふうに思います。

以上でございます。

1点目の統一されていない理由というのを私のほうからお答えさせていただきます。

経過を申し上げますと、住宅の取得補助金の交付要綱を最初につくりました。それで、それについて進めようということでやっていたわけなんですけど、リフォームもやっぱり対象にしたほうがいいんじゃないかっていうのがその後に出てまいりまして、現行では既にリフォームの関係の補助金は——金額は少ないんですけども——ございましたので、その要綱を参考にして肉づけしながら光をそそぐ住宅のリフォーム補助金の要綱をつくったということでございます。

現行のものには「予算の範囲内」っていうことがなかったもんですから、そのまま使ってしまったというのが正直な理由でございます。

先ほど副町長が申し上げましたとおり、統一する必要あると担当課も思っておるところでございます。

それから、ウッドデッキの関係でございますけれども、ウッドデッキの整備の考え方についてちょっとお話しさせていただきたいと思っております。

当初に整備しました最初取得したウッドデッキは、人が1人通れるくらい程度の幅しかなく、テーブル、椅子が置けるくらいのデッキがあれば、そこでパソコンを開いてワーケーションもできますし、宿泊される皆様が昼夜を通して憩いの時間を過ごすこともできるため、ウッドデッキの拡張を計画しまして、令和4年6月の議会定例会に1棟40万円、5棟分の200万円の補正予算を提出させていただき、賛成多数でお認めいただいたという経過でございます。

しかしながら、その後、ウッドショック等の物価高騰により、認めていただいた予算200万円では5棟全てに設置ができないという事情が発生しまして、令和5年1月の議会全員協議会で私から——口頭ですが——今年度につきましては1棟のみ設置させていただき、残りの4棟は令和5年の当初予算、もしくは令和5年の補正予算で対応させていただきたい旨、御報告をさせていただいたということでございます。

これを受けまして、令和5年度の当初予算、こちらで2棟分の経費を計上させていただきまして、議員全員の賛成にて予算を可決いただいたということで、2棟は執行しております。

このような経過でございまして、残りの2棟分のウッドデッキの拡張を繰越金や交付税などの歳入が見込める今回の9月補正でお願いしてきたというところでございます。

委員会の事業調査では、夏場の暑さ対策が必要ではという御意見もいただきました。直接担当している職員は随時i i ネイチャーに行っておりますので、暑さ対策が必要なことは肌で感じているところでございますが、夏場だけでなく、一年を通じて利用いただけるウッドデッキの拡張を、残り2棟でございますので、まずは先にこちらを整備させていただきたいという思いでございます。

施設の整備は一気にというわけにはありませんが、順次整備を行っていきたく思っております。

また、真夏の時期は飯島町民の皆さんでさえ外に出ることを控えるような昨今の環境

でございますので、御利用いただいた方々には坊主平や千人塚など涼しく過ごせる体験メニューをお勧めするなどの取組が必要かなというふうにもおるところでございます。

先ほども申し上げましたが、残り2棟となりましたので、ウッドデッキの整備が進められますよう、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

議 長

ほかにごございますか。

1 番

伊藤議員

光をそそぐ補助金についてですが、4月から昨日——9月14日までに既に57件の申込みがあります。ちょうど半年で57件、年度末になればもっと多くなるかと思えます。今回の予算が八十何件分で、31件オーバーするんですね。そうすると6,000万円不足になるんですが、これをどういうふうにも考えているか、答弁お願いします。

地域創造課長

この補助事業を進める中で、当初からの説明の中で、申請いただいたものをお断りというか、認めないという考え方はないという説明を私のほうからも議会の皆様に対してしておりますので、担当課としましては申請をみんな認めていきたいという姿勢でおります。

ただ、これは町の財政部局が長期的な財政運営の中で判断していく部分もございまして、町全体として、行政全体としてこれを進めていくか、その判断は当然してから議案を提出ということになりますので、担当課としては今言ったような気持ちでおります。よろしくお願ひします。

1 番

伊藤議員

全て申請したのを受けるとんでもないことだと思います。これに1,000人の申請が来たら1,000人を受けるということで、こんなのは財政破綻しちゃいますよね。

これは、ある程度、もう予算はこれまでですから断るべきだと思うんですね。最初からこれは入り口が間違っていると思います。予算はこれですから、もう受付は終了しますって言えばいいじゃないですか。そこら辺をどう考えるんですか。

副 町 長

先ほども申し上げましたが、ある程度は我々も予想をしてこの制度をつくっておりますので、歳入関係もある、それから財政運営上でも財政調整基金にその分を上乗せして積んできたりとか、そういう処置もしてこの制度を運営しておるといのは実態でございます。

担当課長も申しましたように、姿勢といたしましては、我々は、一応制度を町民に発表した以上は、その条件に合えば受け入れていくというのが基本的な姿勢だというふうにも理解しております、財政の運営の中でよっぽどのことがない限りは、そのところで受け入れていきたいというふうにも考えております。

ただ、財政運営上の中でこの辺までというのは当然出てくるということも思っておりますので、先ほど申しましたように、リフォームにつきましても予算の範囲内ということをお願いをする、予算の範囲内につきましても、当然、議会にかかるわけでございますので、その中で判断をしていただくとということになるというふうにも思っています。

町 長 | この事業につきましては、各課の担当部局がしっかりと、予算の運営、また資金の運営等をしっかりと熟慮しながら立てた計画でございます。その場しのぎでつくった計画ではございません。

ある意味、それは人口増、飯島町のゼロ歳～14歳が隣の町村に比べ非常に少ない、これがある程度取り戻さなきゃいけないと、こういう大きな目標の中で立てた施策でございます。

これは、しっかりと4月に発表させていただき、制度設計も発表させていただき、町民の皆さんにも期待をいただいております。したがって、それにはしっかりと応えてやらなきゃならないなというふうに思っています。

しかも、それによって財政が、将来負担比率があやふやになるとか、腰骨が折れるような、そういう不安定さということが現にあるわけではございません。しっかりそれも見詰めた中で、事業計画、資金の計画も立てておるわけでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

修正するところは、この一年半やった中で、計画を立て、制度設計をつくり、現場で担当しておる皆様方がひしひしと感している部分でございますので、それは今後の修正というものに結びついてくるのではないかなというふうに思っております。

議 長 | ほかに……。

4 番

坂本議員

関連の質問なんですけれども、光をそそぐの要綱の中には町内業者を使うという要項を入れなかったわけなんですけれども、住宅リフォームに関しては町内業者を使うということで、それが入っております。要綱をつくる中でどうしてそれを入れなかったのか、その理由についてお尋ねしたいと思います。

地域創造課長

光をそそぐの前のリフォーム補助金については、町内業者という規定がございます。

光をそそぐにつきましては、取得もリフォームも町内業者という規定は設けておりません。

設計の段階で、検討の中には当然出てまいりました、町内業者に絞るべきかどうか。そういった検討の中で、やっぱり住宅取得という若い世代の御夫婦なりが新しく家を建てて飯島町に定住して、これからしっかり生活していくという中で、財産の取得というのは大変人生の中でも大きな投資になります。そういった投資は、自分のやっぱり思いどおりの気に入った住宅を建てるというニーズが当然あるんだろうなというふうに思いまして、それには、いろいろなメーカーがそれぞれの特徴のある商品を出しておりますので、それに対応していくというような要綱のほうが、より飯島町に来ていただける方が増えるのではないかと、そういう自由度を設けたというのが町内業者に設定しなかった理由の1つでございます。

6 番

浜田議員

人口増の異次元の政策だということですけども——大体異次元ってつけて上手くいった政策はないんですけどね。

それはともかく、特にマイホーム取得のほうで、これを利用された方はどこからの転

入者だったのでしょうか。県外からの転入者の割合、それから近隣からの転入者の割合が分かればお知らせいただきたいと思います。

地域創造課長 昨年度1年間のデータでございますが、町外から転入者が12件ございます。

それで、県外からが3件、それから、ちょっと合計していないので口頭で市町村名を言って答えますけれども、お控えいただきたいと思います。伊那市が1件、駒ヶ根市が3件、箕輪町が1件、中川村が2件、それから長野市からが1件、松川町から1件、それで、先ほど申し上げました県外からが3件ということで、12件の町外申請者の内訳でございます。

議長 ほかにも……。

2番 坂井議員 この制度の事業者には今は町内業者をっていうふうなことがないというふうなことなんですけれども、町内に事業者っていうのは幾つあるんでしょうか、お答えください。

地域創造課長 申し訳ありません。ちょっと数字を控えておりませんが、大手の建設業者もおれば、個人で大工さんをやられている方もおりますので、ちょっと数字は、私、控えておりませんが、そういったいろいろな住宅に関わる業者さんがいるということだけで承知しておりますので、数字は言えなくて大変申し訳ございませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

8番 堀内議員 17ページにあります1153車両管理費なんですけれども、調査の中では3台購入するという話がありまして、町としても、この前、電気自動車の軽自動車を買われたという中と、ゼロカーボンシティ宣言をした中で地球、環境に優しいものを入れていくべきだというふうにも私は考えますけれども、それで、調査の中ではハイブリッドのミニバンを購入するということですが、これの電気供給できないというふうな話がありました。

ハイブリッド車だと、多分オプションを入れると、コンセントがたしか1,500ワットの、何か、たしかコンセントだかをつけられて、そこから自宅に送ることもできる、それで燃料を入れればそれがずっと災害時にも使えて便利ですよっていう話を聞いている中で、そのような形の対策っていうものに取り組んでいくものなのかどうかっていうところを1つお聞かせいただきたい。

もう一つ、20ページにあります1861の防災対策費の中で、18の負担金の自治会集会施設インターネット整備事業、こちらでは5件の自治会は希望しないため対象外としておりますよというふうに調査の中でお答えをいただいています。

それで、これは有事のときだけ回線をつないで、ほぼ無償のような形で通信環境が取れるというものであって、災害のときには、自治会の上の人が判断するものではなく、全町民が同じように同じような情報をもらえないといけなかなというふうにも考えますので、これは町として積極的につけていくっていう方向を取ったほうがいいと思うんですけれども、そのあたりの2点を教えていただければと思います。

総務課長 まず公用車の関係ですけれども、今回の場合は利用頻度の高いミニバンということ

まず考えまして、それで、電気自動車っていうのもあったんですけども、まずハイブリッドということで検討をした経過でございます。

また、そういったところも今後は考えていかなきゃいけないかなというのは思っております。

それから、集会施設の有事の場合のインターネットですけれども、まずはそれぞれの自治会さんの御希望を聞いてということで、調査をした結果ということでございました。希望しなかったのが5つということですので、ちょっとその部分はまた考えてまいりたいと思います。

副町長 カarbonニュートラル宣言したこともございまして、電気自動車のほうにだんだんシフトしていくということは考えております。

今はミニバンのほうが——使用する課によってちょっと頻度、使い方が違ったりするものですから、そういう格好になっておると思いますが、来年度の予算からは、ちょっとそんな部分も考えて、それから充電設備とか、そういうことにつきましても公共施設にはちょっとつけたほうがいいのかっていうふうを考えておまして、実施計画の中でちょっとまた考えていかなきゃならんというふうに思っております。

そこら辺のところは、ちょっとまたこれから議論して、来年度の計画の中に入れるものは入れて、できるだけやっていきたいなというふうに思っております。自動車のEV化というか、SDGsとか、県の目標等もございまして、そういうものも併せて我々も研究をさせていただいておりますので、それも併せながら次年度以降の計画の中でということで、公用車を一気に変えるというわけにはまいりませんが、そういうふうを考えております。

以上でございます。

町長 先日、カーボンニュートラル宣言をした後の計画等について立案していく、検討をしていただく、何だ、諮問委員会が開催されて、その答申が町長のところへ届きました。

カーボンニュートラルの長い、2050年カーボンニュートラルゼロということを目指して、大きな流れで進んでいくと思います。

飯島町は、3万8,000トンのCO₂の削減をこれからはしなきゃいけないということです。

それで、その多くの削減のものは、まずは、やはり太陽光発電、この部分と、もう一つは電気自動車へのチェンジ、これが社会的にもどんどん進むだろうということです。

それで、長野県もその方向性で進んでいるんですけども、飯島町の場合は、太陽光発電については長野県の基準よりもちょっと低め、それで、電気自動車の普及については長野県の普及率と同等、こういう計画で進むという計画が出されております。

それで、飯島町の場合には——会長さんは信州大学の(チノ)先生にお願いしているんですけども、ほかの市町村に比べると、環境循環ライフ構想等の動きが既に動いていますし、また水力っていうのは大きな力になると、こういう御判断の中で、2050年には飯島町はこれがクリアできるだろうと、こういう、先日、お話をいただきました。

そういったことで、また今年も来年も電気自動車等についての施策は打っていかなくてはならないかなというふうに思っております。

8 番

堀内議員

内容は分かりました。

それで、今、総務課長から話があった中のハイブリッドのミニバンについては、そこから電気を取るっていうオプションをつけるものなのかどうか、今の話だと今後検討しますっていう話ですけども、今回買うときにもうつけちゃったほうが災害時に活用できるものになると思うんですけど、そのあたりはどのように考えているのでしょうか。

総務課長

現段階では、ちょっとそこまでの検討には至っておりません。

6 番

浜田議員

光をそそぐで1つ聞き漏らした件がありました。

先ほどの答弁はかなりひどいもので、止めたければ議会の議決でやればいいと、まるで我々に責任を転嫁したような答弁だったんですけども、じゃあ町としてはこの出口戦略をどういうふうに考えているのか。

つまり、先ほどは町民に約束した政策だからこれは遂行しなければいけないという説明でした。けれども、これは取得する町民に対する話であって、そうではない、つまり本当に人と人の関係、つながりで飯島町に転入されて、しかしながらこの制度には引かかからなかった、早過ぎたという方からは不満の声があります。

それから、逆に、3か年計画で、その後ストップすれば、逆に例えば将来は御結婚を考えているとか、いろんな事情でその後に新築を予定された方は、この時限的な制度を利用できなかったという問題が当然生じてくるわけです。

そういう非常に限定的な政策から外れた皆さんに対して、特にスタートの場合は、もう起こってしまったことで、不満だけが残っているんですけども、逆の場合に対してどういう軟着陸というか、出口戦略を具体的にお考えなのか、財政的なことも十分考えられたというふうなお話でしたけども、それにしても当初予算の2.5倍に膨れ上がっているわけですけども、どうなさるのかについてきちんとした説明をお願いします。

町 長

こういう支援の政策につきましては、当然期限があります。国の政策にしても、いろいろ支援があつて期限がございます。そこに焦点が——対象になった方、ならない方、当然不公平が生じるんですけども、例えば電気自動車の補助がどれだけついているとか、それが今年で終わっちゃったとか、自分の子どもがまだ運転免許を取る前に終わっちゃったとか、そういうことは当然起こり得ることだと思います。しかし、その地点での効果を求めているということでございます。

また、少子化対策につきましては、これは長い年月の中でやらなきゃいけないので、時限立法というよりも、ほかのまた少子化対策の方法が考えられていくのではないかなというふうに思っております。

議 長

出口戦略っていうふうには……。ちょっと分からないんですが、出口戦略っていうところではどうなんでしょうか。

町 長

出口戦略は、出口になってみて、その状況を見ないと、今から答えることはできませ

ん。そのときに、やっぱり出口戦略を取っていかなきゃならないだろうと、それをどういう方法でやるかということは、また職員の皆さんが知恵を出したり、また議会の皆様方から御意見をいただく中で、今度はこういう方法の少子化対策をしようじゃないかということで決まるかと思います。

7番

三浦議員

35ページなんですけれども、4231の町道整備事業では上ノ原幹線の歩道設置の調査業務ということで予算が盛られています、歩道設置はいつまでに完了するのか、予定をお聞かせいただきたいと思います。

副町長

一般質問でもいただいておりますので、我々も検討しなきゃならん項目だというふうに思っております。

J Aとも十分話を今詰めているところでございまして、調査費でございまして、これからということになります。

多分、歩道設置につきましては、水路の関係、それから路肩の狭さの関係、全部関わってくるというふうに思っておりますので、早急に打つ処置といたしましては若干の応急処置が必要だろうというふうにちょっと考えております。

J Aの稲刈りをしたトラックの運搬経路ですとか、そういうことは委員会のほうで説明があったのかもしれませんが、一応それも含めまして調査費の中でちゃんと検討をしないと、あまり慌てたことをすると後にまた禍根を残すことになっていきますので、上ノ原幹線の上ノ原の広域農道の交差点から上の中央道のあたりまでってということになっておりますので、そこのところ全部きちっと研究した中でやってまいります。

ただ、早急な処置というのを言われておりましたので、その点については我々の中でも検討しなきゃならんだろうというふうに考えておりますので、何らかの処置は、また皆様にできるような格好でお示しをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長

2番

坂井議員

坂井さんは3回目になりますかね。3回目になりますのでお気をつけください。

18ページ、1178飯島流ワーケーション事業なんですけれども、地域おこし協力隊は募集をかけたけど来なかったということで、それで、ここ数年の推移を見ると、毎年何名かは応募があって採用しているんですけども、今年度は誰も応募がなかったということで、それについて今後どのようにしていくのか、なぜ応募がなかったのかについての見解をお答えください。

地域創造課長

ワーケーション事業に携わっていただける地域おこし協力隊、今年度入りまして募集をかけていったわけですが、数回にわたり進めてまいりましたが、残念ながら応募がなかったという実態でございます。

その原因としましては、なかなかつかみどころのないところではございますが、1つとしては、年度途中で自分の生活を一変させて飯島町に来てやろうっていう方々がなかなか年度中途にはいないのかなっていうのも1つ理由ではないかというふうに判断しております。

したがいまして、来年の4月1日採用ということで、この冬から募集をかけていくと、その予定で今進めております。そのほうが、年度の切替えですので、現にお勤めいただいている方も判断がしやすいのかなっていうところもございますので、応募があることを期待して募集をかけていきたいというふうに思っております。

議長
11番
吉川議員

ほかに……。

補正予算とはちょっと関係ないですが、関連があります。

27ページ、衛生費であります、保健福祉課。コロナワクチンということで接種が、秋冬接種ですか、始まって、既に65歳以上は、やっているんですけども、コロナと別にインフルエンザもちょっと全国ではやってきているということで、インフルエンザワクチンの補助の関係はどうでしょうか、今後考えておるのかどうか。補助っていうか、今までもあったかと思えますけど。

健康福祉課長

インフルエンザの補助、現段階では新たな町単独での補助という部分の予定はございません。

議長
3番
折山議員

ほかにございませんか。

3点ばかりお聞きしたいと思うんですが、ちょっと今の質問のやり取りを聞いていると、やっぱりこの補正に対して自信を持って、通過した場合は町民にきちんと説明をしなきゃならない議員の立場として何点かお聞きしたいなと思います。

まず、町長がこれはきちんとした制度設計に基づいてやる事業だというリフォームと住宅取得、この補助金、額がとても大きい、何で当初予算よりも補正のほうが大きいのか、きちんとした制度設計に基づいているんならば、制度設計というのは当然出口戦略も必要な財源も見据えた上で立てるのがきちんとした制度設計であるという若干の疑義があるんですが、許容して考えるのであれば、前年度の繰越額が確定するこの時期だから、それを眺めながら将来に向けてこの大きい補正を組んだよというお答えであれば、そこは許容できるんですが、今度は副町長の発言の中で、10年後に取り返しがつかなくなるから、そのようなことのないために無尽蔵の予算を投じてでもやるんだと。

そうすると——これはそのとおりだと思うんですね。取り返しがつかなくなる事態を議会が容認しちゃいけないと思うんですね。だけど、どういう事態が取り返しがつかなくなる事態なのかはちょっと理解ができなかったんで、あれば明確にお答えをいただきたい。

何人、どういう年齢構成で何人なると飯島町は取り返しがつかなくなる事態であって、それを防ぐために、これをしてどういうふうにしたらよくなるんだ、その見込みの下に3か年の時限立法の補助制度を構築したんだというお答えができればしてもらいたいし、できなければ、次の質問に併せて、我々が仮にこの予算が通過したときには住民にきちんと説明するために資料の提供をしていただけるのかどうかをお聞きしたい。

その中では、副町長のお答えの中では10年で元が取れる、それで、しかも所得税だ、背景って言いましたね。それで、簡単に言うと、転入してくる人が何人だと何年後か

ら固定資産税が幾ら入ってきて、町税が幾ら増えて。

ところが、今の税の仕組みってというのは、国へ一旦吸い上げて再配分をする、交付税で再配分するのが税の仕組みであって、いわゆる通常は——3割自治っていう言葉をよく使うんですね、3割しか、もっと厳格に言えば25%だけが町が自由に使えるお金のはずです。

それで、副町長の言われたのは、税収が幾ら増えると、その25%を10年積み重ねると幾らになるから、だから元が取れるという話でないと整合、つじつまが合わない話だと思います。

一方で、その方にかかる行政費用も要るはずですよ。それを幾らとして見込んでいるのか。

今日はその細かい資料を出せとは申し上げませんが、2点、どういう事態になると飯島町は取り返しがつかない事態なのかということを確認に数字としてお示しいただく。今回のこの事業でその数字がこういうふうに変更するということを明確に言っていたら、後でこの事業効果の検証が極めて楽になるかと思っておりますので——本日だけでなくいいです。もし仮にこの予算が通過したのであれば、我々がきちっと住民に我々の責任で議決したっていうことを説明できるために、その資料の提出を求めますが、よろしいでしょうか。

もう一回確認しておきます。25%だけ、税収、自由に使えるお金ですよ。今回、数千万円、補助事業であればこの倍が使えるはずですよ。真水だけですから、税金の中からこの真水の部分をここへ充てるわけですよ。先ほど来、危険なこの道路の歩道はいつできるんですか、こんなような質問があります。喫緊した今の町民を危険にしたものがあったら、なおかつそれを置いて、先送りにして本事業をやる意味を十分に我々は町民に説明しなければならぬので、今の2点は後に資料の提出をいただけるということで、よろしいですね。

〔下平町長起立〕(折山議員「いや、副町長の答弁です」と呼ぶ)

副町長

我々が令和3年度に試算した表がございますので、それを提出させていただきます。それにつきましては、プロジェクトの中で検討した材料として、先ほど私が申し上げましたように、確かに、今、議員さんがおっしゃるように固定資産税の減免を行っておりますので、かかる経費、10年は——新築した場合は——そこで本税に戻しておりますので、その後、固定資産税は返ってまいります。実際にかかってくるということでございますので、そこは、10年たたなければ固定資産税を見込むことはできません。

住民税、いわゆる町の財源といたしましては、普通に仕事をしていらっしゃる御夫婦でございますと、平均的に1人、男女合わせて……(折山議員「議長。時間が過ぎていくんで、提出、出していただけるか、いただけないか、それだけで結構です、私の求めた」と呼ぶ)止めないでください、我々も言いたいことがございますので。

その部分については一切の資料を提出するって言うておりますので、少し説明をさせていただきます。

夫婦であれば、両方でやりますと年間で10万円くらいの所得税に基づいた住民税が

入ってまいりますので、それを見込んでこの計画を立てております。

財源も、先ほど申しましたように——まあ、歩道の関係もございます。そこを置いているわけではございませんので、そこははっきり申し上げておきます。

議長 副町長、取り返しがつかなくなるとおっしゃっていた、その件は……。いいですか。
(折山議員「どんな状況が取り返しがつかないかっていうのは、また細かい資料を出していただければいいです」と呼ぶ)

副町長 その資料はどうですか。

副町長 年間でどのくらい的人数が必要かということをいろいろの研究から出したものがございますので、それをお出しいたします。

地域創造課長 申し訳ございません。

副町長の1回目の答弁で所得税という言葉がありましたけれども、今の2回目の答弁では所得税を基にした住民税というふうに訂正して言っていただきました。

プロジェクトでは、住民税のほうで、20代30代40代の男性女性、それぞれの住民税の税額の平均を取って、御夫婦2人で1世帯、年間にどのくらいの住民税が入るかというのを年代別に試算して、それを基に10年で200万円くらいの税収が見込めるというふうにっておりますので、また、資料については先ほど副町長の答弁のとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3番
折山議員 ちょっとまた今の説明を聞いて不安になりましたが、住民税が幾ら集まるかっていうのは問題にしておりません。

吸い上げられて交付税として措置される3割自治ということを背景に考えた場合に、20万円が10年たつて200万円じゃないわけですよ。75%を国へ報告して、それに基づいた交付税の再配分があつて、実際に使えるのは25%のはずです。それをきちつと頭に置いて財政を考えられているというふうに——私はもう現役を引退して、いろんな税法が変わつて、もう十何年たつています。皆さんは現役のプロですから、財政の計算をするときにはそれはきちつと頭に置いて言っていただいておりますということを期待して、その部分の資料の提出を求めるわけですよ。

ですから、20万円の住民税が入ってくる、10年で200万円、その答えだと全然違ふ内容になつていくかと思ひますので、念押しだけです。

地域創造課長 今回の金額は、飯島町の町民住民税というかでございますので、町が直接納税者からいただいて一般財源にしている財源ですので、その25%というか、3割自治とは全然別の話でございますので、そこら辺は御理解いただきたいと思ひます。

議長 3回目です。

3番
折山議員 3回目です。最後にお聞きします。

今の課長のお話、財政のほうへ聞きます。

税収が増えれば、増えていくほど最後は交付税不交付団体になります。同様に、税収が増えれば交付税が減らされるという今は制度じゃないんですか、変わりましたか。

企画政策課長

議員さんのおっしゃるとおり、収入が基準財政需要額を基準財政収入額が上回れば交付税は来ないということになりまして、今おっしゃるとおり、端的に申し上げれば収入が増えれば交付税は来ないってということになりまして、税金が増えれば交付税が減ってくるっていうのは、そういうルールになっております。

それで、今おっしゃられた25%っていうのは、税金の基準財政収入額を算定するとき、25%分は引いて、控除して基準財政収入額としては認定しているというところで25%っておっしゃっているというふうに思っていますが、そういった形でいいかと思っております。

なので、25%が自由に使えるかっていう議論に直接行くかっていうところは、ちょっと確認が必要かなと思っております。

議長

ほかにごございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案ごとに討論、採決を行いますが、ここで片桐剛議員、吉川順平議員の2名から第7号議案 令和5年度飯島町一般会計補正予算（第5号）に対する修正案が提出されております。

修正案に対する提出者の説明を求めます。

〔片桐議員登壇〕

10番

片桐議員

それでは第7号議案 令和5年度飯島町一般会計補正予算（第5号）に対する修正案につきまして御提案をさせていただきます。

お手元の資料を御確認いただきながら、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは提案理由の説明を述べさせていただきます。

事業コード1178 飯島流ワーケーション事業、設備追加工事、ウッドデッキ拡張工事の部分であります。

費用360万円が計上されているものを予備費に振り替えるという御提案であります。

今回、委員会事業調査の中では、これまで3棟のデッキ拡張工事を行い、ほかの2棟も同様の整備を行いたい、またワーケーションの観点から屋外で景色を見ながら仕事、またバーベキューを楽しむためのものと、そして当初のスペースではパソコンも広げることができず作業ができないなどという説明がありました。

現状の施設利用の実態を見ますと、土日の利用がほとんどで、平日、いわゆる仕事をしながらの利用は皆無ではないかというふうに考えることができます。

また、これまで議会で何度となく議論されてきましたけれども、デッキ利用時の暑さ対策、これがいまだになされていません。

そこで、PC、タブレットなどを広げての作業ということ想定するのであれば、作業エリアだけでも木陰がないと屋外で画面を見ながらの作業は難しいということが考えられます。屋根をつけるなど大がかりなものでもなくとも、検討する必要は再三申し上げ

てまいつているところでございます。現状、対策は行われておりません。

また、アンケート結果から、デッキがない施設よりもデッキがある施設のほうが高評価であったと、そのため残りの2棟に対しても追加工事をという見解が出されました。

設備的には、ないよりもあったほうがよいことは目に見えていますが、何を基準とした目的とした「よい」なのかが非常に不明確でありました。

先ほどの暑さ対策、また一年を通しての利便検証、これは、施設の立地上、ウッドデッキの場合、冬場は凍結し利用者の転倒事故につながるのではないかと、また目的に沿った必要設備のほかのケースの導入検証が十分ではないと考えます。

5棟が同じハードスペックでないといけないということはないかと思えます。

むしろ、棟ごと設備に違いがあり、御利用くださる方に選んでいただける環境、また料金体系にも差があつてよいのではないかというふうに考えます。

また、その違いをアンケートに反映させ、この地にあるこの設備に何が求められているのか、これを吸い上げてニーズに合わせた施設整備を行っていく、このような動きこそ本来であり、求められる設備をブラッシュアップするのに必要なステップアップであるというふうに考えます。

ほか、予算全体的には、様々に考慮され、素早く実施する事項も存在するため、今回のウッドデッキ拡張費予算を減として、予備費で調整をする修正案を提案するものでございます。

多くの議員の皆様にご賛同いただけるようお願い申し上げます。

以上です。

議長 これから、ただいまございました修正案につきまして質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手者なし]

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

発言者は自席へお戻りください。

[片桐議員降壇]

議長 これから討論、採決を行います。議事の進め方について事務局長から説明をさせます。

事務局長 審議方法説明

議長 ただいま説明ございましたとおりでございます。

お諮りいたします。

今後の議事運営につきましては事務局長の説明のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。

それでは討論を行ってまいります。

まず原案に賛成の方の討論はありませんか。

8番

堀内議員

原案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の補正予算については、必要な部分に予算が組まれているものというふうに考えます。

内容についても、おおむね事業者からの意見や自治会、住民からの意見が主にくみ取られたものだというふうに判断いたします。

また、質問にありましたハイブリッドの件についても、しっかり今回からも——多分オプションは数万円ぐらいのもので、しっかりつけられるような対策をしていたきたいという要望も含めまして、賛成とさせていただきます。

議 長

次に原案及び修正案に反対の方の討論を行います。

討論ありませんか。

[挙手者なし]

議 長

次に、もう一度、原案に賛成の方の討論はありますか。

もう一度原案に賛成の方の討論はありますか。

11番

吉川議員

賛成の立場で……。間違いました。

議 長

原案に賛成ですよ。

11番

吉川議員

修正案に……

議 長

原案です。

11番

吉川議員

あ、原案ね。間違えました。

議 長

取り消します。

原案に賛成の方はいらっしゃいませんね。

[挙手者なし]

議 長

次に修正案に賛成の方の討論はありますか。

11番

吉川議員

修正案に賛成としてそこに名前を書かせていただきました。

これも先ほどありましたが、1回は反省しますが、議会として賛成した者として反省すべきものはすべきということで、最初に断っておきます。

ただいま片桐議員からありました、全部網羅しておりますが、夏場の暑さ対策、それから冬の凍結の事故等を見て、利用頻度の問題があるという形でございます。

既に3～5棟につきましては、やっております。したがって、その平等性という形の中では全部やればいいわけですが、やはりいろいろなパターンがあってもいいんじゃないかという形、利用される方が選ぶ、そのためには、今は1泊2万円ということで一律にしておるわけではありますが、そうではなくて、価格帯もいろいろあっていいんじゃないか、その中から選ぶ、ちょっと安めにするとか、そういう工夫も大事であるのではないかというふうに考えております。

また、町民も、このウッドデッキなり、あそこの春日平につきましては非常に施設に関心を持っております。大丈夫かということで私のほうに質問も来ております。

したがって、いろいろな面で、予算の面で、もう少し慎重に検討しながら、また今後の状況を見ながら実行してもらいたいということで、修正案に賛成をいたします。よろしくをお願いします。

議 長 それでは、また戻りまして原案に賛成の方の討論はありますか。

[挙手者なし]

議 長 次に原案及び修正案に反対の方の討論はありませんか。

[挙手者なし]

議 長 次に修正案に賛成の方の討論はありませんか。

4番

坂本議員

私は修正案に対して賛成の立場で討論いたします。

先ほどからも言われているように、このウッドデッキの件に関しましては、利用者が増えてはいますけど、実態としては週末のみということで、そこで何かをやるという感じではない状況であります、仕事をするとか。

それで、実態は、バーベキューもウッドデッキでやっていなく、外の庭でやっているという話も聞いておりますので、先ほどから吉川議員が言われているように、いろんなパターン、ウッドデッキがなし、ありという中で料金改定もすればよろしいかと思えますので、この修正案に対して賛成の立場です。

議 長 ほかに討論はありませんか。

2番

坂井議員

修正案に賛成の立場から討論いたします。

先ほどウッドデッキについて質問をしたんですけれども、ちょっと物価高騰以外に特段の理由がなく、私自身は納得できるというふうな説明ではなかったと考えています。

その上で、吉川議員の説明にあった料金に差を設けるということで、ある棟とない棟をということで差を設けることで対応するというのは1つの考え方だと思います。少なくとも物価高騰なので360万円を増額するということよりは合理性のある理由かと考えます。

したがってまして修正案に賛成です。

以上です。

議 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第7号議案 令和5年度飯島町一般会計補正予算（第5号）について採決いたします。

本案は修正案が提出されていますので、先ほどの局長の説明のとおり、議事の整理上、まず2名の議員から提出されました修正案について採決いたします。

この採決は起立によって行います。
第7号議案について修正案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。
〔賛成者起立〕
議長 賛成多数です。
お座りください。(起立者着席)
したがって、第7号議案に対する修正案は可決されました。
次に、ただいま修正可決した部分を除く原案について採決いたします。
修正部分を除くその他の部分について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を
願います。挙手で結構です。
〔賛成者挙手〕
議長 全員です。したがって、第7号議案は修正部分を除くその他の部分について原案のと
おり可決されました。
よって、第7号議案は修正可決となりました。
次に第8号議案 令和5年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につい
て討論を行います。
初めに原案に反対の討論はありませんか。
〔挙手者なし〕
議長 次に原案に賛成の討論はありませんか。
〔挙手者なし〕
議長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから第8号議案 令和5年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に
ついて採決いたします。
この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。
〔賛成者起立〕
議長 お座りください。(起立者着席)
起立多数です。したがって、第8号議案は原案のとおり可決されました。
続いて第9号議案 令和5年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に
ついて討論を行います。
初めに原案に反対討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長 次に原案に賛成討論はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから第9号議案 令和5年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
について採決いたします。

この採決は起立によって行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。
 [賛成者起立]

議 長 お座りください。(起立者着席)
 起立多数です。したがって、第9号議案は原案のとおり可決されました。
 次に第10号議案……(坂井議員「議長。議長、動議」と呼ぶ)

2番
 坂井議員 休憩の動議を申し立てます。
 既に2時間近く経過しておりますので、休憩をするべきかと私は考えます。

議 長 ただいま休憩の動議が出されました。
 賛成の方はいらっしゃいますか。
 [賛成者挙手]

議 長 賛成多数と認めます。
 それでは休憩を取りたいと思います。
 それでは11時20分まで休憩といたします。休憩。

休 憩 午前11時06分
 再 開 午前11時20分

議 長 会議を再開します。
 第10号議案 令和5年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。
 初めに原案に反対討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 次に原案に賛成討論はありますか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 ほかに討論はありますか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 討論なしと認めます。
 これで討論を終わります。
 これから第10号議案 令和5年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)について採決します。
 お諮りします。
 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、第10号議案は原案のとおり可決されました。
 次に第11号議案 令和5年度飯島町水道事業会計補正予算(第2号)について討論を行います。

初めに原案に反対討論はありますか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 次に原案に賛成討論はありますか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ほかに討論はありますか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。
 これで討論を終わります。
 これから第 11 号議案 令和 5 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 2 号）について採
 決いたします。
 お諮りいたします。
 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。
 次に第 12 号議案 令和 5 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について討論
 を行います。
 初めに原案に反対討論はありますか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 次に原案に賛成討論はありますか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ほかに討論はありますか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。
 これで討論を終わります。
 これから第 12 号議案 令和 5 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
 採決いたします。
 お諮りいたします。
 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 14 第 14 号議案 滝ヶ原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定に
 ついて
 を議題とします。
 本案について提案理由の説明を求めます。
 〔宮下副町長登壇〕

副 町 長 第 14 号議案 滝ヶ原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について提案
 理由の説明を申し上げます。

滝ヶ原地区高齢者支えあい拠点施設につきましては、地域介護福祉空間整備事業によりアグリネーチャーいいじまの敷地内に飯島町が整備をした施設でございます。

平成21年7月の供用開始から有限会社アグリネーチャーを指定管理者として指定し、管理運営を行ってまいりましたが、この9月1日をもちまして株式会社U—LEAPへと事業の承継が行われました。

このたび新たに運営を担う株式会社U—LEAPより指定管理者指定の申請がありましたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき株式会社U—LEAPを指定管理者として指定を行うものでございます。

なお、指定管理期間は令和5年10月1日から令和8年3月31日まででございます。

細部につきましては御質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

[宮下副町長降壇]

議長

これから質疑を行います。
質疑はありますか。

2番

坂井議員

この指定管理者となる団体、株式会社U—LEAPですけれども、これがどのような会社なのか説明を求めます。

あと、質疑ではないですけれども、私はちょっとこの議案に個人的な利害関係を持っておりますので、討論、採決は欠席いたします。

産業振興課長

U—LEAPについての御質問でございます。

この会社の事業内容は、イベント企画及び広告業、ダンスインストラクターの派遣等の事業を行っております。

議長

4番

坂本議員

それではちょっと質問いたします。

これは、指定管理料はアグリネーチャーに指定管理していたのと同じ料金でやるのか、それとともに、内容も変わらない以前の状況でU—LEAPが管理をしていくのか、その点、2点をお願いします。

産業振興課長

まず継承の内容から先にお答えさせていただきますけれど、今までは有限会社アグリネーチャーでありました。この事業内容を、まず継承してまいります。従業員についても今まで雇用していた方については引き続き雇用していただくということで聞いております。

続いて指定管理料でございますが、ここは地区高齢者支えあい施設でありまして、高齢者、障害者、子ども、またそういった触れ合いの場としての活用の施設でございます。特段、料金については発生しておりません。こちらから出しているということは——今までと同じで、出しているということはありません。今後も同じです。

2番

坂井議員

今、高齢者の施設で子どもたちと触れ合ったりすることも行っているということだっ

たんですけれども、U-LEAPはイベント、広告、ダンスインストラクターの派遣業というのを事業内容としておりまして、今の滝ヶ原の高齢者支えあい施設とちょっと業種が違うように感じるんですけれども、その点はきちんとフォローされていくんでしょうか、お答えください。

産業振興課長 町では、今回の指定管理に際しまして定款も出させていただいておりますけれども、この中にもイベント企画、広告、また宿泊施設の運営管理、一般管理案内等も入っております。

それで、今までも、イベント等、町内の祭りでの実績も多くございますし、特に今後については宿泊について力を入れていきたいということで聞いております。

4番

坂本議員 今答えた中では、料金は出していない、町は出してないんですけれども、利用者は払っていたと思うんですけれども、業者がアグリネーチャーに支払いをしていたと思うんですけど、町外の方が使うとか、何か、それではあると思うんですが、その点は変わらないのか、宿泊料金等、そういうのも全て現状維持の状況で指定管理をするという形で決めたのかということ。

産業振興課長 今回指定管理の契約を結ぶのはアグリネーチャー全体ではございません。食堂の奥にある研修室、多目的ホールといいますか、あの室になりますので、まずここを御承知いただきたいと思います。

それで、この部屋の利用率というのは料金表にもありませんが、冷暖房費、これは町内の方でもいただいております。それで、その費用は管理者のほうに入るといいう仕組みになっておりますので、御承知いただきたいと思います。

議長 ほかに……。——よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

坂井議員から討論の辞退がありましたので、これを許可します。

退席を求めます。

〔坂井議員退場〕

議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

4番

坂本議員 賛成の立場で討論いたします。

以前の橘学苑の状況のときよりなお、こういうイベント関係をやっている会社ということで、情報とか、そういうものの発信がさらにされるかと思っておりますので、この施設の利用がいい方向に向かっていただきたいことを付しまして、賛成といたします。

議長 ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから第 14 号議案 滝ヶ原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。</p> <p>この採決は起立によって行います。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。</p> <p>[賛成者起立]</p>
議 長	<p>お座りください。(起立者着席)</p> <p>起立多数です。したがって、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。</p> <p>ここで暫時休憩といたします。</p>
休 憩	午前 11 時 31 分
再 開	午前 11 時 31 分
議 長	再開します。
議 長	<p>日程第 15 請願・陳情等の処理についてを議題といたします。</p> <p>去る 9 月 1 日の本会議において社会文教常任委員会へ審査を付託しました案件 2 件についてお手元に配付のとおり委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。</p> <p>各請願、陳情の審査については、委員長より委員会審査報告を求め、これに対する質疑の後、案件ごとに討論、採決を行います。</p> <p>これから委員長の報告を求めます。</p> <p>星野社会文教委員長。</p> <p>[星野社会文教委員長登壇]</p>
社会文教委員長	<p>それでは社会文教委員会に付託されました請願・陳情審査について御報告いたします。</p> <p>11 月 11 日 1 時 30 分より審査を行いました。</p> <p>陳情第 4 号 国に対し「健康保険証の継続を求める意見書」の提出を求める陳情、陳情第 5 号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書、提出者、上伊那医療生協飯島支部 高坂繁富氏、長野県保健医協会 高橋誠氏、この案件は 2 つとも同じようなものでしたので、ともに審査を行いました。</p> <p>質疑の中で提案されたのが趣旨採択の提案ということで、委員会のほうから上がりまして、保険証は大事、政府・行政の方向、利便性はメリット、資格確認書で賄えるとなれば一本化にしつつ、納得できる形で持っていけない場合は保険証を継続するべきという意見が出まして、賛成となりました。</p> <p>それで、委員会としては趣旨採択という結論に達しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>これから委員長報告に対する質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p>

6 番

浜田議員

お尋ねします。

元々の陳情項目に対して趣旨採択になった変更点についての説明をお願いします。

社会文教委員長

マイナンバーとの併用ということがありまして、両方使えるようならいいじゃないかということで意見が上がりまして、その中で、継続を考えて、利用者のことも考えて継続を考えたらどうかという意見が出まして、趣旨採択となりました。

議 長

ほかに……。——質疑ありませんか。

6 番

浜田議員

その考え方だったら、もともとの陳情書に継続することって書いてあるんで、それは趣旨採択じゃなくて採択すればよかったんじゃないかと思うんですけども、趣旨採択っていうからには何らかの変更がかかっての趣旨採択になったと思うんですけども、その違いは何なのか、お尋ねしたいと思います。

社会文教委員長

私としては、マイナンバーカードとの併用という形の中で、マイナンバーカードにもづけをすると不便さも生まれるということで、高齢の方たちもまだ使い慣れていないので保険証を残したほうがいいということと、両方を考えた中で趣旨採択という結論に達したんですが。

議 長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

星野委員長、自席へお戻りください。

〔星野社会文教委員長降壇〕

議 長

以上で請願、陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから案件ごとに順次討論、採決を行います。

最初に5陳情第4号 国に対し「健康保険証の継続を求める意見書」の提出を求める陳情について討論を行います。

本陳情の委員会の審査報告は趣旨採択です。

つきましては、今後の議事の進め方等につきまして事務局長に説明をさせます。

事務局長

審議方法説明

議 長

説明がありました。

お諮りいたします。

今後の議事運営につきましては事務局長の説明のとおりといたしたいと思いますですが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議なしと認めます。

それでは、それに従って討論を始めます。

初めに原案を採択することに賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 1番 伊藤議員 次に原案を採択すること及び趣旨採択することに反対の討論はありますか。

不採択の理由を申し上げます。

1番、マイナンバー法等の一部改正は令和5年6月9日に法律として既に公布されています。正式に公布されている法律を取り消すことは、現地点では不可能と思われま

2番、マイナンバーカードの個人を間違っ

て登録していないかとの総点検作業を今年の11月末をめどに進めているところ

です。このチェック作業が終われば、他人の情報が間違っ

て登録されることはなくなります。

3番目として、岸田首相は今年の8月4日の記者会見で保険証の代わりになる資格確認書を発行することを決定しました。これはマイナンバー保険証を持っていない人を対象に全員に発行することになっております。そのことにより、手続困難な高齢者、障害者、社会的弱者も医療が受けられなくなるという心配はなくなり、保険証が廃止されても資格確認書があれば全員確実に保険診察を受けることができる。

4番、マイナンバー保険証は、健康、医療、介護のデジタル化にとって必要であり、担い手不足やデジタル化にとって必要なことと思われる。

以上の理由により不採択と考

えます。

議長 次に原案を採択することに賛成の討論はありますか。

[挙手者なし]

議長 3番 折山議員 原案を趣旨採択することに賛成の討論はありますか。

それでは趣旨採択に賛成の立場で討論します。

私は、実際に自分で見てきた、ちょっと経験をしたんでなんですが、ある医療機関で、いわゆるマイナンバーカード、これを保険証として使っている方がいらしたんですが、どうもそこで何か混乱が生じていて、ちょっと私は不安に思ったんですね。これはシステムそのものが悪いのか、医療機関の読み取りのほうが悪かったのか。

いずれにしても、まだ完成してないわけですね。とすれば、それが完成して、きちっと国民の信頼を得られるまでの間は従来どおりの形で健康保険証を発行しようよという委員会の結論に対して賛同するものであります。

趣旨採択に賛成の討論でした。

議長 次に原案を採択することに賛成の方。

[挙手者なし]

議長 原案及び趣旨採択に反対の方はいらっしゃいますか。

[挙手者なし]

議長 4番 坂本議員 原案を趣旨採択することに賛成の方の討論はありますか。

趣旨採択に賛成の立場で討論いたします。

マイナンバーカードは、現在の普及は6万7,000人とは言われておりますけれども、その中でも、やはり、先ほどから言っています高齢者、それから障害者とか、マイナン

バーカードに反対の方たちもいらっしゃるわけで、そういった中で、まだ認識としては、なかなかマイナンバーカードに全国民が異動するという感じにはなっておりません。

それは、医療機関においてのマイナンバーカードの今の折山議員が言われたようなシステムもまだ全部が構築されていない状況であります。

そういった中で、資格確認書を出すとっておりますけれども、それに対する費用面で考えれば、国民健康保険証で十分適用できると思っております。

そういった中で、趣旨採択に賛成いたします。

議 長
2 番
坂井議員

ほかに討論はありませんか。

趣旨採択に賛成の立場で討論するんですけども、すいません、ちょっと趣旨が私の中で不明瞭な部分があったので、私の考える趣旨を述べた上で、そういうことなら賛成というふうにさせていただきます。

マイナ保険証を望まない人には資格確認書ということで、しかもこれはプッシュ式で配付されるということで、健康保険証の継続を望む人に対しての手当はできているかなというふうに考えております。

その上で、今後、高齢化はさらに進行し、医療費は増大していきます。いずれ破綻するというふうに、その可能性も高いというふうに考えておりますので、どこかで変更しなければならぬと考えます。

厚労省の資料によると、今回、健康保険証を廃止してマイナ保険証にするということによって、荒い計算ですけれども年間 70～100 億円程度の削減ができるという資料があります。

したがって、私は原則として健康保険証は廃止すべきと考えるんですけども、ただ、撤回を求めるという意見も相当数ありますので、来年の秋までに国民の理解が得られないようであれば廃止は延期すべきというふうに考えまして、趣旨採択に賛成します。

以上です。

議 長
議 長

そのほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから 5 陳情第 4 号 国に対し「健康保険証の継続を求める意見書」の提出を求める陳情について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

初めに本陳情を趣旨採択することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

議 長

お座りください。(起立者着席)

起立多数です。したがって、5 陳情第 4 号は趣旨採択することに決定いたしました。

次に 5 陳情第 5 号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書につ

いて討論を行います。

本陳情についての委員会審査報告は趣旨採択です。

については、討論、採決については先ほどと同様に行ってまいります。

初めに原案を採択することに賛成の方の討論はありませんか。

[挙手者なし]

議 長 次原案を採択すること及び原案を趣旨採択することに反対の討論はありませんか。

1 番 伊藤議員 先ほどと同じような内容になります。

これを全部読み上げるのは繰り返しになるので、これは省略しますが、先ほど読み上げたとおりで、不採択と考えます。

議 長 原案を採択することに賛成の討論はありますか。

議 長 [「なし」と呼ぶ者あり]

8 番 堀内議員 次原案を趣旨採択することに賛成の討論はありませんか。

趣旨採択に賛成の立場から討論させていただきます。

現行、マイナンバーカード及び資格確認書という方向で政府は動いているところでございます。

町としてもその方向へ進んでいくという話を聞いております。

それで、現状では6,700万人ぐらいが保険証とひもづけているという現状ではあるのですが、町としてもそちらの方向に進めていくべきというところではあるんですけども、かなり多くの――陳情にもあるように不安や不信感というものが拭えない中で全部を廃止するというのは難しいのではないかというふうに私は考えます。

ですので、国民の理解やセキュリティというものをしっかり構築した上で廃止するのはいいんですけども、それまでできないのであれば現状の保険証を継続して延長すべきというふうに考えて、趣旨採択といたします。

議 長 ほかに討論はありますか。

議 長 [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから5陳情第5号「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

初めに本陳情を趣旨採択とすることに賛成の方は御起立ください。

[賛成者起立]

議 長 お座りください。(起立者着席)

起立多数です。したがって、5陳情第5号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

議 長 日程第16 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。
 会議規則第 124 条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。
 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、本件につきましては別紙のとおり議員派遣することに決定いたしました。

議長 日程第 17 議会閉会中の委員会継続調査についてを議題といたします。
 会議規則第 72 条の規定によりお手元に配付のとおり議会閉会中の継続調査について各委員長から申出があります。
 お諮りいたします。
 申出の事件について議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。
 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、本件については各委員長からの申出のとおり継続調査といたします。
 暫時休憩とします。

休憩
再開
午前 11 時 50 分
午前 11 時 52 分

議長 会議を再開いたします。
 ただいまお手元にお配りしましたとおり、堀内学議員と伊藤秀明議員から 1 件ずつ、計 2 件の議案が提出されました。
 お諮りいたします。
 本案を日程に追加し、追加日程第 1・第 2 として議題にいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。
 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議案 2 件を日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

議長 追加日程第 1 発議第 6 号 「健康保険証利用に国民目線の改善を求める意見書」の提出について
 を議題といたします。
 事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 議案朗読
 議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
 8 番 堀内学議員。
 〔堀内議員登壇〕

8番

堀内議員

それでは本意見書の提案理由の説明を行います。

マイナンバーカードに保険証をひもづけることによる国民へのメリットが多い、そのメリットが現状ではあまり伝わっていない、マイナンバーカードに関するトラブルがマスコミ各社においても報道されており、国民の不安はかなり増大している状況です。

このような状態で保険証を一方的に廃止するということには問題を感じざるを得ません。

医療DXを進めるに当たり、国民の理解と情報セキュリティの強化を踏まえた対策を講じる必要があると考え、今回、健康保険証の利用についての意見書を提案するものです。

議長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

質疑なしと認めます。

これで討論を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

〔堀内議員降壇〕

議長

これから討論を行います。

初めに原案に反対討論はありませんか。

1番

伊藤議員

先ほど不採択の理由でも言いましたが、保険証の代わりにする資格確認書を発行することを決定しています。これは保険証と同じことです。

それで、これはマイナンバー保険証を持っていない人を対象に全員に発行することになっているので、これは保険証に代わりのものであるので問題はないと思います。

それで、今11月末をめどにチェック作業を全部やっています。

それで、飯島はエラーがなかったもので、飯島はゼロということで、問題ありません。

よって、この意見書には反対であります。

議長

原案に賛成の意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第6号「健康保険証利用に国民目線の改善を求める意見書」の提出について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長 お座りください。(起立者着席)
起立多数です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

議 長 追加日程第2 発議第7号 第7号議案 令和5年度飯島町一般会計補正予算(第5号)への附帯決議
を議題といたします。
事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 議案朗読

議 長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
1番 伊藤秀明議員。
〔伊藤議員登壇〕

1番 伊藤議員 それでは趣旨説明を發表します。
光をそそぐマイホーム取得・リフォーム予算は、当初5,900万円であった。
令和5年9月までの補正予算は9,000万円の巨額になっている。
昨年は1億4,000万円、本年度は9月の補正を含めて1億6,000万円、合計金額は3億円にもなる。
1円も国、県からの補助金はなく、町民の貴い税金をこの事業だけに使うことに疑問を感じる。
議会としても令和4年度の予算に賛成したことは後悔し、反省をしている。
これ以上金額が増額することに賛成はできません。
よって、ここに附帯決議を提案いたします。
以上です。

議 長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。
これで討論を終わります。
提出者は自席へお戻りください。
〔伊藤議員降壇〕

議 長 これから討論を行います。
初めに原案に反対討論はありませんか。

2番 坂井議員 原案に反対する立場から討論をいたします。
先ほどの質疑でもありましたけど、私の考える取り返しのつかない事態というのは飯島町から子どもが生まれなくなることだというふうに考えております。出生数は年々減少しており、今年度の出生数は現時点で10人ということで、危機的状況であると考えております。

その上で、光をそそぐの補助金に関しては、57件の申込みがあり、若い世代に盛況です。統計上も新築住宅が増えております。

家を建てると、よくも悪くも、そこから動かなくなるという効果が期待できます。

さらに、一度この補助金を行うというふうに広報している以上、途中でやめるということは当てにしていた世代から強い後悔と反発が来るということが予測されます。

マイホーム取得補助金の趣旨は若い世代の定住を促進するということなんですけれども、ここ30年間、給料は上がっていないにもかかわらず社会保障費は増大しております。

したがいまして、若い世代に援助して定住を促進するという趣旨は正しいと私は考えます。

さらに、町内事業者を使うよう整備するという内容になっているんですけれども、これは逆に町内事業者の競争力を奪うことになるのではないかと私は考えております。

私の結論としましては、令和5年の途中でやめるということは考えられないというのが私の結論になります。

町内事業者を使わなければいけないこと、また申請が多いので途中でやめる、さらなる追加を容認しないという姿勢は、私としては極めて排他的であると言わざるを得ないと考えます。

その上で、ここの附帯決議に書いてあります「深い後悔の念を表明する。」ということなんですけれども、私には深い後悔など全くありません。

さらに、深い後悔を表明するのであれば、附帯決議で町に言うことに加えて、議会だけ単独で反省の決議もするべきではないかと考えます。

したがいまして、私は今回の原案には反対です。

以上です。

議長
4番
坂本議員

次に原案に賛成の討論はありますか。

今、賛成の立場で討論いたします。

マイホーム取得補助金は、先ほどのどこからの転入者かという質問に対する当局の答えは、県外が3件、それで、あとは全部近隣でした。ということで、ある部分では伊那谷の中で若い層を奪い合っているという現状があります。

それで、あとは、49歳以下としておりますが、やはりそのちょっと上の世代からすれば不公平感もあるのと、それと、今までこういう政策を取らなかった中で平成30年度における移住者推移は96人という中で、こういう莫大なお金を入れなくても地道にやってきた今までの移住・定住に対する町の経過があります。

そういった中で、議会としては承認したわけなんですけれども、しかし、どんどん膨れ上がる予算に対しては、このままこれをどんどん進めていいとはやはり私も思っておりませんので、どこまで——あとは、もう一つ、町内事業者を使うということに設定されているわけでもなく、これを利用する人が町外の業者を結構多く使っているというのも耳にしておりますので、内容に対しては再度精査する必要がありまして、この意見書に対して賛成といたします。

議 長
6 番
浜田議員

ほかに討論ございますか。

この附帯決議に賛成する立場で討論いたします。

まず、もともとの制度設計から見て重大な問題を含んでいるということは、今年当初予算が 5,900 万円でありながら、今回の補正まで含めてその 2.5 倍に膨れ上がっていると、この実績は昨年の動きから見て当然予測されたとは到底思えない、当初予算の 2.5 倍というのはとんでもない見損じだというふうに思います。そのくらい見通しのない事業を展開している。それも、提案者からあったように、国の補助金であるわけでもなく、全て町単独の事業であるということでもあります。

それから、もう一つは、昔の住宅リフォームの補助金の場合には町内事業者というふうに制限がかかっていました。それさえも外されているということがもう一つの重大な問題であります。

それで、一方で、復興券の場合には町の中でお金が還流するというところで、復興券の利用先はわざわざ商工会に 1,000 万円を超える手数料まで払って町内事業者を使うような仕組みをつくったわけです。それで、この一方で、200 万円——車が 1 台買える値段、このお金——町の税金が町内に流れ出すことに対して何の歯止め策もない、これは、やはり町の政策としてはダブルスタンダードではないかと。ある政策に関しては町内に限定する、別の政策に関しては町内に限定しない、これも認められないことだと思います。

ただ、一方で、町内の事業者だけでは賄い切れない量であることは、私も事業者の中の情報で承知していますので、それについては、例えばここで提案されているように事業者を含む事業体という答えは容認されるべきかもしれませんけれども、少なくとも限定はかけるべきだろうと思います。

それと、もう一つは、専らこれは利用者の利便性のみを強調するのは一方的であると思います。なぜならば、町内には様々な要求があって、この予算が膨れ上がれば、それぞれが次々に先送りされることは——もう既に先送りされている部分もありますけれども——火を見るよりも明らかであります。

もともと新築住宅を建てる予定のない方、それから時期的にこの予算執行に関われなかった、もっと早い時期に移住・定住——人のつながりで町に来られた方も利用できませんでした。逆に、この勢いでこのまま何年間も続けば、そして途中で財源的に持たなくなると打ち切るということになれば、逆の不公平感も出てくるわけです。

こういった意味で、歯止めなしの青天井の事業については——もちろんこれを議決した議会の不明を恥じるところでありますけれども、それであればこそ、今の時点で一定の歯止めをかけるべきだというふうに考えまして、この附帯決議に賛成するものであります。

議 長
11 番
吉川議員

ほかに討論はありますか。

今回の附帯決議に反対の立場として発言をさせていただきます。

附帯決議にもありましたように、当初予算には議員が全員賛成をしております。これ

については反省すべきと。

したがって、そこにもあります、既に追加修正を容認できない、年度内。っていうことでありますが、私は、先ほどありましたように、年度途中の提出については——今日も、朝、地域創造課の窓口に行ってまいりました。先ほど伊藤議員も毎日来ているということですが、毎日、申請要望が来ております。ここでやめることに対して申請要望がある方にどう説明していくのか、また議員の質が問われ、またその説明責任が問われます。これが1点。

それから、今後の財政のことでございます。先ほどありましたように、財政部局と、やっぱり真剣なプロジェクトをつくりながら、予想しながらやっておるわけでございます。非常に心配ということもありますけども、先ほどありましたように、細かい書類を出していただくということもありまして、やはりこれも心配ないと考えております。

一方で、多くの金額が予算の中で投入されておまして、これはめどがないのはいかなものかと考えます。したがって、本年度内——3月末までの間に向けて町側の制度指標をぜひとも検討すべきと考えております。

また、2番にありますように、この予算がリフォームについては非常に多いわけがありますので、その予算範囲内での見直しについては、この2番にもありますが、これは同意いたしますけども、やはり、先ほど言いましたように、すぐに即刻ここでやめるといふわけにはいきませんので、今回の附帯決議に対して私は反対の立場として発言させていただきます。よろしく申し上げます。

議 長 ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第7号 第7号議案 令和5年度飯島町一般会計補正予算（第5号）への附帯決議を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

議 長 お座りください。（起立者着席）

起立多数です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

ここで町長から議会閉会の挨拶をいただきます。

〔下平町長登壇〕

町 長 9月議会定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

去る9月1日から本日まで15日間の会期をもって開催されました9月議会定例会ですが、議員各位におかれましては、慎重審議をいただき、上程いたしました案件につきまして議決、承認をいただき、ありがとうございました。

特に、今議会は、決算議会として令和4年度の各会計決算に対する審議とともに、令

和5年度予算の補正案件など重要案件を審議いただきました。

議会審議並びに一般質問などを通じていただきました御意見や御提案等につきましては、真摯に受け止め、今後の行財政運営に慎重かつ全力で取り組んでまいる所存でございます。

また、今議会では、大変お忙しい中、本多代表監査委員さんの御出席をいただきました。審議を御傾聴賜り、また令和4年度各会計決算審査並びに財政健全化審査等の結果について御報告をいただき、誠にありがとうございました。

さて、9月に入り、日中はまだ30度近い暑さでございますが、朝晩の風の冷たさは秋を感じさせるものになってまいりました。

明日からは飯島地区でのお祭りを皮切りに各地区で毎週のように花火が上がり、飯島町の秋を感じる季節となりました。10月になりますと、いいちゃん産業祭りやいいちゃん文化祭などのイベントが予定されています。これらのイベントを通して地域での秋を楽しんでいただければと思うところでございます。

さて、国の動きに目を向けますと、令和5年6月に経済財政運営と改革の基本方針2023、いわゆる骨太方針が閣議決定されました。時代の転換点とも言える構造的な変化と課題に直面する中、30年ぶりとなる高い水準の賃上げや企業部門における高い投資意欲など、足元での前向きな動きをさらに強く拡大すべく、新しい資本主義の実現に向けた積極的な取組を加速させ、新時代にふさわしい経済社会の創造を目指していくとしております。

これらを踏まえ、先般、国の令和6年度概算要求が一般会計総額114兆3,000億円余りと過去最大になったことが報道発表されたところでございます。主には、防衛費や高齢化に伴う社会保障費などの増加によるもの、このほか、現段階では金額は示されていませんが、少子化対策や物価高騰対策など、実質的な要求額はさらに膨らむ見通しとされています。

町では、現在、令和6年度に向けた実施計画の策定を進めているところでございます。第6次総合計画の4年目に当たる令和6年度は、町の将来像と基本構想を柱にしっかり据えて、限りある財源を最大限活用すべく、DXの推進等を念頭に置いた事業の刷新、進化を図り、事業の必要性、緊急性、費用対効果、後年度負担等を考慮し、町にとってよりよい施策を進めてまいります。

また、今回お認めいただきました補正予算を含めて、令和5年度後半に向けて予定された事業を遅滞なく進めてまいり所存でございます。

町長2期目の4年の結びの議会に当たりまして申し上げます。

3年半も続いたコロナ禍の自粛生活は、経済活動の停滞や社会活動のコミュニティー維持に少なからず影響を与えました。規制により、新しい生活様式や働き方改革が実践される中で、今まで常識であった生活慣習が見直され、テレワークなど多様なライフスタイルが注目されて、田園回帰やふるさと回帰などが結構なスピード感で進んでおります。

どこの地方行政でも人口減少対策による地方創生は以前からの第一の大きな課題でし

たが、加えて、コロナ後における生き方の価値観の変化という身近な時代の流れにもタイムリーな対応が迫られています。

さらに加えて、伊那谷は、近い将来、リニア新幹線や三遠南信道などの国家的プロジェクトで高速交通網が整備されることで、東京―大阪間の中央部に位置して利便性が高まり、地政学的にも物流や人流において注目され、地の利を得た発展が期待される地域となります。

南アルプスのトンネルも次々と貫通し、昨年12月には飯田市でリニア長野県駅の工事も始まりました。

これらの効果が伊那谷を刺激するのは30年も先ではありません。すぐそこに見えています。伊那バレー新時代を迎えるに当たり、伊那谷の中で存在感のある飯島町になるために、ここ数年間は将来を見据えた施策を戦略的に打たなければならない時期と考えております。

先見的発想力のビジネスセンスと知識や見識を基にした肝っ玉を据えて物事に当たるという胆識を持った政治センス、この2つのセンス、2つの感度は、今までの地方行政の経験値やスピード感では通用しにくい多様な社会において、的確な施策を実行する二刀流として欠くことのできない政治的要素になります。飯島町の政治を預かる者として、これらの感度を磨くべく、日々の自己研さんに努めなければならないと思っております。

飯島町の町民の皆さん、町民を代表する議会の皆さん、そして政策の制度設計や政策を現場で実行されてきた役場職員の皆さんには、政策運営に御理解、御協力いただきましたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

町長より2期目最後の4年の区切りとして挨拶をさせていただきました。ありがとうございました。

〔下平町長降壇〕

議 長
事務局長

以上をもって令和5年9月飯島町議会定例会を閉会といたします。
御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)

閉 会

午後12時26分

上記の議事録は事務局長 林潤の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署名議員

署名議員